

一宮市こども総合計画

【案】

2024年●月

一 宮 市

目 次

I 総論

第1章 計画の策定にあたって.....	2
1 計画策定の背景・趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の対象.....	6
4 計画の期間.....	6
5 策定体制.....	6
第2章 子どもを取り巻く現状.....	7
1 市の全体的な状況.....	7
2 子どもや保護者の状況.....	9
3 一宮市の子育て家庭の状況.....	18
4 一宮市の子どもの生活状況.....	23
5 子ども・若者の意識と生活.....	29
第3章 計画の基本的な考え方.....	35
1 はじめに.....	35
2 共通目標とステージ目標.....	36
3 基本理念.....	37
4 施策の体系.....	38
5 計画の推進体制.....	39
6 計画の進捗管理.....	39

II 各論

第4章 施策の展開.....	44
共通目標1 子どもの権利保障.....	44
共通目標2 子どもや家庭の状況に応じた支援.....	48
共通目標3 子育てを応援する環境づくり.....	64
ステージ目標1 安心して生み育てられるための支援～妊娠期・乳幼児期～	70
ステージ目標2 子どもが健やかに育つ環境づくり～学童期・思春期～	81
ステージ目標3 次世代を担う青少年や若者への支援～思春期・青年期～	88
第5章 子ども・子育て支援事業.....	94
1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進.....	94
2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保策等.....	96
3 放課後対策の総合的推進.....	121



I

總論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

(1) 国・県の動き

わが国では、これまで少子化対策として、2003年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組が推進されてきました。

2015年には、「子ども・子育て関連3法※」（2012年制定）に基づく「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められ、さまざまな取組が展開されてきました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、さらには児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、子どもを取り巻く状況は深刻なものとなっており、コロナ禍の到来はこうした状況に拍車をかけています。

こういった中で2022年には、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が制定されました。翌年には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。これは、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」をめざすもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

(2) 一宮市の主な取組

本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一宮市次世代育成支援行動計画」を2007年に策定し、2010年には、「一宮市次世代育成支援行動計画後期計画」を策定しました。

2015年には「子ども・子育て支援法」で策定が義務づけられた「市町村子ども・子育て支援事業計画」として「一宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の計画的な提供体制の確保量を定め、本市の子育て支援の方向性を明らかにしました。

2020年には、その後継となる「第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

「第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画」の取組内容としては、保育園や認定こども園、小規模保育事業所、また、放課後児童クラブの定員を拡充するなど、多様化する子育てニーズに対応し、目標を達成してきました。しかしながら、放課後児童クラブにおいては、一旦、待機児童を解消したもの、一部の地区で待機児童が見込まれるため、引き続き注視していく必要があります。

(3) 「一宮市こども総合計画」策定の趣旨

本市では、国の「こども基本法」や「こども大綱」を受け、子ども施策を総合的に推進するため、「一宮市こども総合計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。本計画は、本市の実情を踏まえながら、2024年度に計画期間が満了となる「第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画」の後継である「第3期一宮市子ども・子育て支援事業計画」を含んだ計画として策定するものです。

※「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をさす。

■子どもに関する国・県の主な動き

年	国の動き	県の動き
1994	・「児童の権利に関する条約」批准	
2000	・「児童虐待の防止等に関する法律」制定	
2003	・「次世代育成支援対策推進法」制定 ・「少子化対策基本法」制定	
2005		・「あいち 子育て・子育ち応援プラン」策定
2007		・「愛知県少子化対策推進条例」制定
2009	・「子ども・若者育成支援推進法」制定	
2010	・「子ども・子育てビジョン」閣議決定	・「あいち はぐみんプラン」策定
2012	・「子ども・子育て関連3法」制定	
2013	・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」制定 ・「いじめ防止対策推進法」制定	
2014	・「母子及び父子並びに寡婦福祉法」改正 ・「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定	・「愛知県子どもを虐待から守る条例」制定
2015	・「少子化社会対策大綱」閣議決定 ・「子ども・子育て支援新制度」施行	・「あいち はぐみんプラン 2015-2019」策定
2016	・「子供・若者育成支援推進大綱」閣議決定	・「愛知子ども調査」実施
2017	・「子育て安心プラン」策定	
2019	・「幼児教育・保育の無償化」開始	
2020		・「あいち はぐみんプラン 2020-2024」策定
2022	・「こども基本法」制定 ・「児童福祉法」改正 ・「新たな児童虐待対策体制総合強化プラン」策定	
2023	・「こども未来戦略」閣議決定 ・「こども大綱」閣議決定 ・「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」閣議決定 ・「子どもの居場所づくりに関する指針」閣議決定 ・「放課後児童対策パッケージ」策定	・「あいち子ども・若者育成計画 2027」策定
2024	・「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」策定 ・「こどもまんなか実行計画 2024」策定	
2025		・「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」策定

2 計画の位置づけ

(1) こども基本法に定める「市町村こども計画」

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市における子ども施策に関する事項を定める計画です。

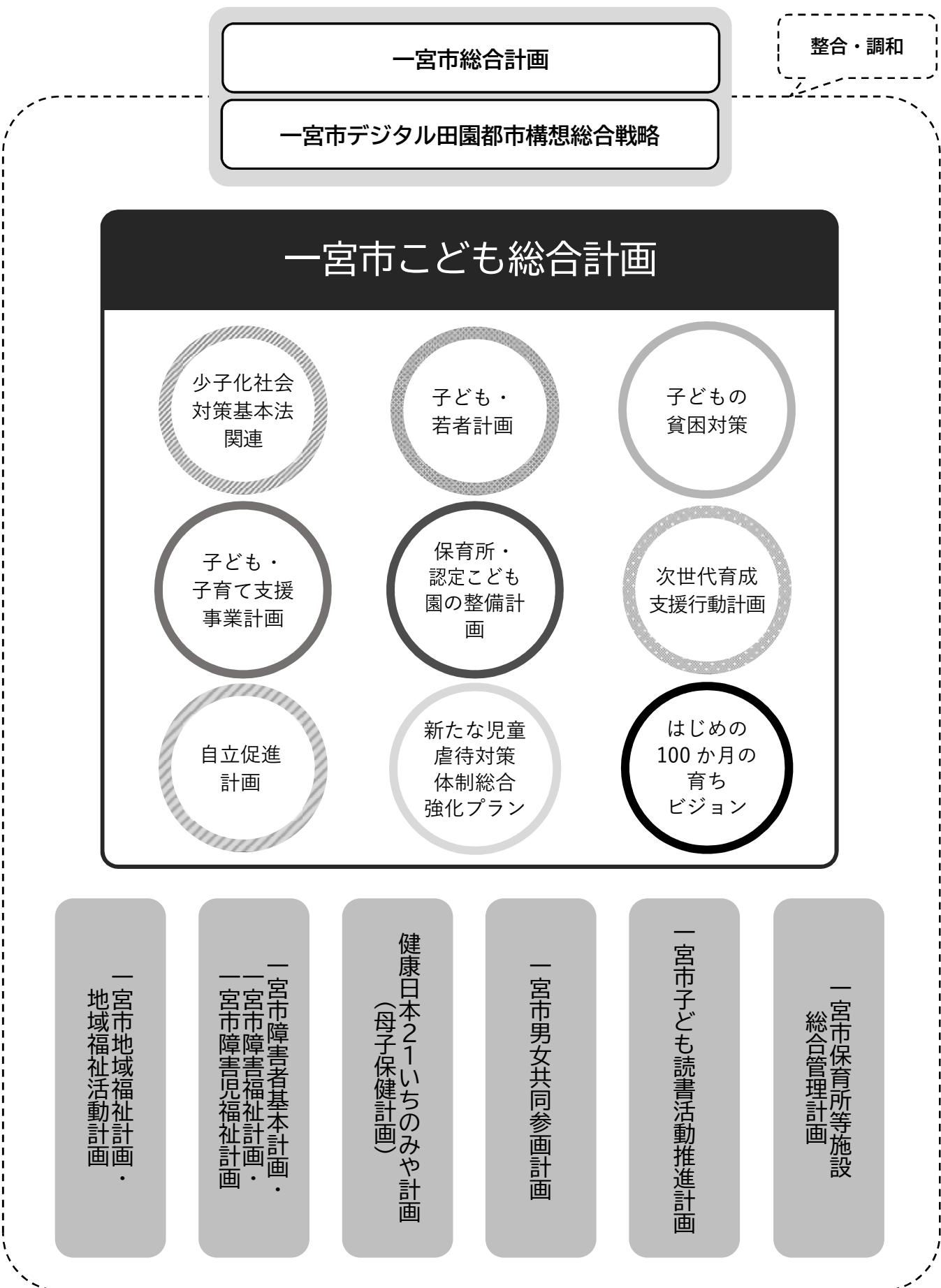
また、本計画は、次の子ども施策に関する計画等を包括するものとして策定しています。

- 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する施策
- 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」
- 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に定める「市町村計画」
- 子ども・子育て支援法第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 児童福祉法第56条の4の2第1項に定める「市町村整備計画」
- 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に定める「自立促進計画」
- 新たな児童虐待対策体制総合強化プラン
- 幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）

(2) 「一宮市総合計画」の個別計画としての位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「一宮市総合計画」の個別計画として位置づけつつ、「一宮市デジタル田園都市構想総合戦略」や、「一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「一宮市障害者基本計画・一宮市障害福祉計画・一宮市障害児福祉計画」、「健康日本21いのちのみや計画（母子保健計画）」、「一宮市男女共同参画計画」、「一宮市子ども読書活動推進計画」、「一宮市保育所等施設総合管理計画」などの関連計画と整合・調和を図るとともに、国の「こども大綱」や「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029」を踏まえて策定します。

■関連計画等との関係図



3 計画の対象

本計画において、「子ども」とは、こども基本法を踏まえて「心身の発達の過程にある者」をいうこととします。また、本計画の対象は、妊娠期を含めた0歳からおおむね30代までの「子ども」と、その「子ども」を養育する家庭とします。

なお、制度に準じる場合には「こども」や「子供」と表記することとします。

4 計画の期間

本計画の期間は、2025年度から2029年度の5か年とします。

■計画の期間

2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
第2期計画					
一宮市こども総合計画					

5 策定体制

本計画の策定にあたっては、庁内組織である「一宮市子ども・子育て支援事業推進会議」を開催し、関係課の連携によって計画策定を進めました。なお、計画案の検討段階ごとに「一宮市子ども・子育て審議会」の意見をお聴きしました。

さらに、子どもやその保護者、その他の関係者の意見を把握すべく、各種アンケート調査やワーケーション、意見聴取ボードなどによる意見を基礎資料としつつ、市民意見提出制度により、広く市民の意見を求めて策定しました。



(意見聴取ボードによる意見の収集)

第2章 子どもを取り巻く現状

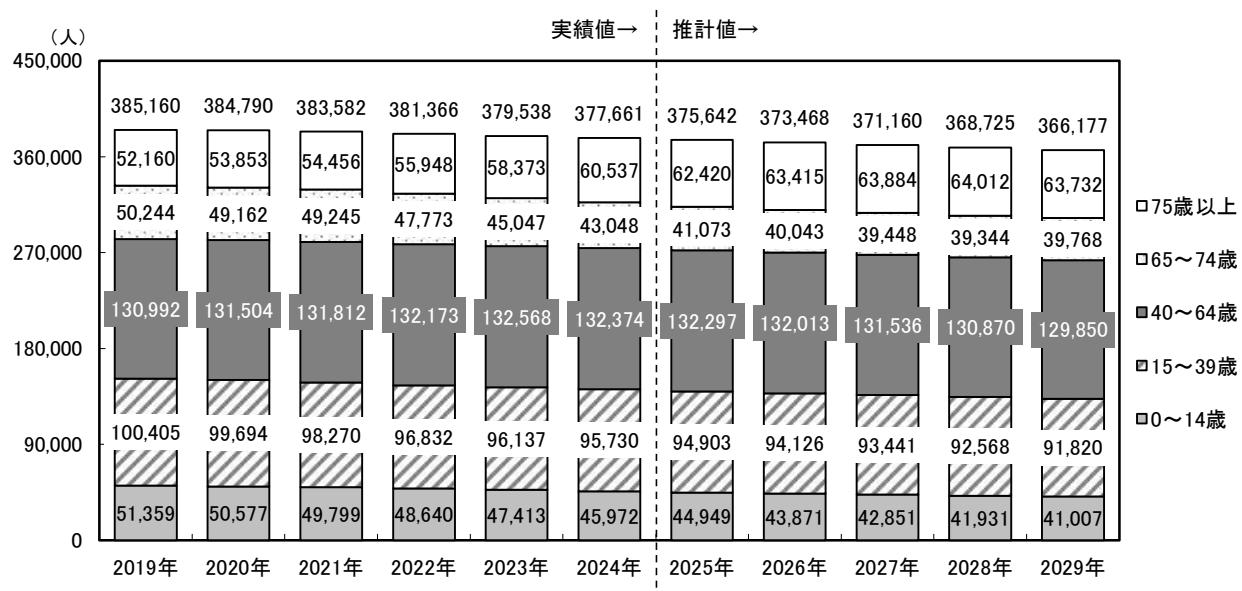
1 市の全体的な状況

(1) 総人口は減少傾向で推移

本市の総人口の実績値は38万人程度で、わずかながら減少傾向で推移しています。年齢5区分別人口でみると、0～14歳及び15～39歳、65～74歳は減少傾向、40～64歳及び75歳以上は増加傾向で推移しています。

人口推計についてみると、減少傾向は継続的に続くものと見込まれ、2028年には37万人を割る推計となっています。また、40～64歳については2023年の実績値をピークに減少しており、また75歳以上については2028年をピークに、減少に転じることが予測されます。

■総人口と年齢5区分別人口の推移（実績値、推計値）



資料：【実績値】住民基本台帳（各年4月1日時点）

【推計値】コーホート変化率法※による独自推計

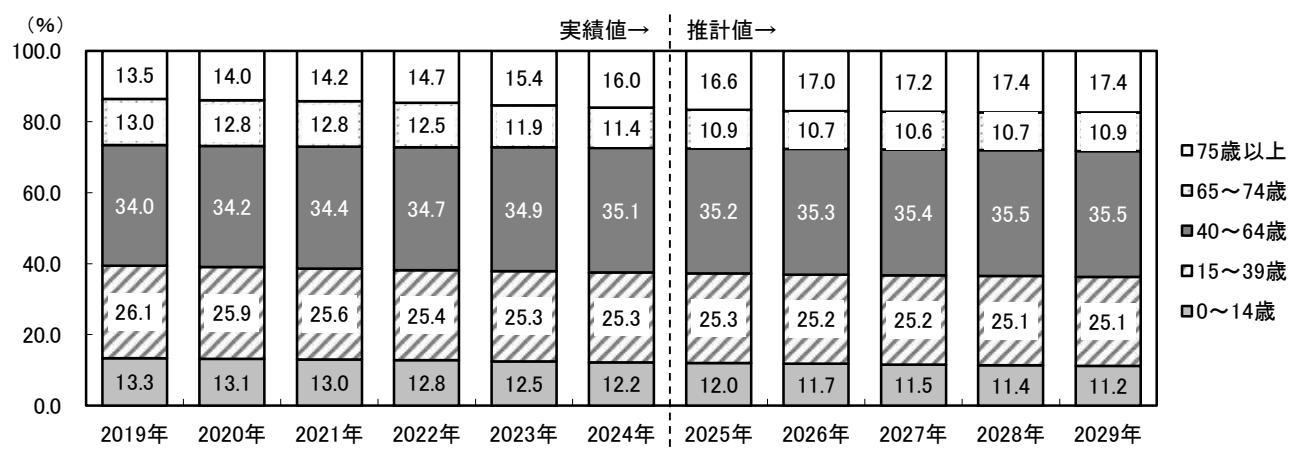
※「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことをさす。

また、「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

年齢5区分別人口割合の実績値については、2019年から2024年にかけて減少している0～14歳、15～39歳、65～74歳については、それぞれ1.1ポイント、0.8ポイント、1.6ポイントの減となっており、増加している40～64歳、75歳以上は、それぞれ1.1ポイント、2.5ポイントの増となっています。

推計値については、0～14歳、15～39歳については継続的な減少が見込まれます。また、40～64歳、75歳以上については継続的な増加が見込まれます。65～74歳については、2027年までは減少が続き、以降は増加に転じることが見込まれます。

■年齢5区分別人口割合の推移（実績値、推計値）



資料：【実績値】住民基本台帳（各年4月1日時点）

【推計値】コーホート変化率法による独自推計

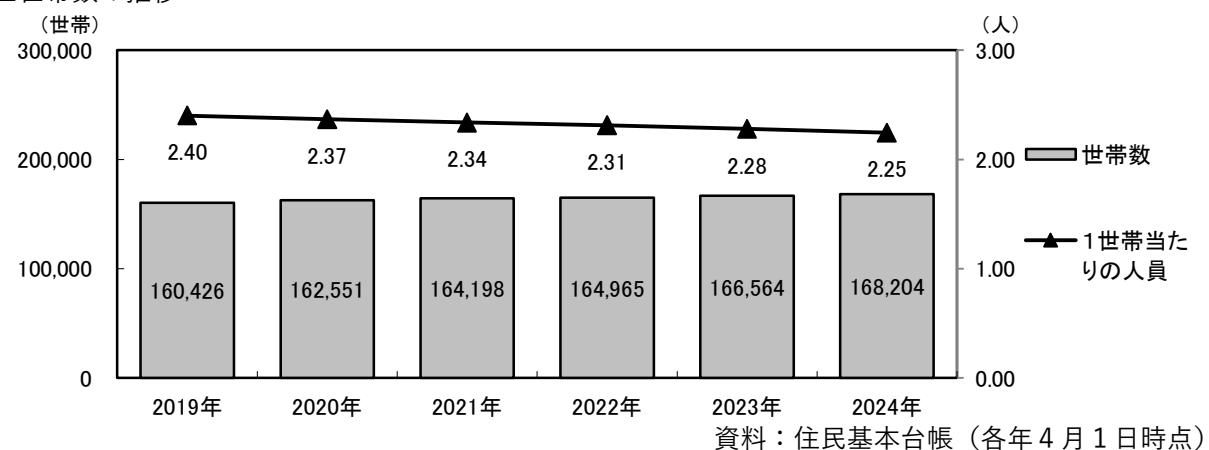
注）構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、個々の集計値の合計は必ずしも100%とならない場合があります（以下同様）。

（2）世帯数は増加傾向で推移

世帯数については増加傾向で推移しており、2024年には168,204世帯となっています。2019年と比較して4.8%の増加となっています。

また、世帯の増加にともない、1世帯当たりの人員は減少が続いている。

■世帯数の推移



2 子どもや保護者の状況

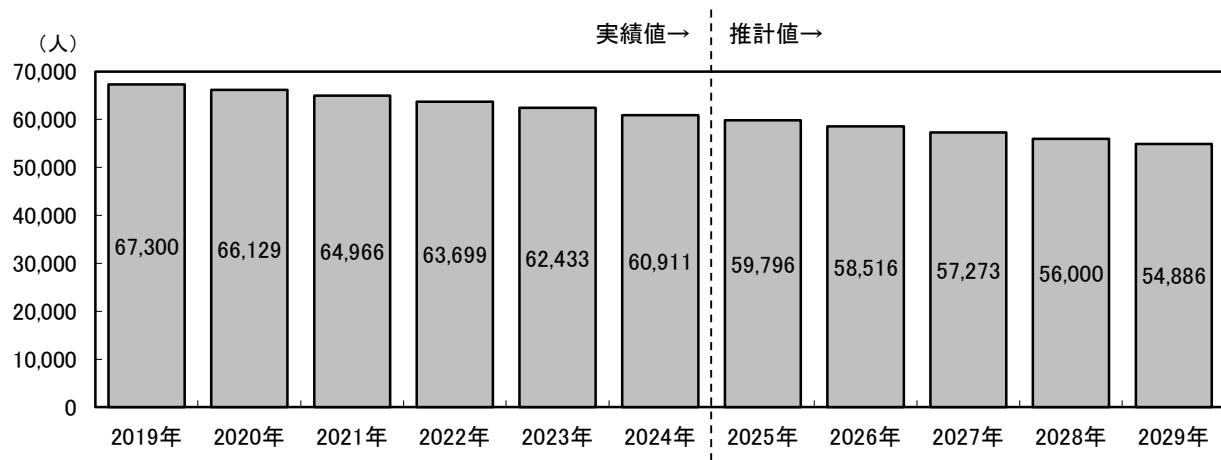
(1) 18歳未満の人口も実績・推計ともに減少傾向

① 児童（満18歳未満）人口

児童福祉法に定める「児童」である満18歳未満人口の推移については減少傾向で推移しており、2024年では60,911人となっています。

なお、推計値については2029年において54,886人となっており、2024年の実績と比較して9.9%の減少となることが見込まれます。

■児童（満18歳未満）人口の推移（実績値、推計値）



資料：【実績値】住民基本台帳（各年4月1日時点）

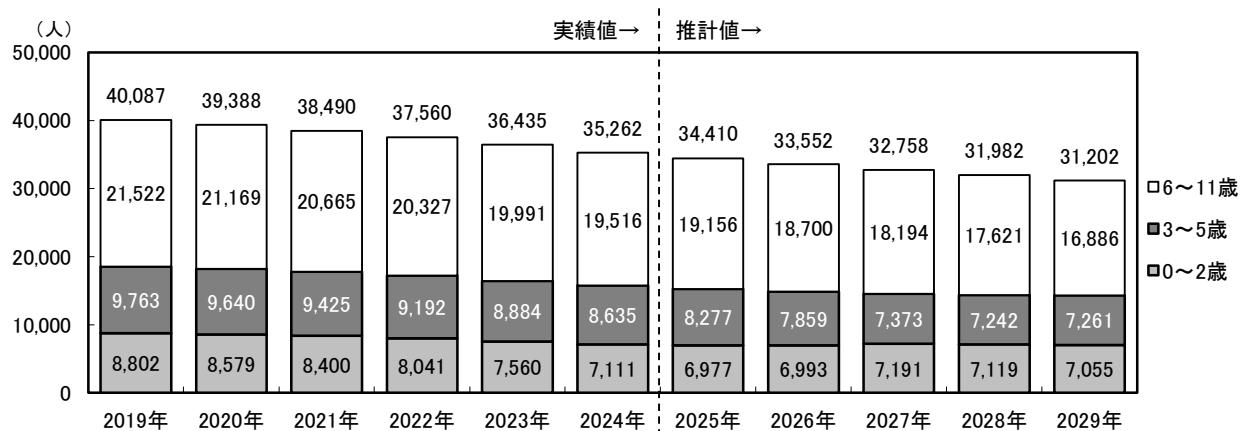
【推計値】コーホート変化率法による独自推計

② 子ども（教育・保育事業や地域子ども子育て支援事業の対象）の人口

幼児期の教育・保育や地域子育て支援事業の対象である小学生までの人口の実績値の推移をみると、0～2歳（3号認定）、3～5歳（1号・2号認定）、6～11歳（小学生）のいずれも減少傾向で推移しています。

推計値についても、おおむね減少傾向が続くものと見込まれます。2024年と比較すると2029年には11.5%の減少となることが見込まれます。

■年齢3区分別の子ども人口の推移（実績値、推計値）



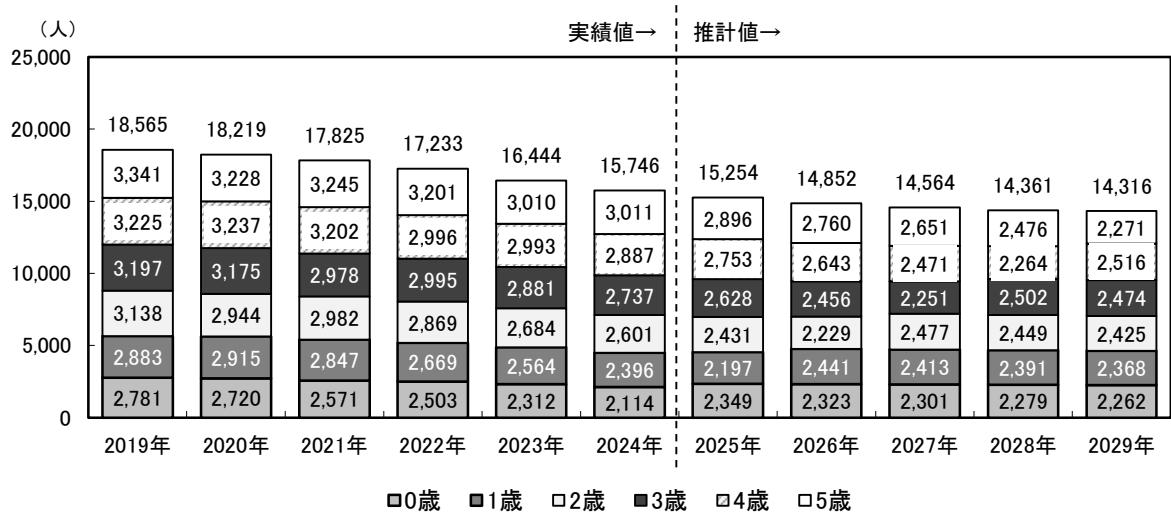
資料：【実績値】住民基本台帳（各年4月1日時点）

【推計値】コーホート変化率法による独自推計

5歳以下の子どもの人口を年齢1歳区切りでみると、全体として減少傾向にあります。

推計値についても同様の傾向で推移しています。

■5歳以下の各歳別の人団体推移（実績値、推計値）



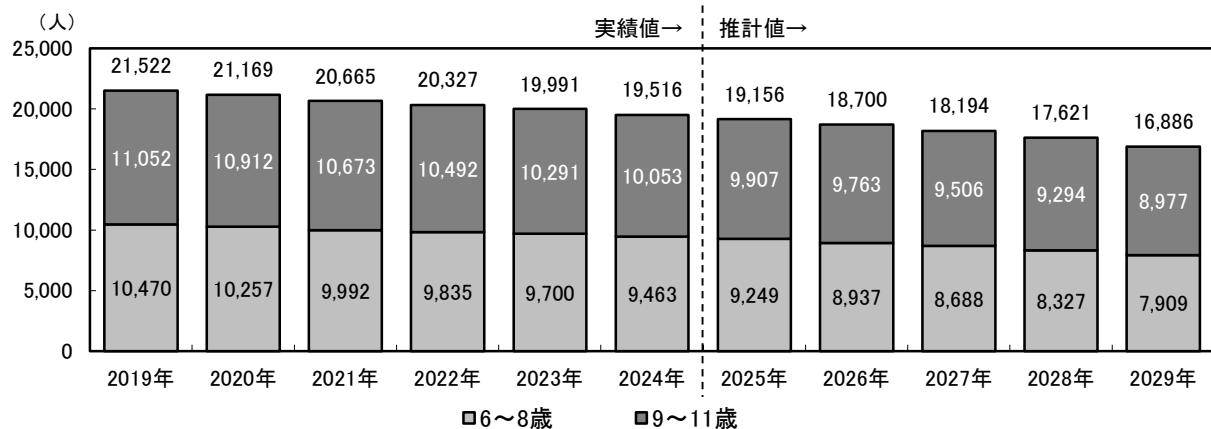
資料：【実績値】住民基本台帳（各年4月1日時点）

【推計値】コーホート変化率法による独自推計

6歳以上の子どもでみると、6～8歳（低学年）及び9～11歳（高学年）とともに、2019年から2024年にかけて減少しています。

推計値についても、減少傾向が続く見込みです。

■小学校低学年・高学年別の人団推移（実績値、推計値）



資料：【実績値】住民基本台帳（各年4月1日時点）
【推計値】コーホート変化率法による独自推計



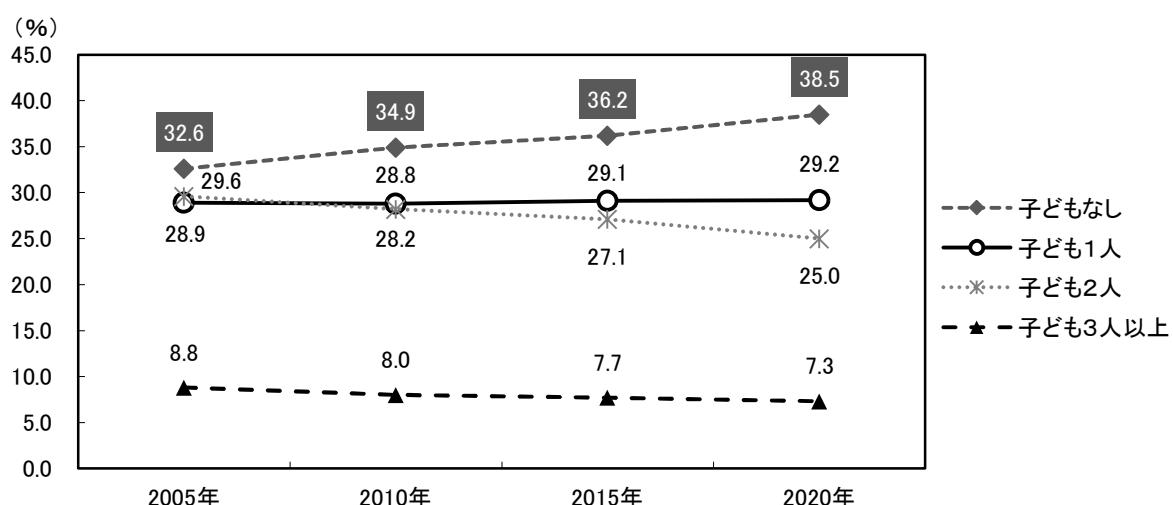
(2) 子どものいる共働き世帯は増加傾向

① 世帯の子どもの数の推移

夫婦からなる世帯において、子どもの数による構成比の推移をみると、子どものいない世帯は増加傾向であるのに対して、子どもが2人以上の世帯は減少傾向にあります。

子どもが1人の世帯は2010年にやや減少したものの、2015年以降は増加傾向にあります。

■夫婦からなる世帯における子どもの数による構成比推移

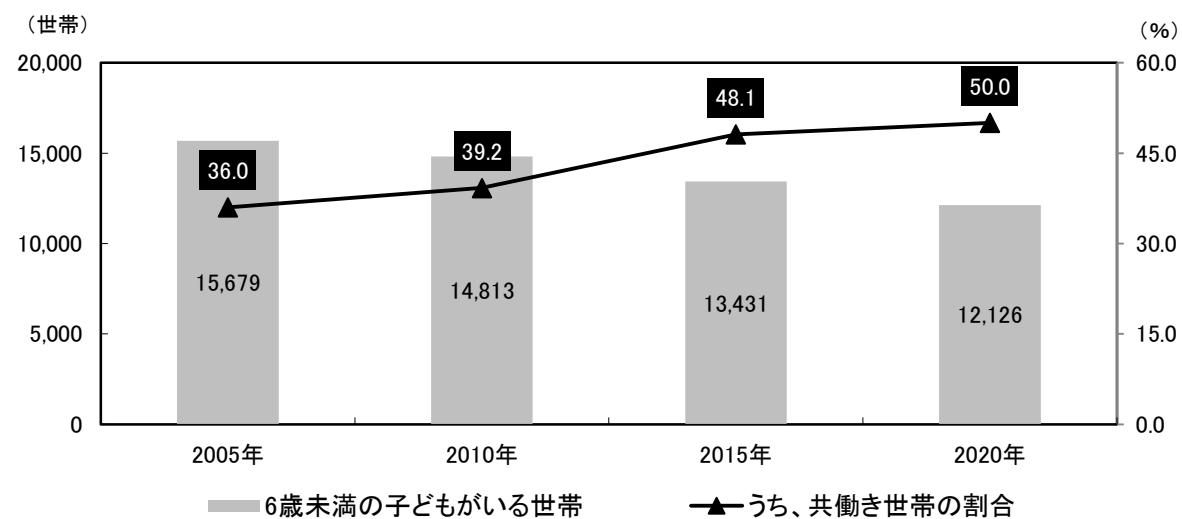


資料：国勢調査

② 子どもがいる共働き世帯

6歳未満（就学前児童）の子どもがいる世帯をみると、2005年から減少傾向で推移しており、2020年には12,126世帯となっています。一方、その中の共働き世帯の割合は増加しており、2020年には50.0%と半数を占めています。

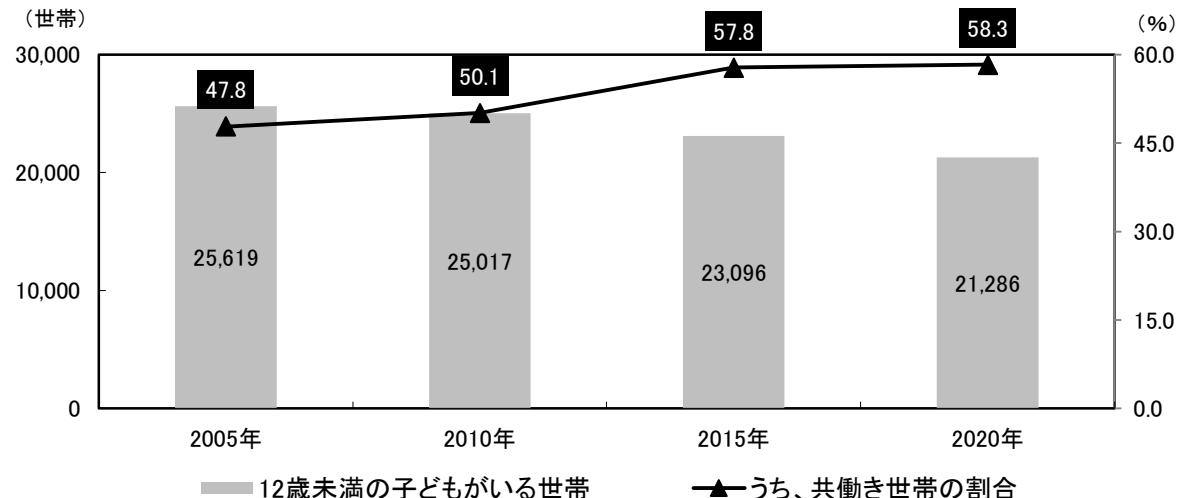
■ 6歳未満の子どもがいる共働き世帯の推移



資料：国勢調査

また、12歳未満（小学生児童）の子どもがいる世帯についても、2005年から減少傾向で推移していますが、共働き世帯の割合は増加しており、2020年には58.3%となっています。

■12歳未満の子どもがいる共働き世帯の推移



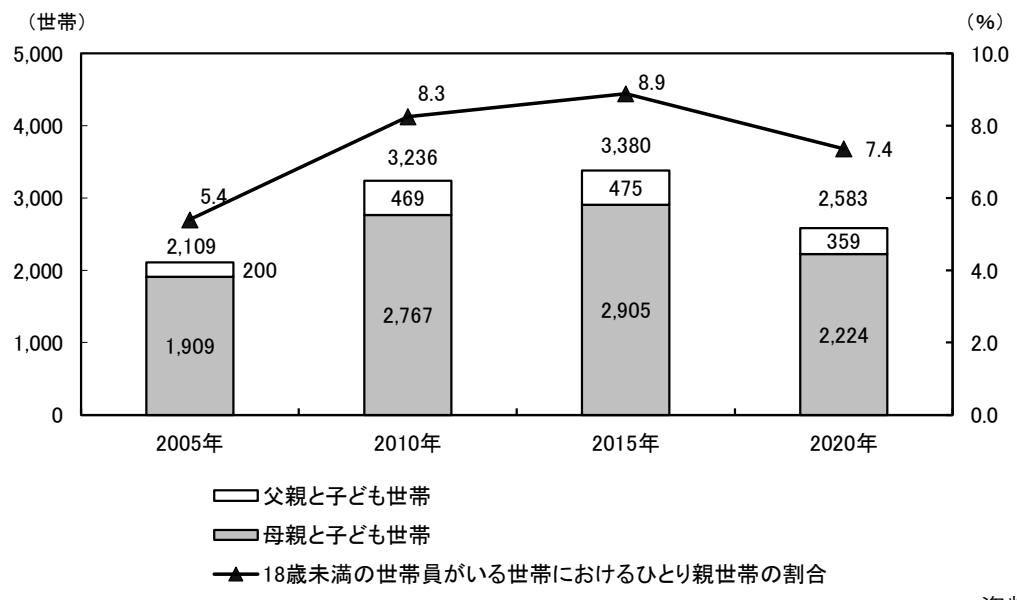
資料：国勢調査

③ひとり親世帯

ひとり親と子ども（18歳未満の世帯員がいる世帯。以下「ひとり親世帯」という。）の世帯数は2015年まで増加傾向にありました。2020年には、父親と子ども世帯が359世帯、母親と子ども世帯が2,224世帯と減少しています。

また、ひとり親世帯の割合も同様に2005年から2015年にかけて増加傾向にありましたが、2015年から2020年にかけては減少し、2020年においては7.4%となっています。

■ひとり親世帯の推移



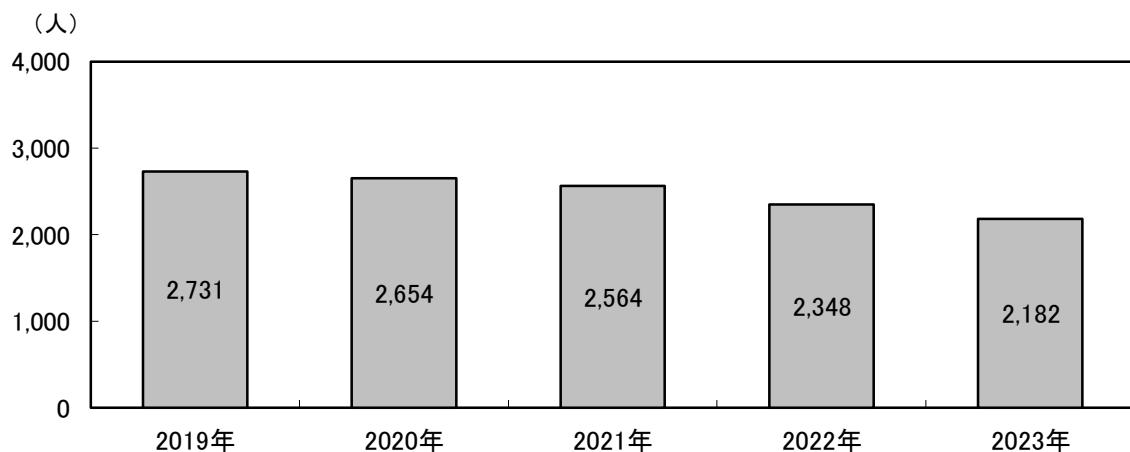
資料：国勢調査

(3) 本市の合計特殊出生率は2022年以降、全国平均を下回る

① 出生数の推移

本市の出生数については減少傾向で推移しており、2023年は2,182人となっています。2019年と比較して20.1%の減少となっています。

■出生数の推移



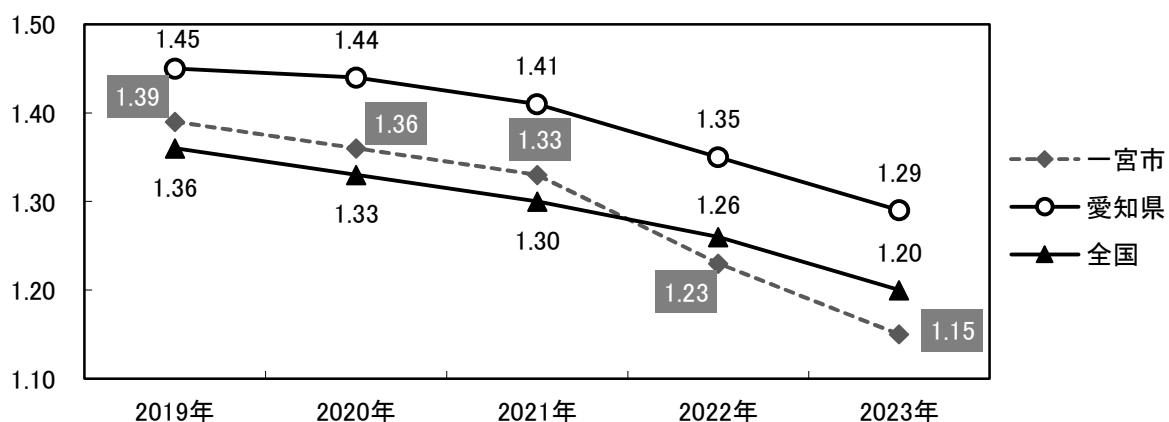
資料：一宮市の人口動態

② 合計特殊出生率の推移

15歳から49歳までの女性が一生に生むとされる子どもの数である合計特殊出生率については、低下し続けています。

2019年から2021年にかけては全国と愛知県の間の水準で推移していましたが、2022年以降においては全国の水準をも下回り、2023年には1.15となっています。

■出生数の推移



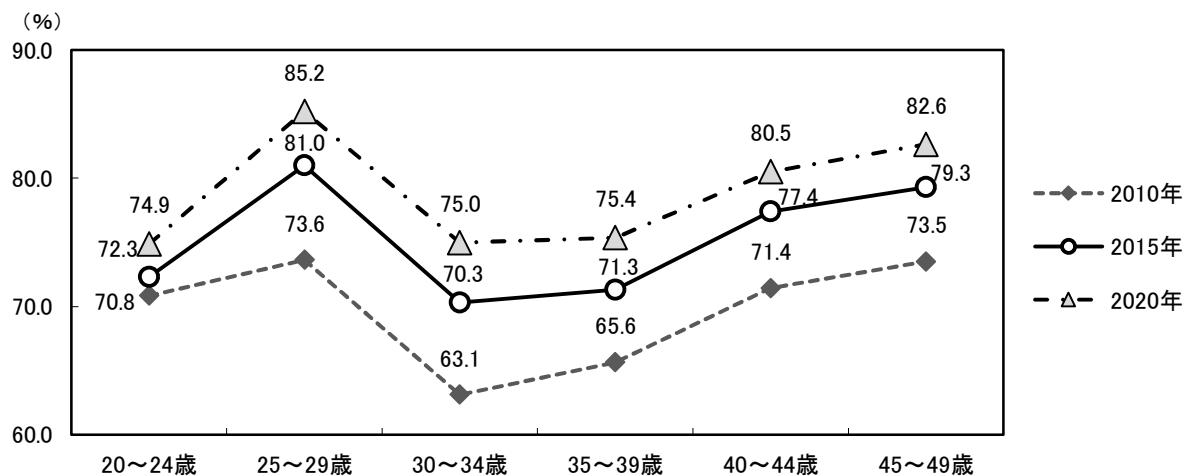
資料：一宮市の人口動態（一宮市）、人口動態統計（全国、愛知県）

(4) 女性の労働力率は上昇傾向

本市における女性の労働力率※（就労の状況と意思）の推移をみると、いずれにおいても、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いていますが、そのカーブの谷の部分は浅くなる傾向にあります。全体としては年々労働力率が上昇する推移となっています。

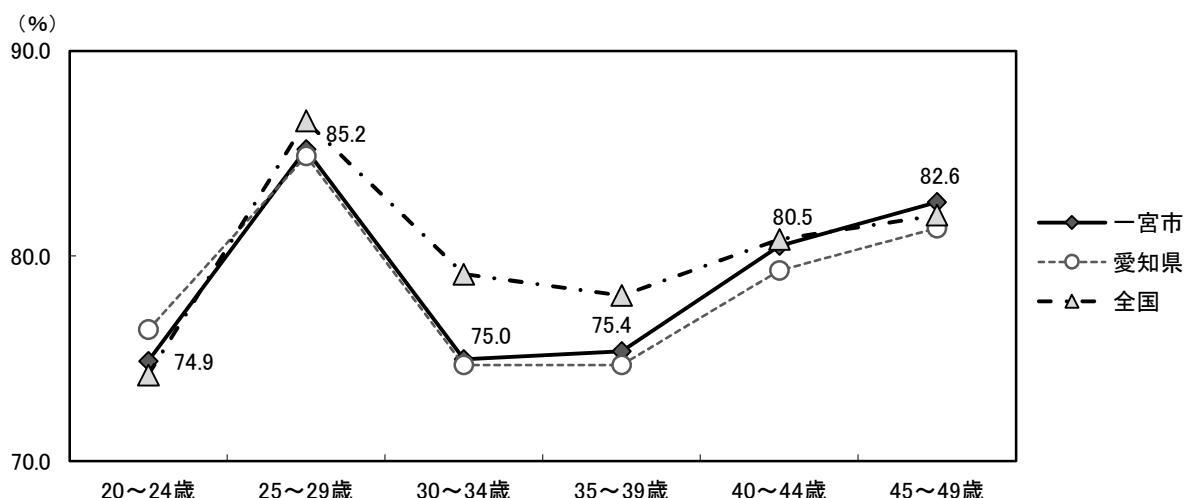
また、全国や愛知県と比較すると、M字カーブの谷にあたる30歳代は全国よりも低い水準となっています。

■女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

■女性の労働力率の推移（2020年）



資料：国勢調査

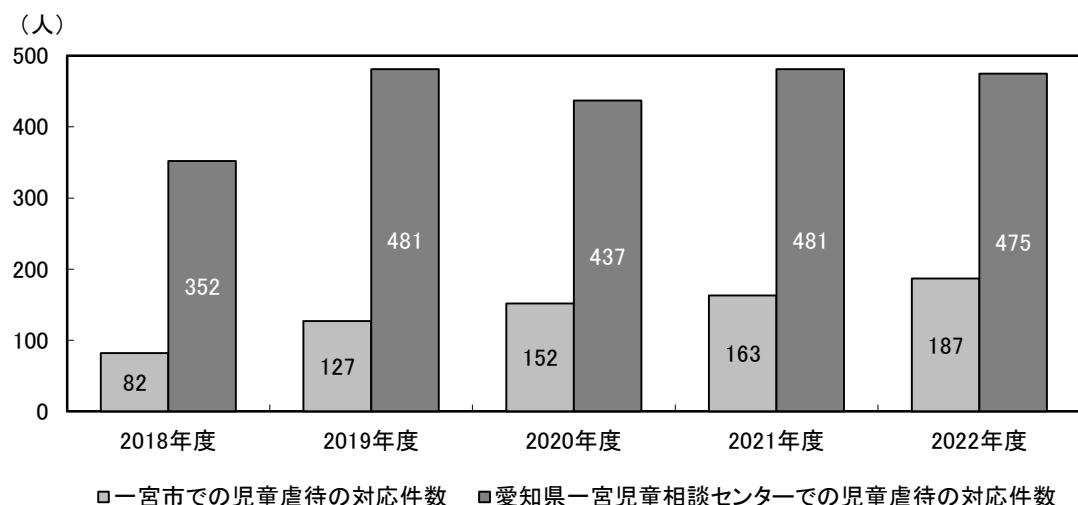
※労働力率は、15歳以上の人口に占める労働力人口の割合（就労する能力と意志を持つものを指すため、実際には失業している人も含む）。

(5) 社会的な支援が特に必要な子どもや子育て家庭はおむね増加

① 虐待の対応件数

児童虐待の対応件数については、本市の対応件数、愛知県一宮児童相談センターの対応件数ともに増加傾向にあります。

■虐待の対応件数の推移

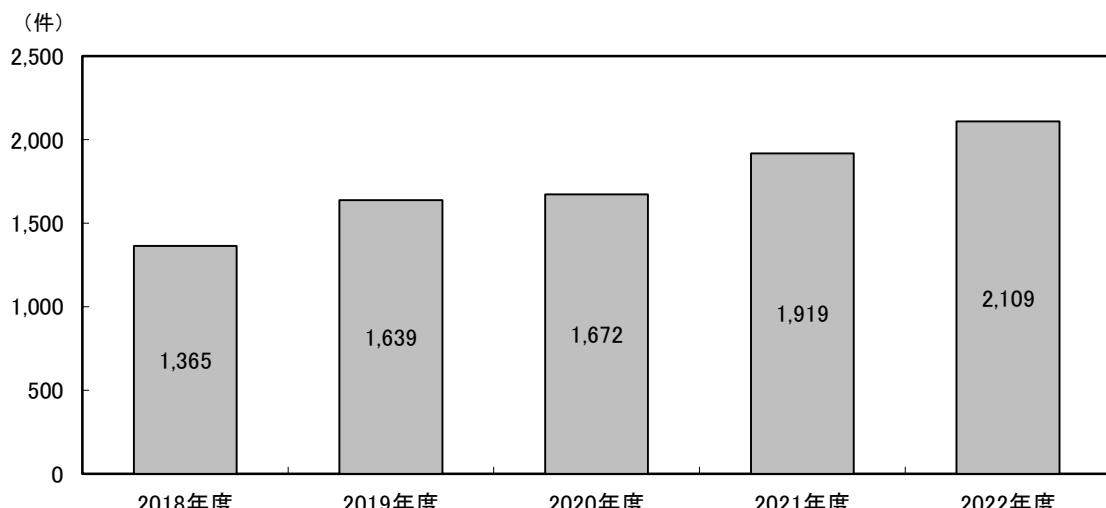


資料：一宮市資料（一宮市要保護児童対策地域協議会資料）

② 障害のある子どもの状況（障害児通所支援の利用状況）

障害児福祉サービスである障害児通所給付費の支給件数については、増加傾向で推移しており、サービスの利用者数は増え続けています。

■障害児通所支援の利用状況

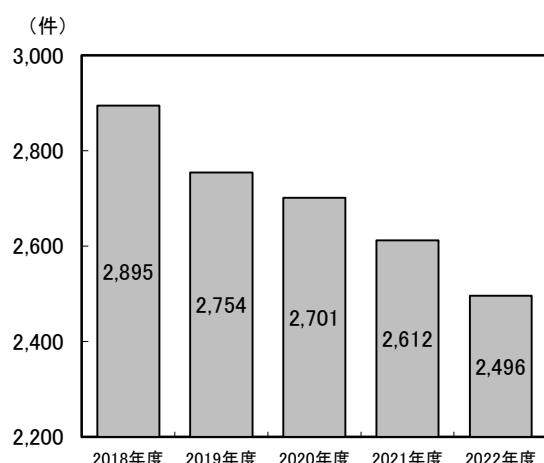


資料：一宮市資料

③ 経済的な支援が必要な子育て家庭の状況

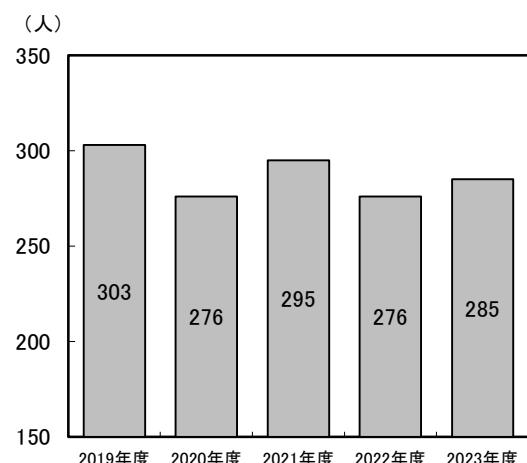
児童扶養手当の支給対象者は減少傾向にあり、2022年度では2,496件となっています。生活保護受給世帯の18歳未満人口については増減を繰り返しながら推移しており、その中でも2022年度から2023年度にかけては増加しています。

■児童扶養手当の支給対象者数の推移



資料：一宮市資料（各年3月31日現在）

■生活保護受給世帯の18歳未満人口

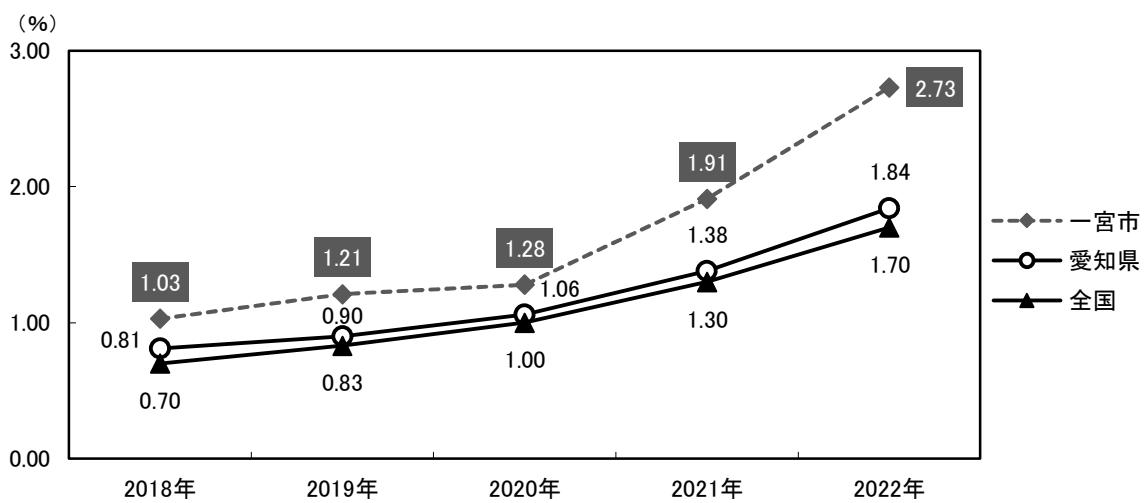


資料：一宮市資料（各年4月1日現在）

④ 小学生の不登校の状況

小学校における不登校の状態※にある児童が全児童数に占める割合は増加傾向にあります。愛知県や全国と比較すると、本市は愛知県や全国よりも高い水準で推移しています。

■小学生の不登校の状況



資料：一宮市資料（不登校状況調査）

※不登校とは、年間30日以上を欠席している状態をさしている。

3 一宮市の子育て家庭の状況

～子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）結果より～

（1）ニーズ調査における回答者の基本的な状況

① 家庭類型別比率

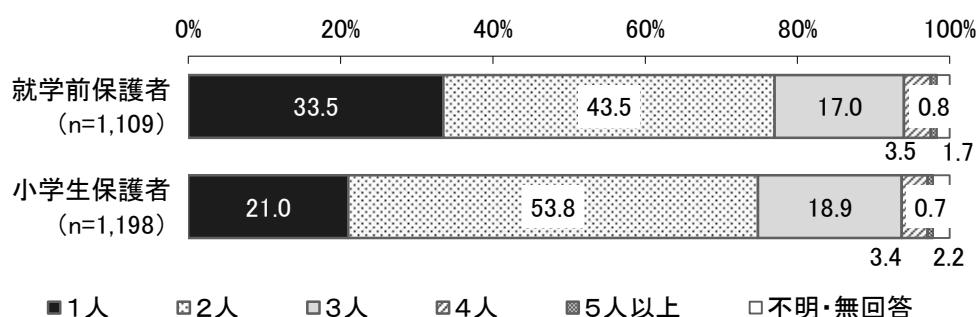
ニーズ調査に回答をした子育て家庭を「ひとり親家庭」と「両親の家庭」に区分し、さらに両親の働き方の組み合せで類型化すると、その比率は次のようになります。

■家庭類型別比率

類型	計	就学前			計	小学生	
		0歳	1・2歳	3歳以上		低学年	高学年
ひとり親	5.5%	0.0%	3.4%	6.9%	10.5%	11.2%	10.3%
両親	フルタイム× フルタイム	37.5%	68.8%	41.8%	32.2%	22.3%	22.7%
	フルタイム× パートタイム	32.2%	7.8%	25.4%	37.5%	48.7%	42.8%
	専業主婦（夫）	24.4%	23.4%	28.8%	23.0%	18.3%	22.7%
	パートタイム× パートタイム	0.4%	0.0%	0.6%	0.4%	0.2%	0.5%
	無職×無職	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

② 育てている子どもの人数

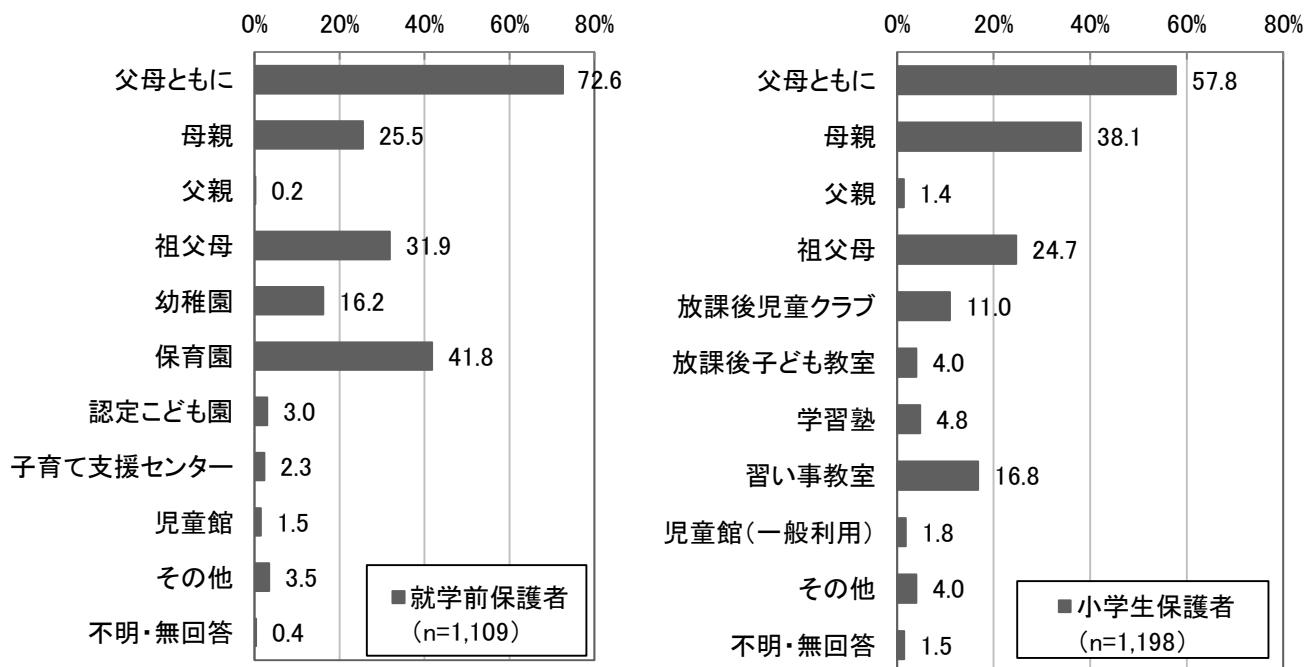
就学前、小学生ともに「2人」が最も多く、次いで就学前、小学生いずれも「1人」が多くなっています。



(2) 「父母とともに」子どもの日常に関わっており、緊急時は祖父母に預けるケースが多い

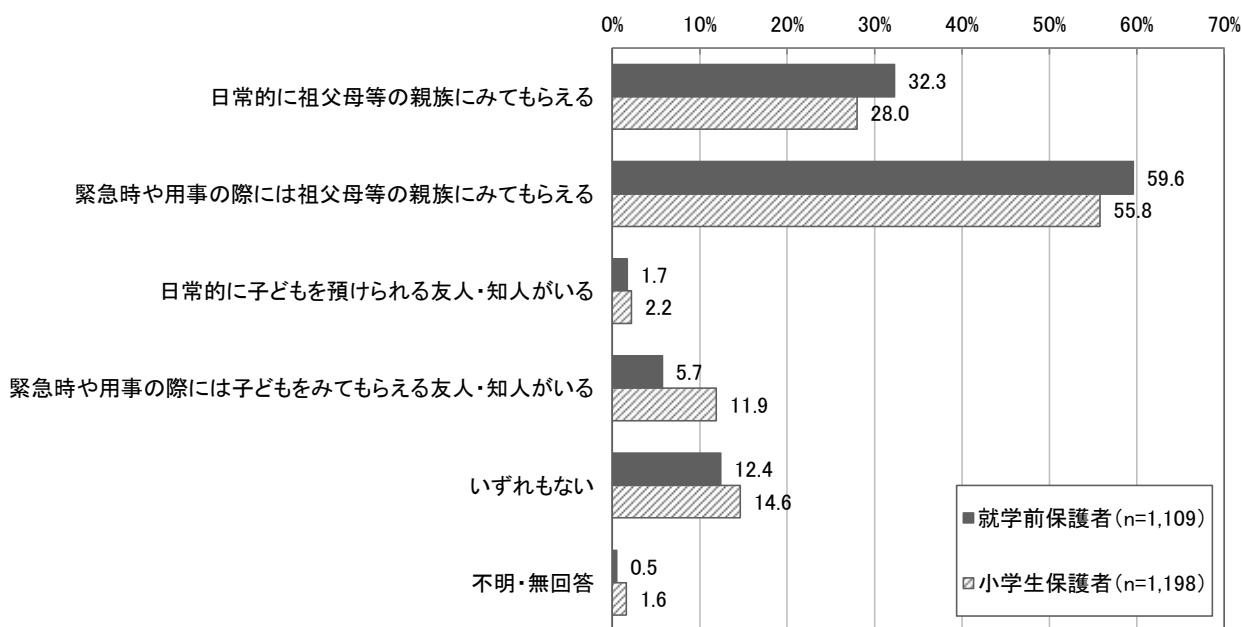
① 子どもと日常的に関わっている方

就学前、小学生ともに「父母とともに」が72.6%、57.8%と最も多く、次いで就学前では「保育園」が41.8%、「祖父母」が31.9%となっており、小学生では「母親」が38.1%、「祖父母」が24.7%となっています。



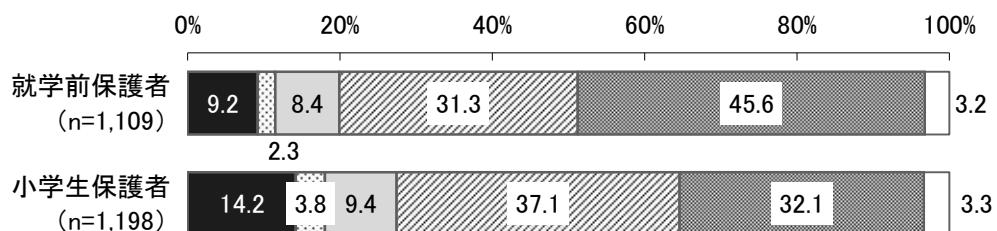
② 日ごろ子どもをみてもらえる人

就学前、小学生ともに「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が59.6%、55.8%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が32.3%、28.0%、「いずれもない」が12.4%、14.6%となっています。



(3) 子育て家庭における、となり近所（地域）との関係は“あいさつ程度”が多い

就学前では、「ほとんどつきあいはなく、あいさつする程度」が45.6%と最も多く、次いで「ときどき立ち話をする程度」が31.3%となっています。小学生では、「ときどき立ち話をする程度」が37.1%と最も多く、次いで「ほとんどつきあいはなく、あいさつする程度」が32.1%となっています。

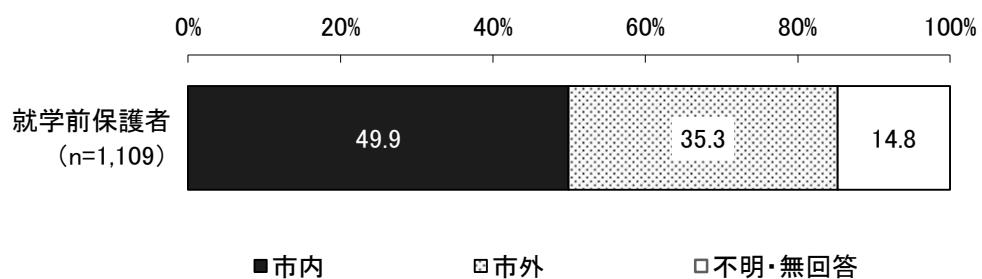


- 困っているときに、相談したり助けあったりしている家庭がある
- 食事に一緒に行くなど、家族ぐるみでつきあっている
- お互いの家に遊びに行く近所の人がいる
- ときどき立ち話をする程度
- ほとんどつきあいはなく、あいさつする程度
- 不明・無回答

(4) 母親の就労状況は“パート・アルバイト等”が多く、その継続を希望

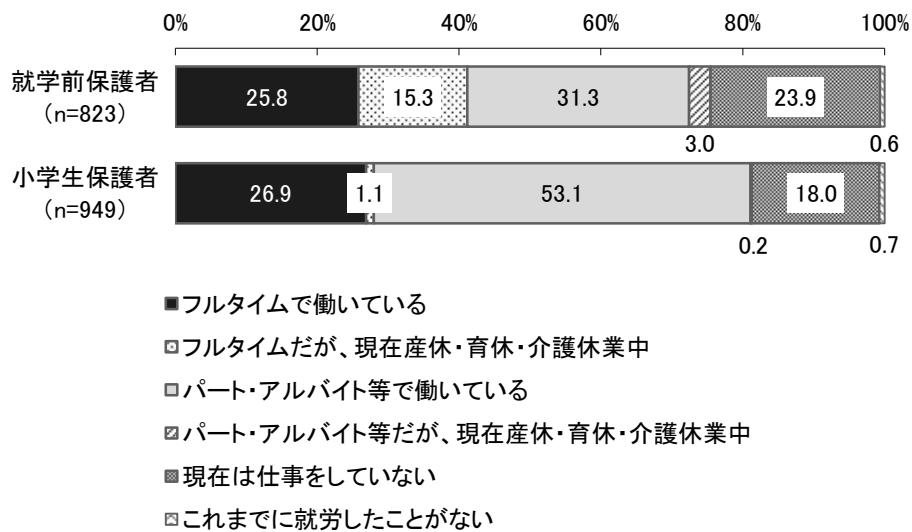
① 保護者の通勤先（就学前のみ）

保護者の通勤先は、「市内」が49.9%、「市外」が35.3%となっています。



② 母親の就労状況

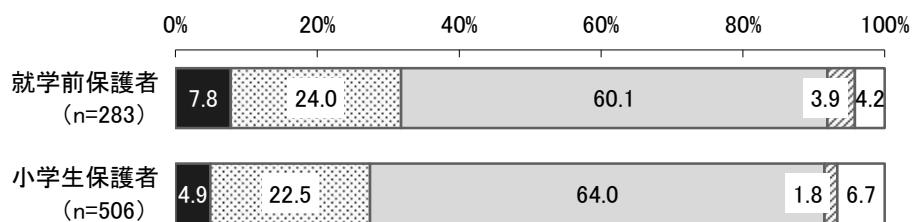
就学前、小学生とともに、「パート・アルバイト等で働いている」が31.3%、53.1%と最も多く、次いで「フルタイムで働いている」が25.8%、26.9%となっています。



※「不明・無回答」を除いた結果を掲載

③ パート・アルバイトで働く保護者のフルタイムへの転換希望

就学前、小学生とともに、「パート・アルバイト等を継続希望」が60.1%、64.0%と最も高く、次いで「フルタイム希望だが実現見込はない」が24.0%、22.5%となっています。

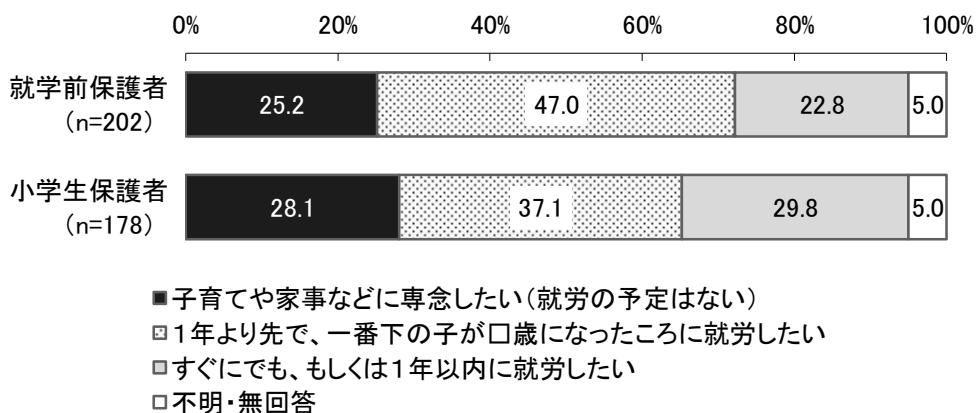


- フルタイム希望で実現できる見込みがある □フルタイム希望だが実現見込はない
- パート・アルバイト等を継続希望 □やめて子育てや家事に専念したい
- 不明・無回答

④ 現在就労をしていない保護者の今後の就労希望

就学前では、「1年より先で、一番下の子が□歳になったころに就労したい」が47.0%と最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい」が25.2%となっています。

小学生では、「1年より先で、一番下の子が□歳になったころに就労したい」が37.1%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が29.8%となっています。



ニーズ調査)))

本計画の策定に向けた基礎資料を得ることを目的に、2023年にアンケート調査を実施しました。

○調査地域：一宮市全域

○調査対象：一宮市内在住の就学前児童の保護者（就学前保護者）

　一宮市内在住の小学生児童の保護者（小学生保護者）

○抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童（0～5歳児）2,000人、

　小学生（1～6年生）2,000人の合計4,000人を無作為抽出

○調査期間：2023年10月13日（金）～10月31日（火）

○調査方法：郵送による配布・回収又は電子回答

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	2,000	1,109	55.5%
小学生児童	2,000	1,198	59.9%

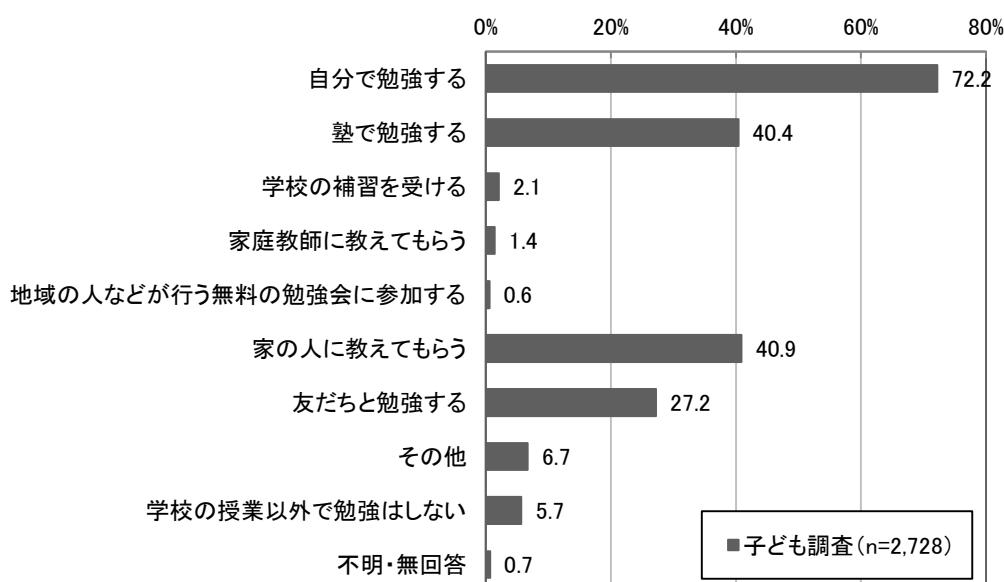
4 一宮市の子どもの生活状況

～子どもの生活状況調査結果より～

(1) 学校の授業以外では“自分で勉強”しており、その時間は1～2時間程度

① 学校の授業以外での勉強

学校の授業以外での普段の勉強については、「自分で勉強する」が72.2%と最も多く、次いで「家の人によく教えてもらう」が40.9%となっています。

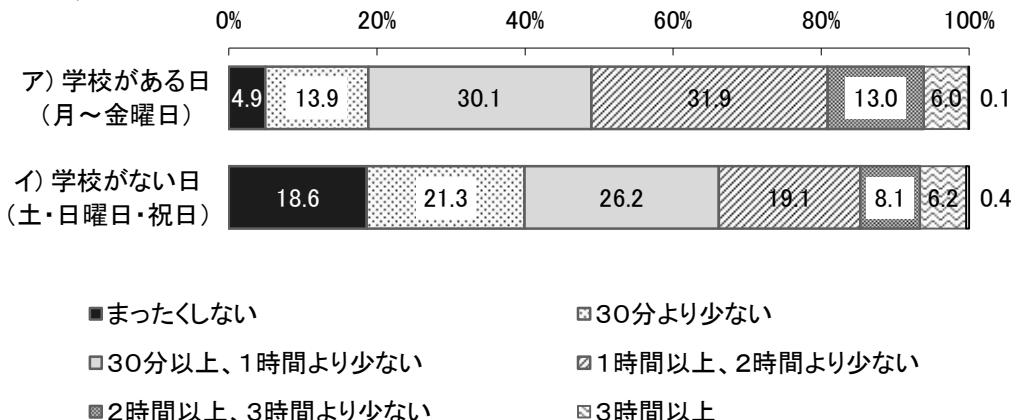


② 普段の学校以外の勉強時間

学校の授業以外での勉強時間について、ア)学校がある日（月～金曜日）では、「1時間以上、2時間より少ない」が31.9%と最も多く、次いで「30分以上、1時間より少ない」が30.1%となっています。

また、イ)学校がない日（土・日曜日・祝日）では、「30分以上、1時間より少ない」が26.2%と最も多く、次いで「30分より少ない」が21.3%となっています。

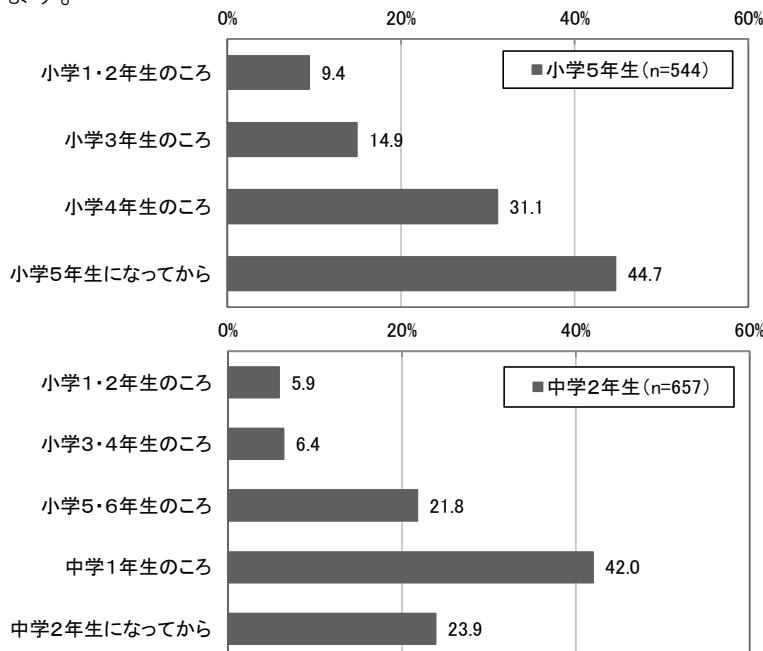
子ども調査(n=2,728)



③ 授業がわからなくなつたとき

「学校の授業がわからないことが」「ある」という回答をされた方に対して、その時期をたずねたところ、小学5年生では「小学5年生になってから」が44.7%と最も多く、次いで「小学4年生のころ」が31.1%となっています。

中学2年生では「中学1年生のころ」が42.0%と最も多く、次いで「中学2年生になってから」が23.9%となっています。



子どもの生活状況調査)))

本計画の策定に向けた基礎資料を得ることを目的に、2023年にアンケート調査を実施しました。

○調査地域：一宮市全域

○調査対象：一宮市内在住の小学5年生及び中学2年生の児童生徒

　一宮市内在住の小学5年生及び中学2年生の児童生徒の保護者

○抽出方法：児童生徒及びその保護者をそれぞれ無作為抽出

○調査期間：2023年10月2日（月）～11月6日（月）

○調査方法：児童生徒は電子回答、保護者は郵送による回収又は電子回答

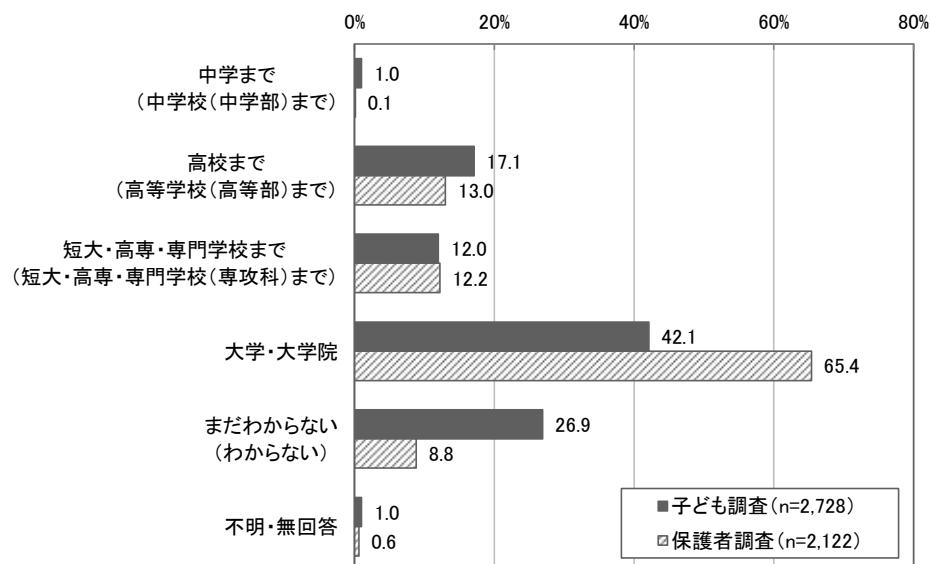
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
児童生徒	3,282	2,728	83.1%
児童生徒の保護者	3,282	2,122	64.7%

(2) 将来の進学希望は、子どもと保護者の意識差がある

将来的に希望する進学段階について、子ども調査では「大学・大学院」が42.1%と最も多く、次いで「まだわからない」が26.9%、「高校まで」が17.1%となっています。

一方の保護者調査では、「大学・大学院」が65.4%と最も多く、次いで「高等学校（高等部）」が13.0%、「短大・高専・専門学校（専攻科）」が12.2%となっています。

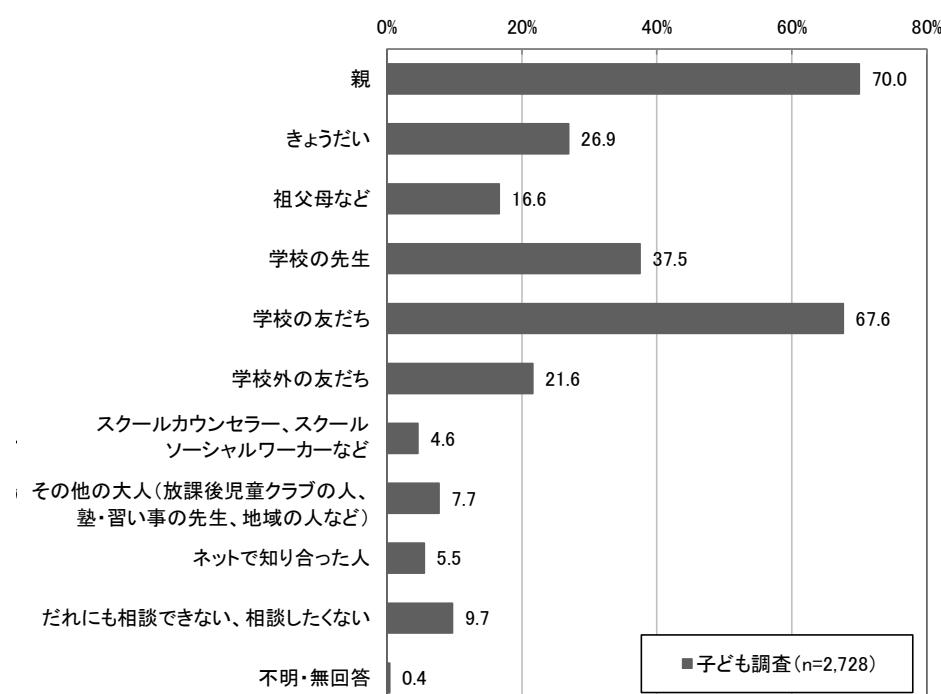
また、高校以上の進学を希望している子どもが71.2%である一方、保護者では90.6%と子どもと保護者の意識の差がうかがえます。



※（ ）内に示した項目は保護者調査における選択項目で、子ども調査と異なる場合のもの。

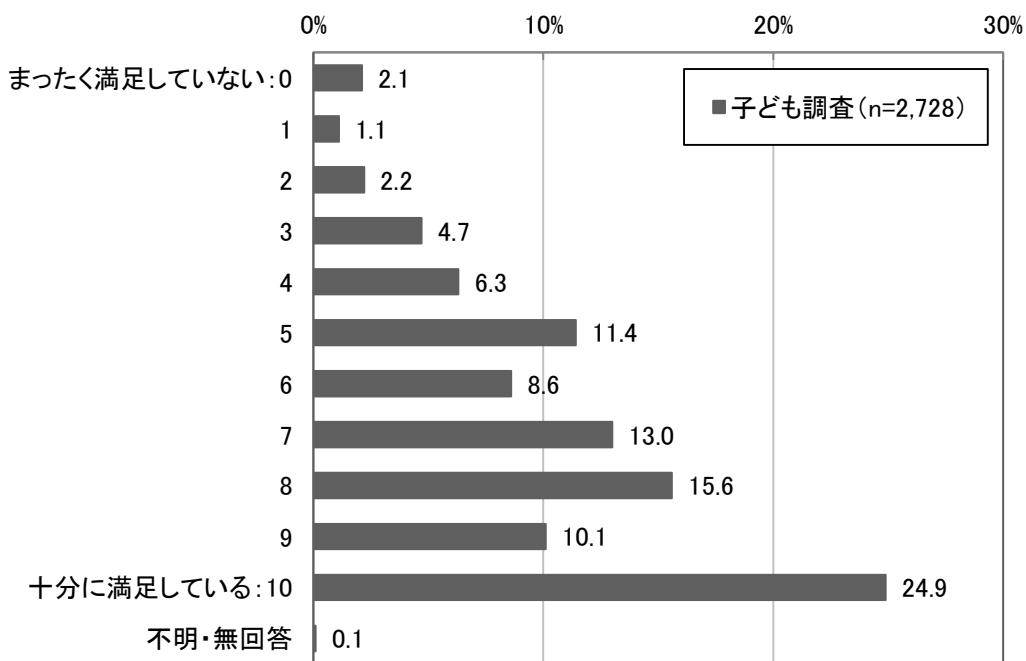
(3) 困っていることや悩みごとがあるときの相談先は「親」「学校の友だち」が多い

困っていることや悩みごとがあるときに相談できると思う人については、「親」が70.0%と最も多く、次いで「学校の友だち」が67.6%、「学校の先生」が37.5%となっています。



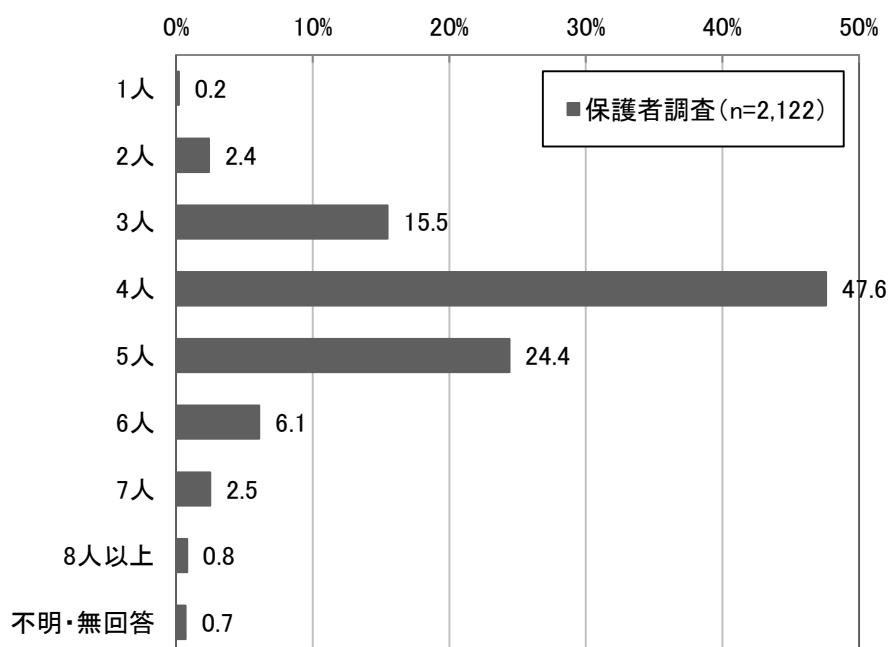
(4) 生活の満足度は、おおむね高い

最近の生活の満足度について 0~10 段階で質問したところ、「10:十分に満足している」が 24.9% と最も多く、次いで「8」が 15.6%、「7」が 13.0% となっています。また、平均は 7.1 となっています。



(5) 生計をともにしている人数は「4人」が最も多い

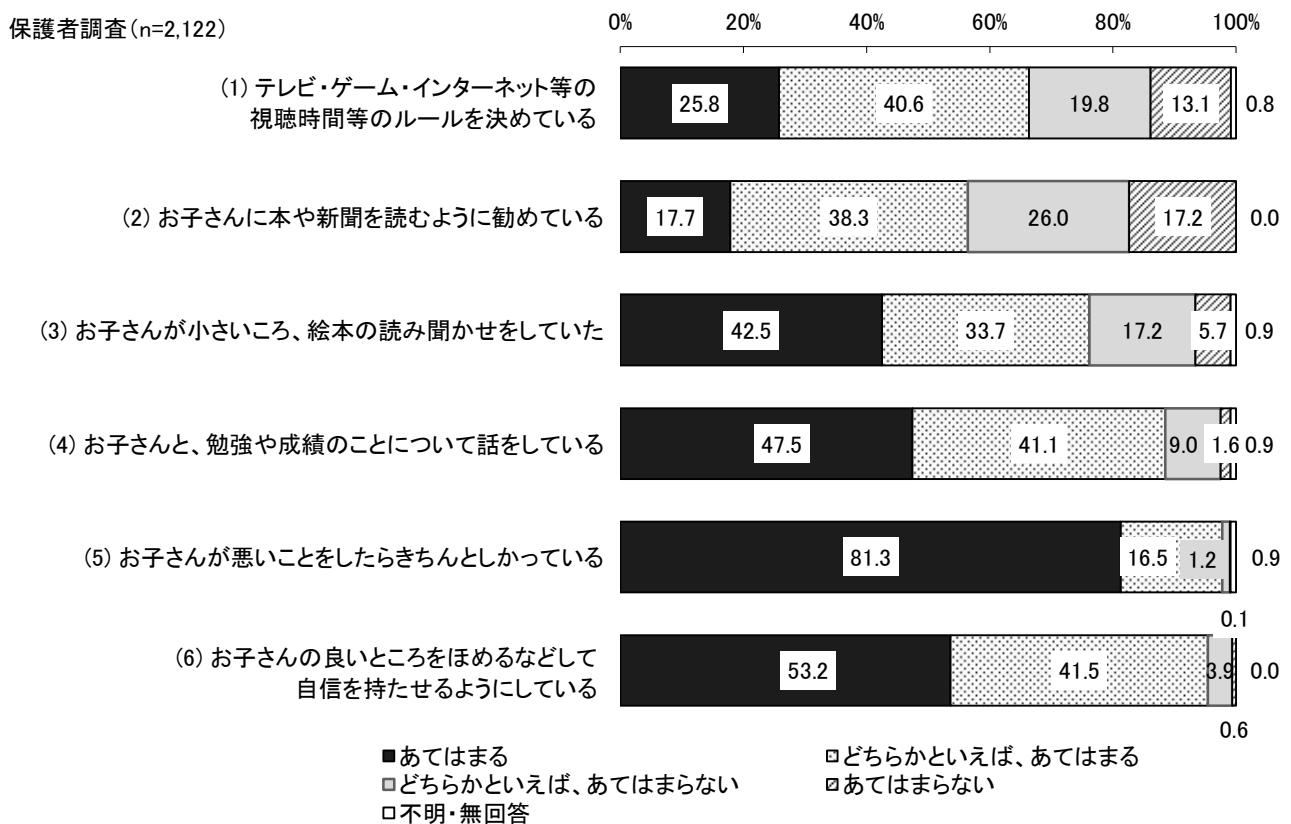
生計をともにしている人数は、(回答者や世帯内の子どもを含めて) 「4人」が 47.6% と最も多く、次いで「5人」が 24.4%、「3人」が 15.5% となっています。



(6) 保護者の子どもへの関わり方

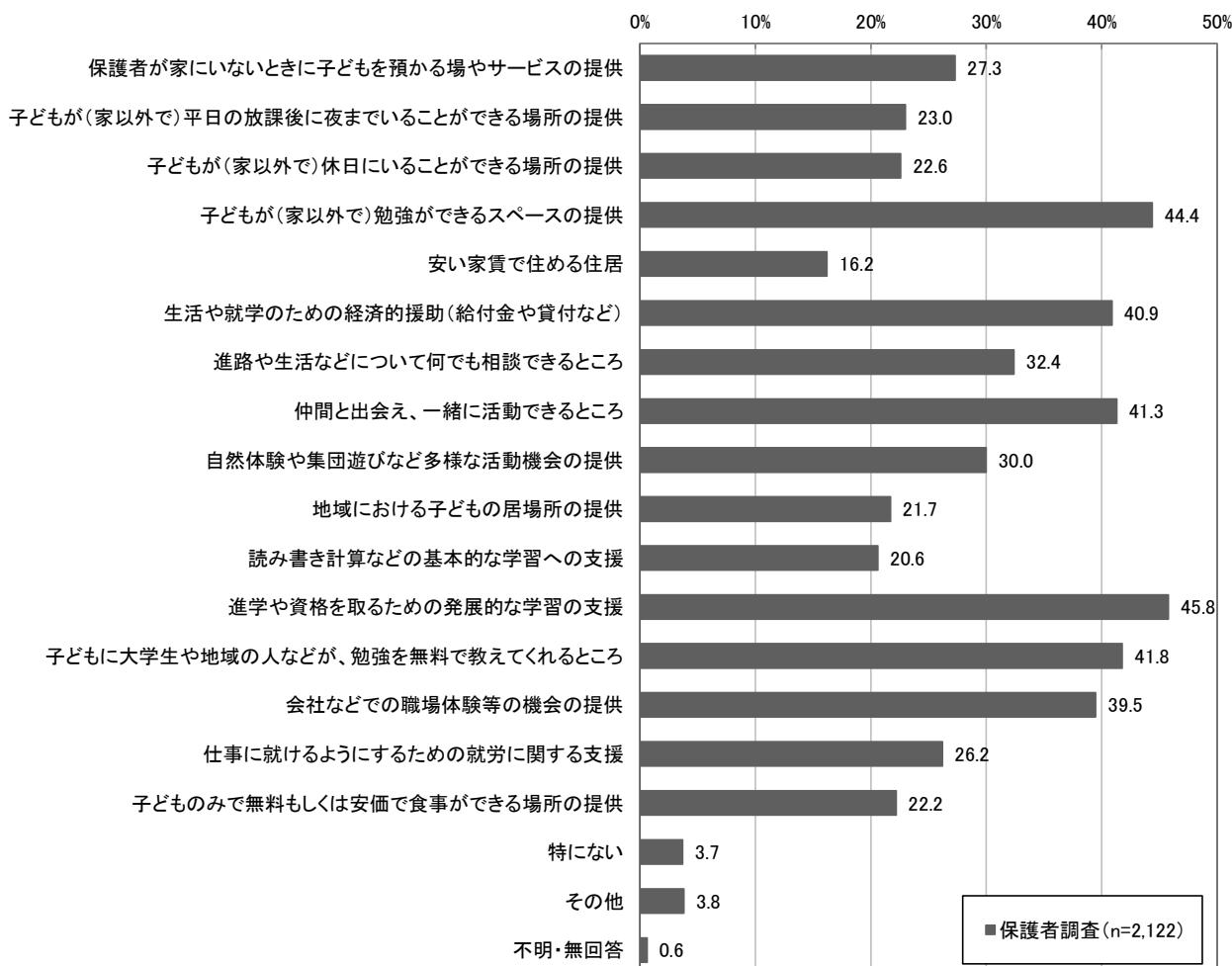
『あてはまる』（「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」の合計）が最も多い項目は【(5)お子さんが悪いことをしたらきちんとしかっている】が97.8%、次いで【(6)お子さんの良いところをほめるなどして自信を持たせるようにしている】が94.7%、【(4)お子さんと、勉強や成績のことについて話をしている】が88.6%となっています。

一方、『あてはまらない』（「あてはまらない」と「どちらかといえば、あてはまらない」の合計）が最も多い項目は【(2)お子さんに本や新聞を読むように勧めている】が43.2%、次いで【(1)テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている】が32.9%、【(3)お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた】が22.9%となっています。



(7) 保護者が望む子どもにとって必要な支援は“学習面での支援”が多い

「進学や資格を取るための発展的な学習の支援」が45.8%と最も多く、次いで「子どもが（家以外で）勉強ができるスペースの提供」が44.4%、「子どもに大学生や地域の人などが、勉強を無料で教えてくれるところ」41.8%となっています。

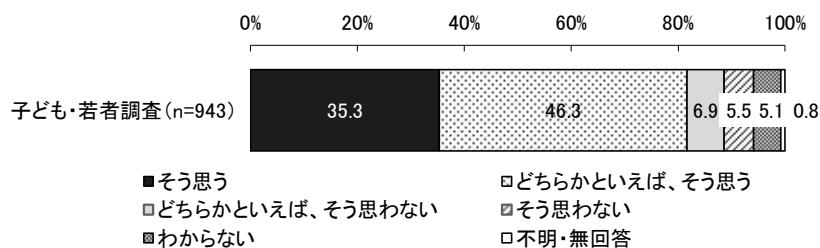


5 子ども・若者の意識と生活

～子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査結果より～

(1) 日頃の生活に対しては、おおむね“幸せだと思っている”が多い

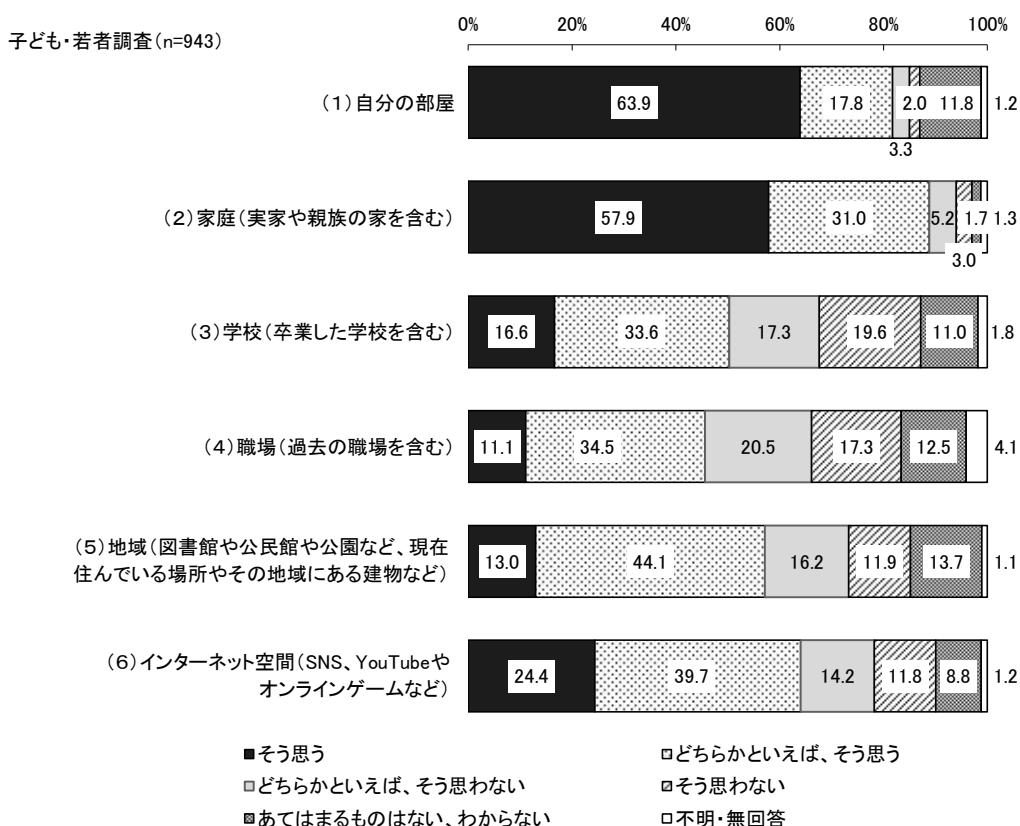
今、自分が幸せだと思いますかという質問については、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計）が81.6%、『そう思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえば、そう思わない」の合計）が12.4%となっています。



(2) 居場所については“家庭”や“自分の部屋”をほっとできる場所と捉えている若者が多い

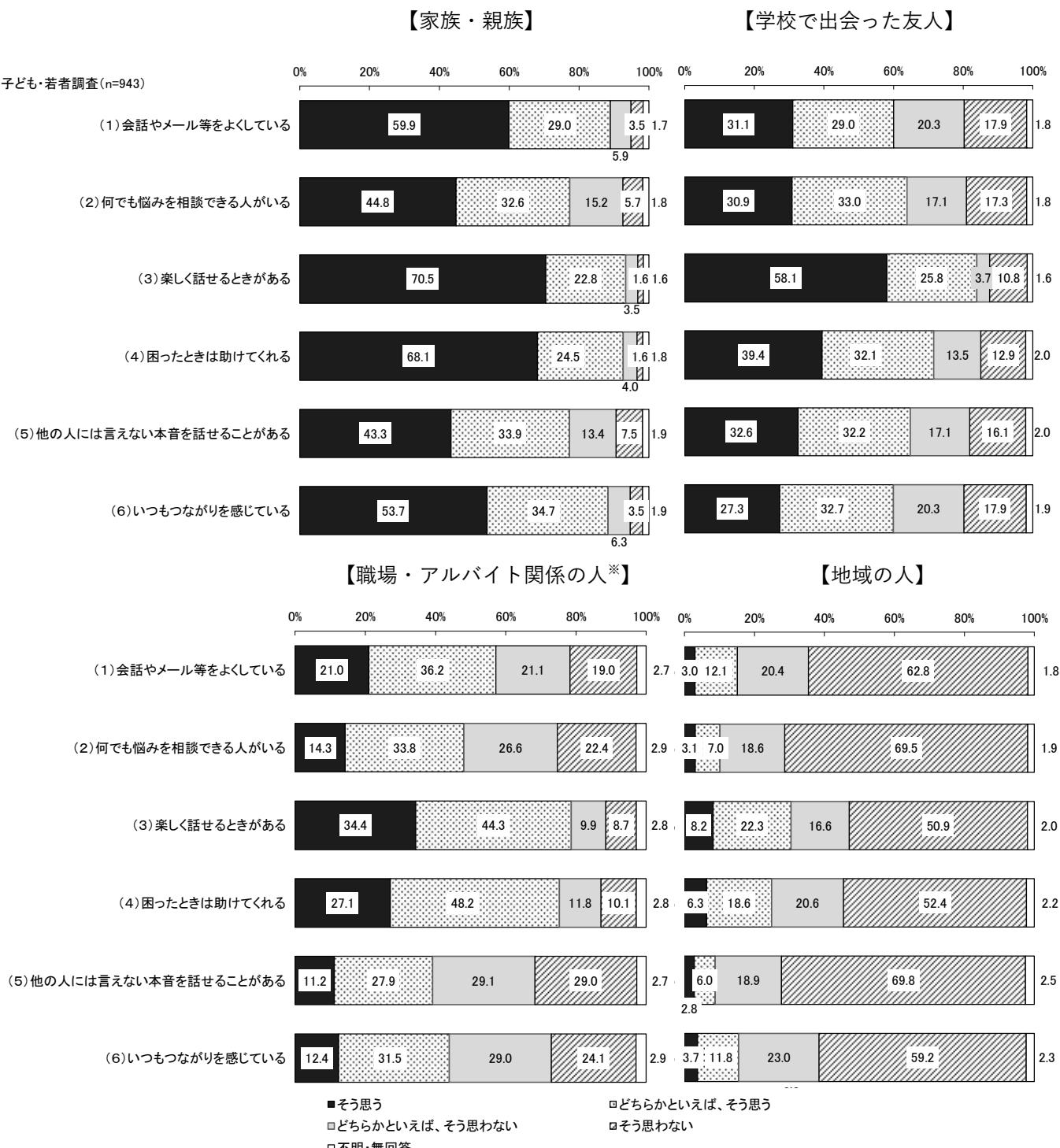
『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計）についてみると、【(2) 家庭（実家や親族の家を含む）】が88.9%と最も多く、次いで【(1) 自己の部屋】が81.7%、【(6) インターネット空間（SNS、YouTube やオンラインゲームなど）】が64.1%となっています。

『そう思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえば、そう思わない」の合計）についてみると、【(4) 職場（過去の職場を含む）】が37.8%と最も多く、次いで【(3) 学校（卒業した学校を含む）】が36.9%、【(5) 地域（図書館や公民館や公園など、現在住んでいる場所やその地域にある建物など）】が28.1%となっています。



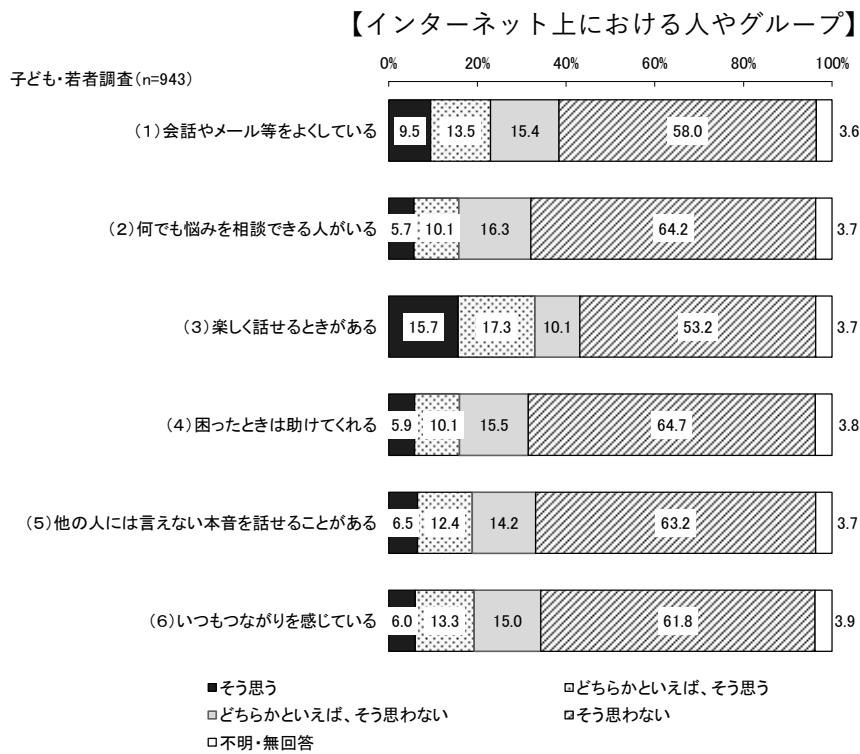
(3) ネット上で関わる人が一定数あるものの、リアルで会える人との関わりが深い

家族・親族や、学校で出会った友人（現在通っている学校の友人、かつての同窓生など）、職場・アルバイト関係の人（現在及び過去の職場の同僚・上司・部下、その他仕事の関係で知り合った人など）、地域の人（近所の人、町内会などの知人、その他の地域活動での知人、塾や習い事での知人、参加しているN P O法人など）との関わりで『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計）ことについては、【(3) 楽しく話せるときがある】がそれぞれ 93.3%、83.9%、78.7%、30.5%と最も多く、次いで【(4) 困ったときは助けてくれる】が 92.6%、71.5%、75.3%、24.9%となっています。



※当該項目については「現在、過去のいずれかに就業経験がある方のみ」が対象となっているため n=820

一方で、インターネット上における人やグループ（実際には会ったことがない、又は、何回か会ったことはあっても、基本的にはインターネット中心のつきあいの人やグループ）との関わりで『そう思う』ことについては、【（3）楽しく話せるときがある】が33.0%と他の項目と同様に最も多い項目となっていますが、次いで【（1）会話やメール等をよくしている】が23.0%となっています。



子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査)))

本計画の策定に向けた基礎資料を得ることを目的に、2023年にアンケート調査を実施しました。

○調査地域：一宮市全域

○調査対象：一宮市内在住の高校生・大学生・若者（15～39歳）

○抽出方法：住民基本台帳より、15～39歳の若者を無作為抽出

○調査期間：2023年10月13日（金）～10月31日（火）

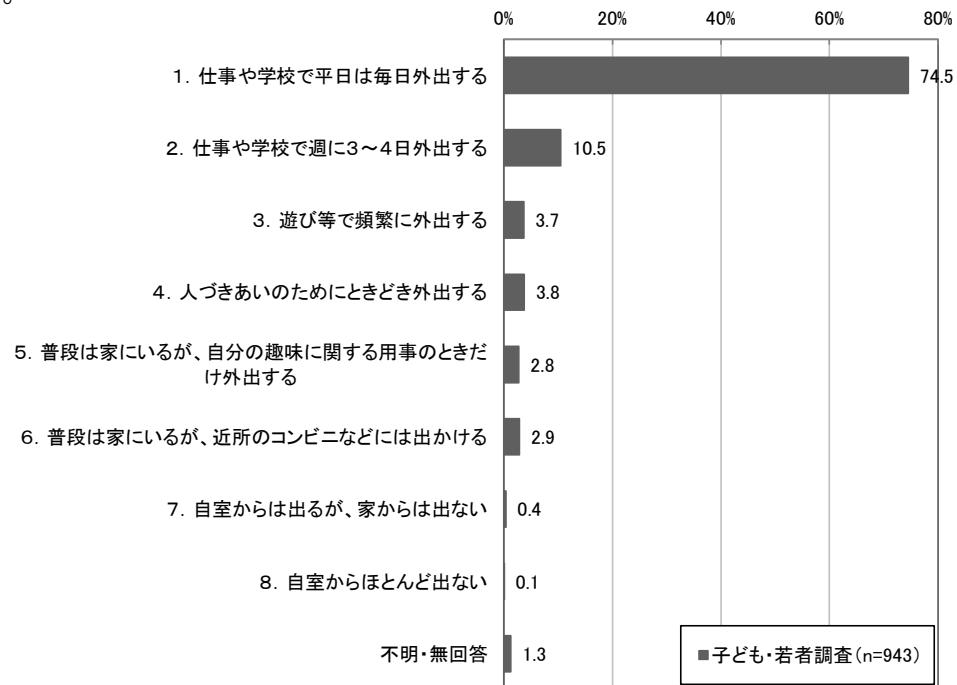
○調査方法：郵送による配布・回収又は電子回答

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
子ども・若者	3,000	943	31.4%

(4) 約6%があまり外出していない状況

普段の外出状況については、「仕事や学校で平日は毎日外出する」が74.5%と最も多く、次いで「仕事や学校で週に3~4日外出する」が10.5%となっています。

また、「5. 普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」から「8. 自室からほとんど出ない」を選んだ方について、外出状況がその状態となった経過については、「3か月未満」が20.7%と最も多いものの、1年以上その状況が続いている方が65.4%と比較的多くなっています。



上段:件数 下段:%

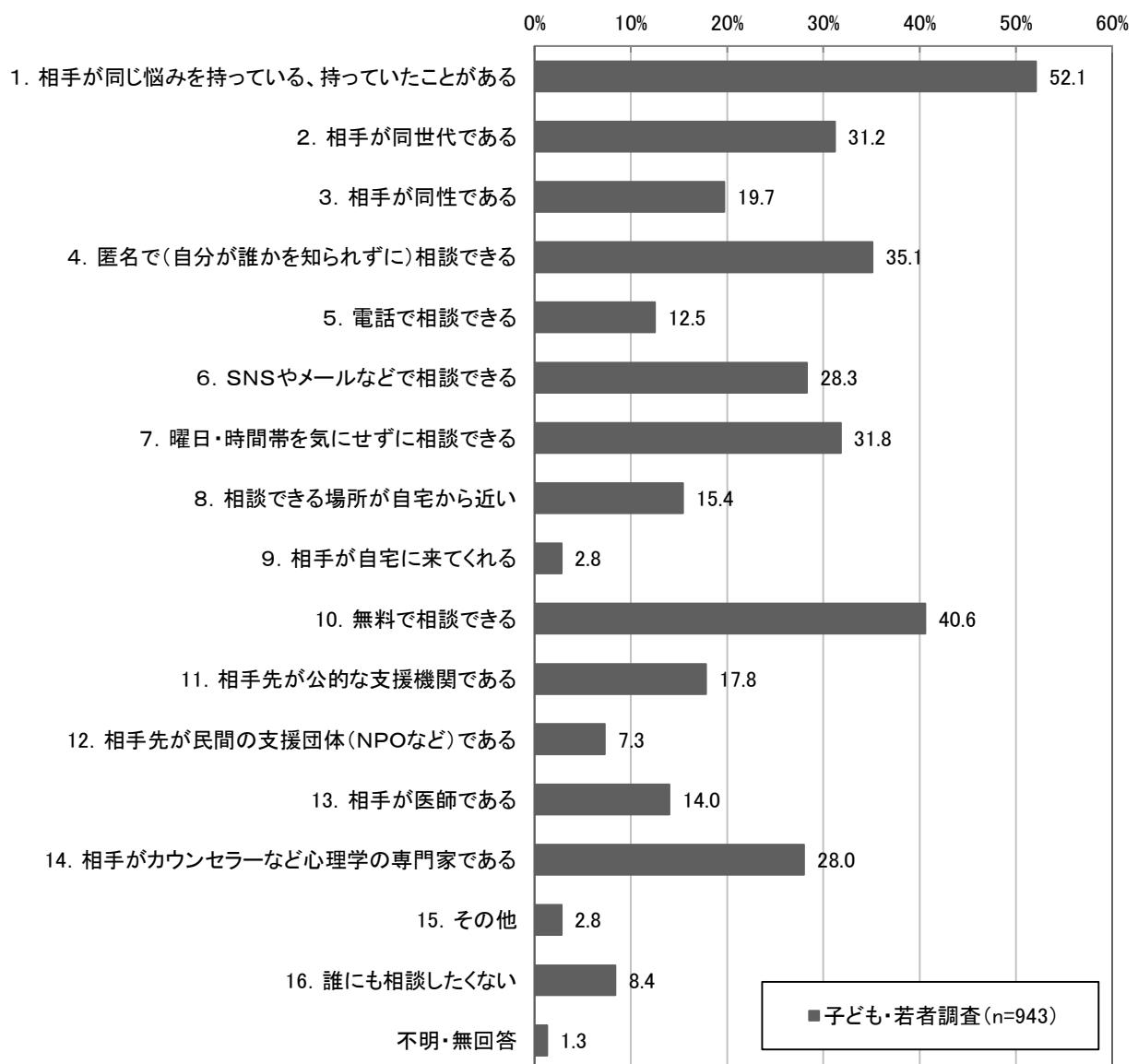
	3ヶ月未満	3か月～6ヶ月	6ヶ月～1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年～5年未満	5年～7年未満
子ども・若者調査 (n=58)	12件 20.7%	3件 5.2%	4件 6.9%	8件 13.8%	9件 15.5%	8件 13.8%	6件 10.3%

	7年～10年未満	10年～15年未満	15年～20年未満	20年～25年未満	25年～30年未満	30年以上	不明・無回答
子ども・若者調査 (n=58)	0件 0.0%	5件 8.6%	0件 0.0%	1件 1.7%	0件 0.0%	1件 1.7%	1件 1.7%

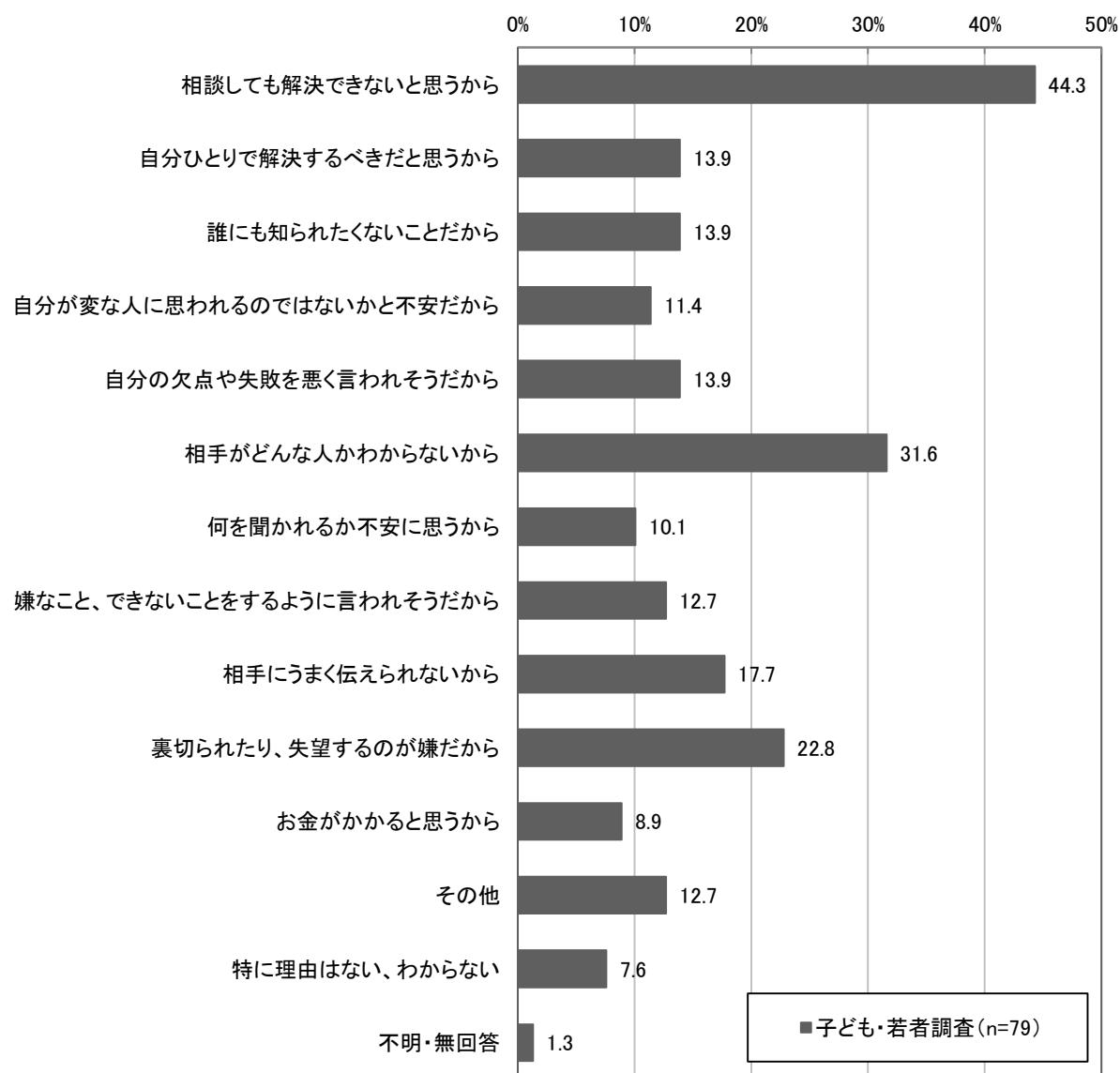
※回答件数及び割合が低いため、件数と割合を併記しています。

(5) 家族や知り合い以外に相談する場合、相談相手・相談先に求めるもの

社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったときに家族や知り合い以外に相談する際、相談したいと思う人や場所については「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が52.1%と最も多く、次いで「無料で相談できる」が40.6%となっています。



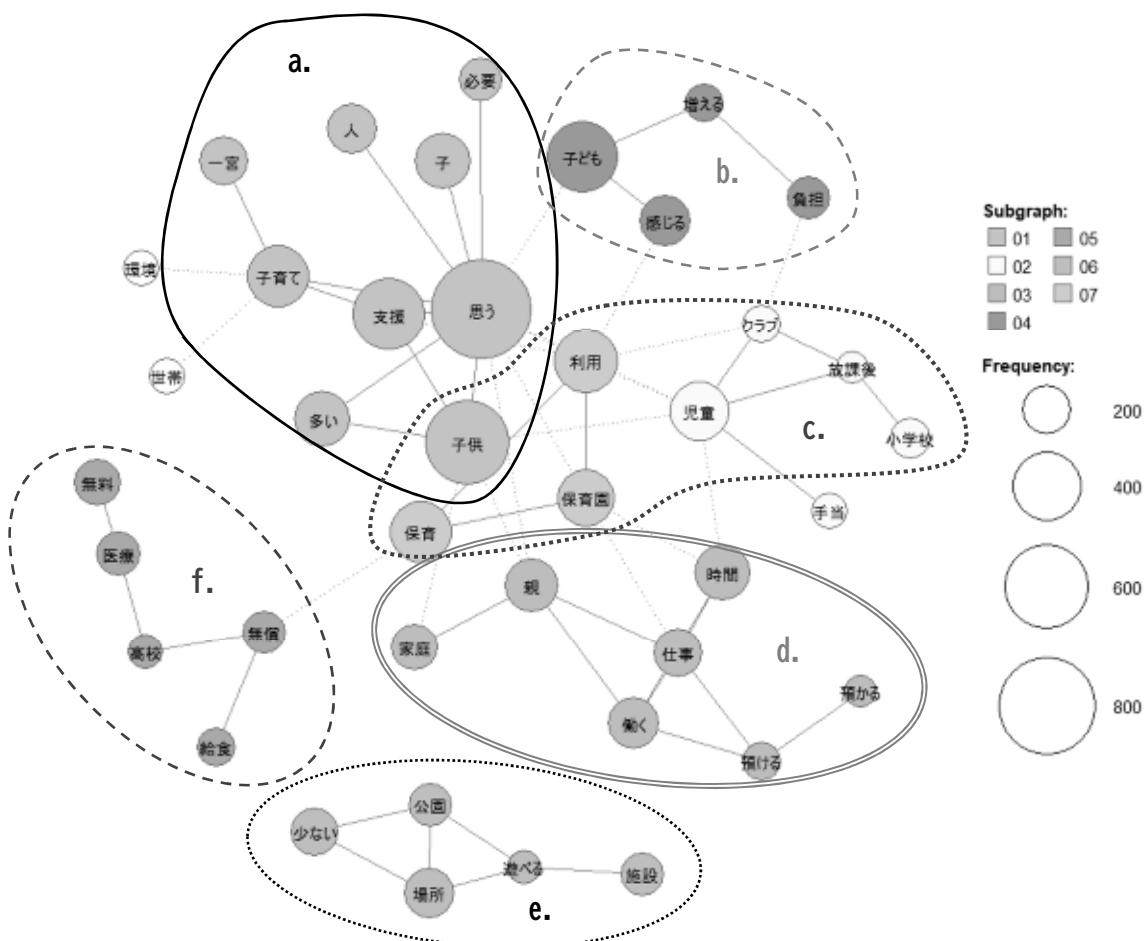
一方、「16. 誰にも相談したくない」を選んだ方が相談したくないと思う理由については、「相談しても解決できないと思うから」が44.3%と最も多く、次いで「相手がどんな人かわからないから」が31.6%となっています。



1 はじめに

本計画の策定にあたって、ワークショップの実施や意見聴取ボードの設置、各種アンケート調査の自由意見など、計画の策定プロセスの中で聴取した自由な意見（総意見数：2,571件）を可視化するために、テキストマイニング分析を行いました。

その意見は多岐にわたり、分析結果としては、「子どもや子育てへの支援(a)」はもとより、「子育てへの負担軽減(b)」、「保育園や放課後児童クラブのあり方(c)」、「仕事と家庭の両立(d)」、「子どもが遊べる施設の充実(e)」、「子育てへの経済的支援(f)」といった意見におおむね集約されました。



※テキストマイニング分析とは、アンケートなど自由な形式で記述された文章を単語に分割し、単語の出現頻度や相関関係を分析することで、有益な情報を抽出する方法。テキストマイニングソフトは KH Coder を使用

2 共通目標とステージ目標

「子ども」という概念が、広範にわたる意味合いを持ち、子ども施策について、それぞれのライフステージに応じた、きめ細かな支援を進めていく必要があります。本計画においては、各発達段階に応じた「ステージ目標」を定めるとともに、発達段階にかかわらず、全ステージ共通に実現すべき目標を「共通目標」として、多角的な視点から2つの目標を設定します。

なお、2つの目標を設定するにあたっては、子ども・若者の当事者やその保護者の意見を反映するために、先述のテキストマイニング分析の結果も考慮しつつ、目標を定めます。

<<< 共通目標 >>>

1 子どもの権利保障

>子ども一人ひとりの人格や権利が尊重され、誰もが健やかな成長のできる社会をめざした取組を進めます。

2 子どもや家庭の状況に応じた支援

>生まれ育つ環境にかかわらず、一人ひとりの子どもが尊重されるとともに健やかに成長できるよう、個別の支援を必要とする子どもや家庭の支援を進めます。

3 子育てを応援する環境づくり

>子育てに対して前向きな意識を形成すべく多様な取組を進め、社会全体で子育てを応援する意識を醸成するとともに、仕事との両立支援、地域の相互支援などに取り組みます。

<<< ステージ目標 >>>

1 安心して生み育てられるための支援～妊娠期・乳幼児期～

>出産を希望する誰もが安心して出産し子育てができるよう、親子ともに心身の健やかな生活を支えるとともに、全ての親が不安や負担、孤立感を感じることなく、子育てを通じて成長を実感しながら子育てできるよう、そして多様な保育ニーズに対応できる取組を進めます。

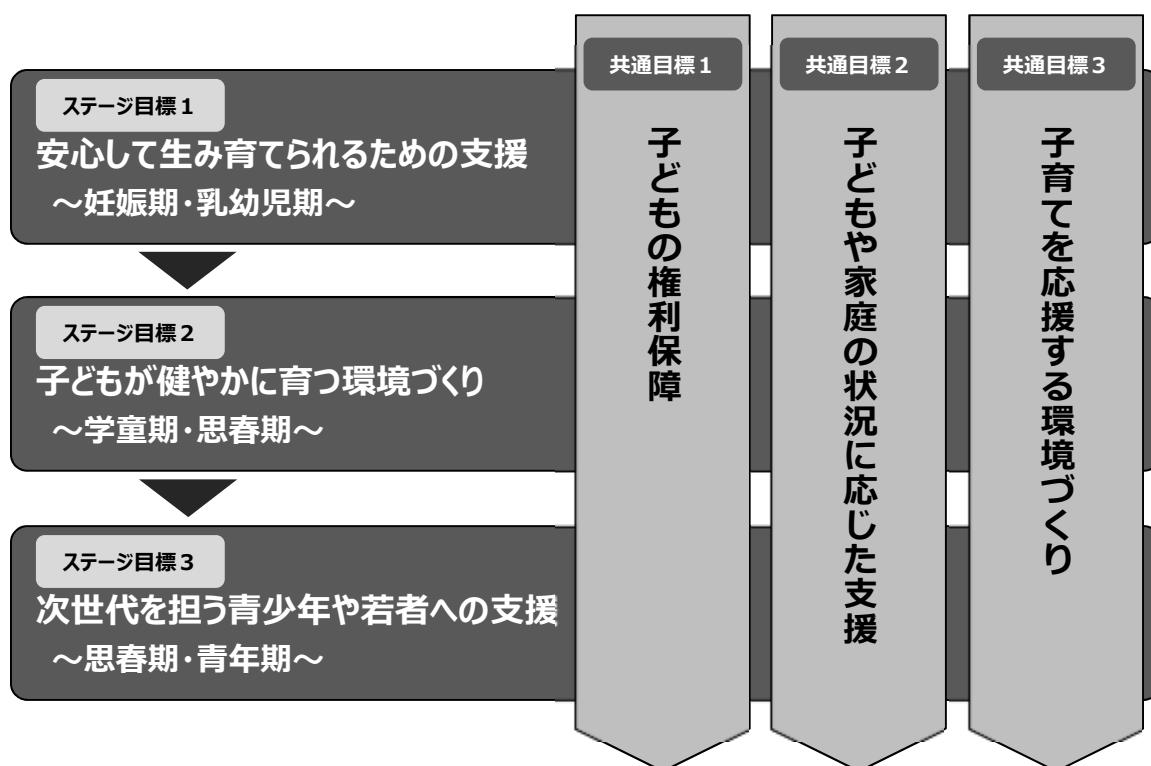
2 子どもが健やかに育つ環境づくり～学童期・思春期～

>子どもが安心・安全に過ごせる環境を整備するとともに、さまざまな体験を通じて、子どもが心豊かに成長するための活動を進めます。

3 次世代を担う青少年や若者への支援～思春期・青年期～

>青少年の社会参加を支援するとともに、さまざまな困りごとや悩みごとに応じた相談支援を進めます。

《2つの目標の関連イメージ図》



3 基本理念

本市では、2015年に策定した「第1期子ども・子育て支援事業計画」以降、「子どもの健やかな成長」と「安心して子育てできるまち」をめざし、子育て施策に取り組んできました。

一方、国では2023年4月に施行されたこども基本法に基づき、「こども大綱」が策定され、全ての子ども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。

本市においても「こども大綱」の精神に則り、次代の社会を担う子ども一人ひとりが尊重され、個性が輝き健全に成長できるまち、また、安心して子育てのできるまちをめざし、本計画における基本理念を、次のとおり定めます。

子ども一人ひとりが個性豊かに育ち、安心して子育てできるまち



なお、本計画の実践に伴い、国連の定めるSDGs（持続可能な開発目標）の視点を持って、施策の推進を図っていきます。

4 施策の体系

基本理念 子ども一人ひとりが個性豊かに育ち、安心して子育てできるまち

目標	施 策	施策の方向
共通目標 1 子どもの権利保障	施策 1 子どもの権利保障 施策 2 いじめ・不登校対策 施策 3 児童虐待対策 施策 4 ひとり親家庭の自立支援	(1) 子どもの尊厳の尊重 (2) 子どもの参加意識の醸成 (1) 相談体制の充実 (2) 居場所の充実 (1) 児童虐待についての啓発 (2) 早期発見と対応体制の整備 (3) 児童虐待の予防 (1) ひとり親の家庭相談 (2) 子育てと生活の支援 (3) 就業支援 (4) ひとり親家庭への経済的支援
共通目標 2 子どもや家庭の状況に 応じた支援	施策 5 貧困家庭への支援 施策 6 障害のある子どもへの支援 施策 7 その他特に支援を要する 家庭への支援	(1) 貧困家庭への経済的支援 (2) 生活困窮者への自立支援 (3) 学習・生活支援 (1) 児童発達相談 (2) 障害児の療育・保育 (3) 障害児の自立促進 (4) 家族へのサポート (1) 困難を抱える子育て家庭への支援 (2) 多子世帯への支援 (3) 小児医療の負担の軽減 (4) 定住外国人に対する支援
共通目標 3 子育てを応援する 環境づくり	施策 8 子育て意識の形成 施策 9 仕事と子育ての両立支援 施策 10 地域の相互援助や自主的な活動の支援	(1) 男女ともに子育てを行う意識の形成 (2) 若い世代からの子育て意識の形成 (3) 子育てに関する学習機会の提供 (1) 乳幼児期の教育・保育環境の充実 (2) 総合的な放課後対策の充実 (1) 相互援助活動や自主的な活動の支援 (2) 民間活力の活用による子育て環境の充実
ステージ目標 1 安心して生み育てられる ための支援 ～妊娠期・乳幼児期～	施策 1 産前・産後の親子の健康づくり 施策 2 子育ての不安や負担の軽減 施策 3 幼児教育・保育提供体制の確保 施策 4 多様な保育ニーズへの対応	(1) 妊娠・出産期の支援 (2) 産後の支援 (3) 子どもの健康づくり支援 (1) 子育て支援情報の提供 (2) つながる相談支援 (3) 子育て世帯の交流や体験の場の提供 (4) 子育ての経済的な負担の軽減 (1) 幼児教育・保育提供体制の確保 (1) 一時預かり体制の充実 (2) 配慮を必要とする乳幼児への対応
ステージ目標 2 子どもが健やかに育つ 環境づくり ～学童期・思春期～	施策 5 安心・安全な子どもの生活環境づくり 施策 6 子どもの居場所づくり 施策 7 子どもが心豊かに成長するための活動の推進	(1) 防犯・防災・事故予防 (2) 安全な遊び場の確保 (1) 既存の地域資源を活かした居場所 (2) 関係機関と連携した居場所 (3) 多様な居場所づくり (1) 子ども向け情報の発信 (2) 多様な体験活動
ステージ目標 3 次世代を担う青少年や 若者への支援 ～思春期・青年期～	施策 8 青少年の健全育成 施策 9 若者等への相談・支援	(1) 地域とともにを行う啓発活動 (2) 体験活動等を通じた成長できる場の提供 (3) 自主的な青少年活動の支援 (1) 若者への総合的な相談・支援 (2) 若者の自立支援 (3) 若者の出会いの場の提供

なお、本施策を基に、子どもに関する各種取組を進めるにあたり、市内の子ども関連施設について、その利用動向をうかがった施設整備や老朽化対策などの必要な措置を講じます。

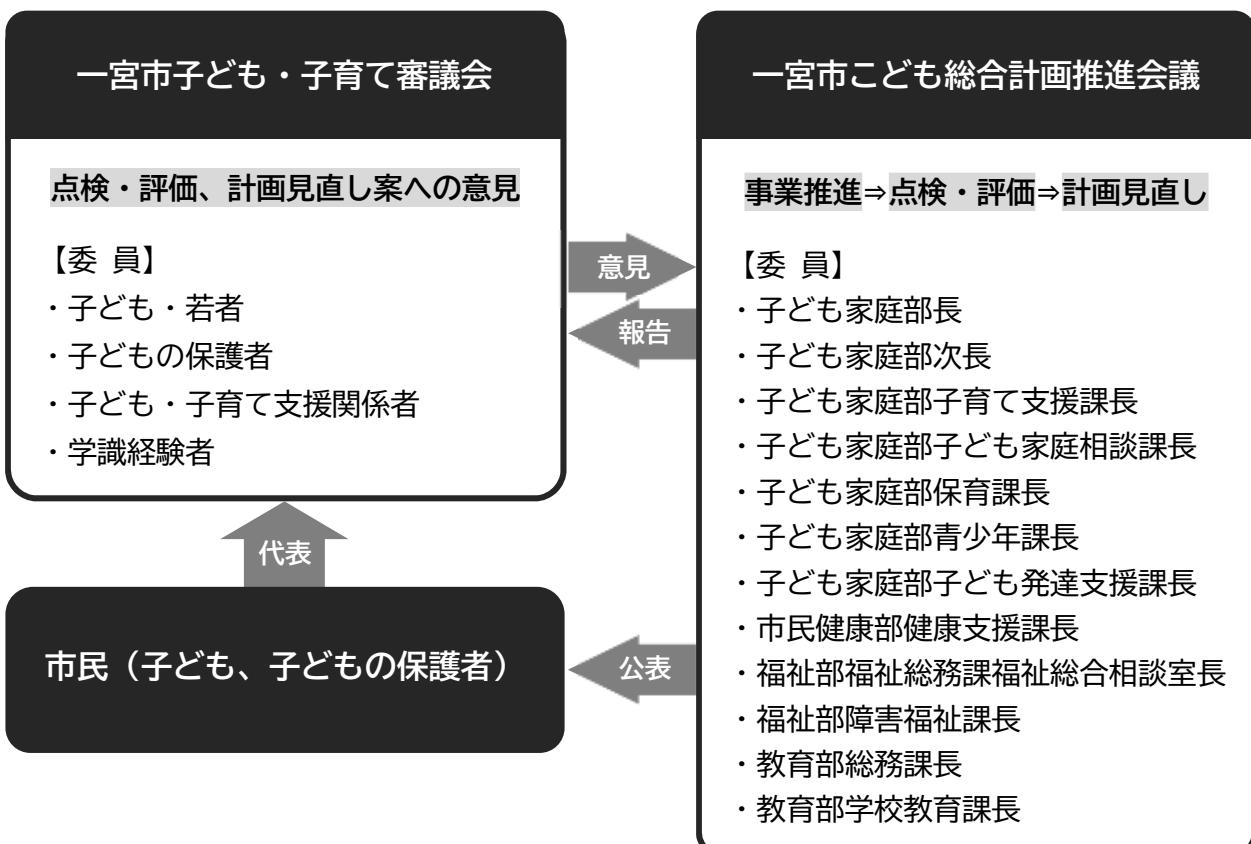
5 計画の推進体制

- 「一宮市こども総合計画推進会議」を設置し、関係課の連携により事業を推進します。
- 幼稚園、保育園、認定こども園などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、地域等と連携し、「一宮市子ども・子育て審議会」の意見を聴きながら、本計画の基本理念である「子ども一人ひとりが個性豊かに育ち、安心して子育てできるまち」の実現に向けた取組を展開していきます。
- 社会情勢の急速な変化に柔軟に対応するとともに、新たな課題についても迅速に対応します。

6 計画の進捗管理

- 「一宮市こども総合計画推進会議」は、計画期間の各年度において、各施策の進捗状況を確認します。また、計画終期に次頁以降の数値目標（アウトカム）によって、本計画の達成状況を点検・評価します。
- 本計画の進捗状況等については、「一宮市子ども・子育て審議会」に報告し、意見を求めます。
- 進捗状況等については、市ウェブサイトで公表します。
- 本計画に定める「子ども・子育て支援事業」における見込み量が大きく変動する場合や、計画の改定が必要な場合には、「一宮市子ども・子育て審議会」の意見を聴いたうえで、計画の中間年である2027年度に計画の一部見直しを行います。

■一宮市こども総合計画の推進体制



《数値目標（アウトカム）》

<<< 共通目標 >>>

1 子どもの権利保障

指標名	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	現状 維持
●学校が楽しいと感じている児童生徒の割合	93.5%	>>>	
●今の自分が幸せだと思っている子ども・若者の割合	82.3%	>>>	87.3%

2 子どもや家庭の状況に応じた支援

指標名	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	
●児童虐待やいじめ等に対する対策への保護者の満足度	2.81	>>>	2.89
●ひとり親家庭に対する相談や生活支援への保護者の満足度	2.89	>>>	2.97
●経済的支援への保護者の満足度	2.57	>>>	2.65
●障害児施策への保護者の満足度	2.87	>>>	2.96

3 子育てを応援する環境づくり

指標名	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	
●仕事と子育てが両立できるようにするための企業や労働者への啓発についての保護者の満足度	2.44	>>>	2.52
●親子・親同士の交流の場に対する保護者の満足度	3.02	>>>	3.06
●子どもにやさしい環境整備に対する保護者の満足度	3.10	>>>	3.15

<<< ステージ目標 >>>

1 安心して生み育てられるための支援～妊娠期・乳幼児期～

指標名	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
●母子の健康、子どもの発達支援についての保護者の満足度	3.03	>>> 3.08
●子育てに関する相談、情報提供についての保護者の満足度	3.05	>>> 3.10
●保育園・幼稚園のか所数や内容についての保護者の満足度	2.98	>>> 3.07

2 子どもが健やかに育つ環境づくり～学童期・思春期～

指標名	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
●犯罪や事故から子どもを守るために取組についての保護者の満足度	2.76	>>> 2.85
●放課後の子どもの居場所についての保護者の満足度	2.70	>>> 2.79
●最近の生活に対する児童生徒の満足度	7.10	>>> 7.36

3 次世代を担う青少年や若者への支援～思春期・青年期～

指標名	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
●自分の将来について明るい希望を持っている子ども・若者の割合	60.8%	>>> 65.8%
●困ったときに助けてくれる人がいる子ども・若者の割合	97.2%	>>> 現状維持

※各指標の満足度は5点満点とする。ただし、「最近の生活に対する児童生徒の満足度」は10点満点とする。

SDGs

SDGs とは、「Sustainable Development Goals」の略称で、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標であり、2030 年までに達成すべき 17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。



一宮市 × SDGs

また、「こども大綱」においては、SDGs の 17 の目標はいずれも、子ども・若者に深く関係し、子ども・若者自身も、SDGs 推進の担い手として育ち、積極的に関与することが期待されると示されています。

本市においては 2021 年 1 月に「SDGs 日本モデル」宣言に賛同するなど、SDGs の推進に向けた取組を総合的に進めています。





II 各論

第4章 施策の展開

<<< 共通目標 >>>

共通目標1 子どもの権利保障



施策1 子どもの権利保障

現状と課題 >>> 次代を担う全ての子どもが、自立した個人として、等しく健やかに成長することができるよう、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしていく必要があります。

本市では、2010年6月29日に制定した自治基本条例の中で、子どもがまちづくりに参加しやすくなるよう、その機会を設ける必要性を示しています。まちづくりへの参加機会を確保することで、子どもが本来持っている権利への意識を醸成するとともに、その権利を保障するまちづくりが必要です。

施策の方向性 >>>

(1) 子どもの尊厳の尊重

全ての子どもが自身の尊厳を認識し、他者を思いやることができるよう、いのちの尊さへの理解を促したり、生活の向上に向けて働きかけたりするなど、子ども一人ひとりの人格を尊重した取組を展開します。

取組	概要	担当課
いのちの授業の実施	市内の小中学校において、いのちにかかるテーマで授業を実施し、いのちの尊さへの理解や自尊感情の涵養を促します。	学校教育課 (各小中学校)
スクールソーシャルワーカーの配置	児童生徒一人ひとりの生活の質を向上させるため、児童生徒が抱えるさまざまな問題に対して、その取り巻く環境に働きかけて問題解決をめざします。	学校教育課

取組	概要	担当課
教育相談	児童生徒が、毎日の心の天気を記録することができる「スクールライフノート」や「いちゃん相談室」、「こどもそうだんポスト」そして教育センターでの保護者向け相談窓口を通して、児童生徒とその家族の不安や悩みに寄り添います。	学校教育課
子どもの意識・実態調査	小中学生の家庭生活・学校生活における実態や意識について調査を行い、その結果を一宮市の学校教育に活かします。	青少年課 学校教育課
校則の見直し	児童生徒が主体となり、必要に応じて校則を見直す機会を設けます。	学校教育課

(2) 子どもの参加意識の醸成

本市の自治基本条例を基盤としながら、子どものまちづくりへの参加機会を担保するとともに、子どもの参加意識の醸成に取り組みます。

取組	概要	担当課
子どもの参加機会の保障	一宮市自治基本条例第9条に基づき、まちづくりへの子どもの参加機会を保障し、意見表明・意見形成の確保に努めます。	政策課
子どもアイデアの活用	自治基本条例の子ども向けパンフレットを活用することで、まちづくりのしくみを理解してもらいます。また、まちづくりのアイデアを募集することで、意見表明の環境づくりを整えます。	政策課
男女共同参画に関する作品の募集	小中学生から男女共同参画に関する作品を募集することで、性別にかかわらず、個々の可能性を広げる意識を醸成します。	政策課

施策2 いじめ・不登校対策

現状と課題 >>>

いじめは、社会全体の問題として取り組むべき課題です。いじめの根絶を図るためにには、日頃から一人ひとりの児童生徒が「いじめは決して許されない行為である」と理解し、「自分とともに他者の大切さ」を認めるよう、社会全体で働きかけていくことが大切です。

また、不登校については、誰にでも起こり得るという認識のもと、多様な居場所を提供していくことも大切です。

いじめや不登校への対応は、関係機関と連携を図り、一人ひとりに応じた支援を進めていく必要があります。

施策の方向性 >>>

(1) 相談体制の充実

児童生徒の悩みに寄り添うなど、円滑な学校生活が送れるよう、相談体制の充実を図ります。

取組	概要	担当課
スクールカウンセラーの配置	児童生徒の抱えるさまざまな不安や悩みに、心理の専門家がカウンセリングを通じて寄り添います。	学校教育課
心の教室相談員の配置	全ての中学校に心の教室相談員を配置し、気軽に悩みを相談できる体制を整えます。	学校教育課
子ども悩みごと相談	養育環境を安定させ、児童虐待などの危機的状況に陥ることを防止するため、子どもや子育て家庭から個別に相談を受けて支援します。	子ども家庭相談課
子ども・若者総合相談	主に青少年期の子どもの不登校やいじめ、非行などの悩みごとの相談を行います。	青少年課

(2) 居場所の充実

さまざまな理由により、学校生活を送ることが難しい児童生徒のセーフティネットとなる居場所の充実に取り組みます。

取 組	概 要	担当課
教育支援センター	登校が難しい児童生徒が、安心して過ごしたり学んだりできる場所を、学校外に設置するとともに、在籍校と連携して支援します。また、不登校に関する保護者向け相談会も実施します。	学校教育課
サポートルームの設置	教室で過ごすことが難しい児童生徒が、安心して過ごしたり学んだりできる場所を、学校内に順次設置します。	学校教育課

子ども・若者向けワークショップ

子ども・若者のダイレクトな意見を把握し、計画策定に反映するために「子ども・若者向けワークショップ」を実施しました。

○日 程：2023年12月9日（土）13:30～16:30

○会 場：いちのみや中央プラザ体育館 第1・2会議室

○テーマ：「わたしたちが望む社会や生活はどのようなものか」

○参加者：市内在住・在学の16～22歳の子ども・若者（21人）

○意見数：251件

（ワークショップの様子）



共通目標2 子どもや家庭の状況に応じた支援

関連する SDGs >>>



施策3 児童虐待対策

現状と課題 >>>

児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、心身の発達や人格の形成に重大な影響を与える行為であり、子どもの生命にかかわる問題であって、その根絶を図らなければなりません。

児童虐待の対応件数は増加傾向にあり、とりわけ本市においては、2018年度には82件でしたが、コロナ禍以後、2023年度には3倍強の258件となりました。引き続き、「子どもを守る地域ネットワーク」として設置した、一宮市要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用して、支援を必要とする子どもや家庭を早期に発見し、適切な子育て支援を行い、児童虐待の防止に努める必要があります。

また、児童虐待対策は子どもの健やかな成長に不可欠なため、2015年に「一宮市児童虐待対策基本計画」を「一宮市子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定してから、今回で3期目の計画策定となります。要保護児童※1や要支援児童※2、特定妊婦※3を対象とした当計画で必要な現状分析と検討を行い、児童虐待対策を総合的に推進することが重要です。

なお、当施策は、新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づく、「一宮市児童虐待対策基本計画」として位置づけます。

※1) 要保護児童：保護者のいない児童又は児童虐待などにより保護者に監護させることが不適当であると認められる児童。

※2) 要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く。）。

※3) 特定妊婦：若年妊婦、望まない妊娠など、出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

一宮市要保護児童対策地域協議会)))

一宮市要保護児童対策地域協議会は「人権・安全等」「教育」「医療」「福祉・保健」それぞれの分野から、関係団体と行政の組織が協働してネットワークを構築しています。

分 野	構成機関	
	関係団体	行 政
人権・安全等	一宮人権擁護委員協議会	名古屋法務局一宮支局
		愛知県警察一宮警察署
		一宮市総合政策部
教 育	愛知県私立幼稚園連盟一宮支部	一宮市教育委員会
医 療	一般社団法人一宮市医師会	一宮市病院事業部
	一般社団法人一宮市歯科医師会	
福祉・保健	一宮市民生児童委員協議会	愛知県一宮児童相談センター
	一宮市民間保育協会	一宮市市民健康部
	社会福祉法人 照光会	一宮市福祉部（福祉事務所）
	社会福祉法人 清修会	一宮市子ども家庭部

施策の方向性 >>>

(1) 児童虐待についての啓発

社会全体で児童虐待の早期発見や予防を図るため、市民に対する啓発活動を推進します。児童虐待を受けている疑いのある子どもを発見した場合の通告を呼びかけるとともに、児童虐待に関する理解を深める活動を行います。

取 組	概 要	担当課
児童虐待の防止啓発	市広報、ウェブサイト、ポスター掲示等さまざまな媒体を活用して児童虐待防止、児童虐待の通告先について啓発を行います。	子ども家庭相談課

(2) 早期発見と対応体制の整備

子どもとの面接調査等を行う相談員を配置するとともに、児童虐待通告を受け付けたときには愛知県一宮児童相談センターと連携して適切に対応するなど、児童虐待の早期発見と対応体制の整備に努めます。

取組	概要	担当課
児童虐待の相談支援	児童虐待の相談窓口や通告窓口を設置するとともに、市民等からの虐待通告を、市として一元的に受け付けます。	子ども家庭相談課
こども家庭センターによる総合的な相談支援 [利用者支援事業（こども家庭センター型）]	こども家庭センターを設置し、児童相談（児童虐待）のほか、女性相談、ひとり親家庭相談を連携させ、子どもと家庭の問題について総合的に支援します。 さらに、3か所の保健センターにある母子保健機能とともに、子どもや妊産婦の福祉や母子保健に関する包括的かつ計画的な支援の実施・体制強化を図ります。	健康支援課 子ども家庭相談課

(3) 児童虐待の予防

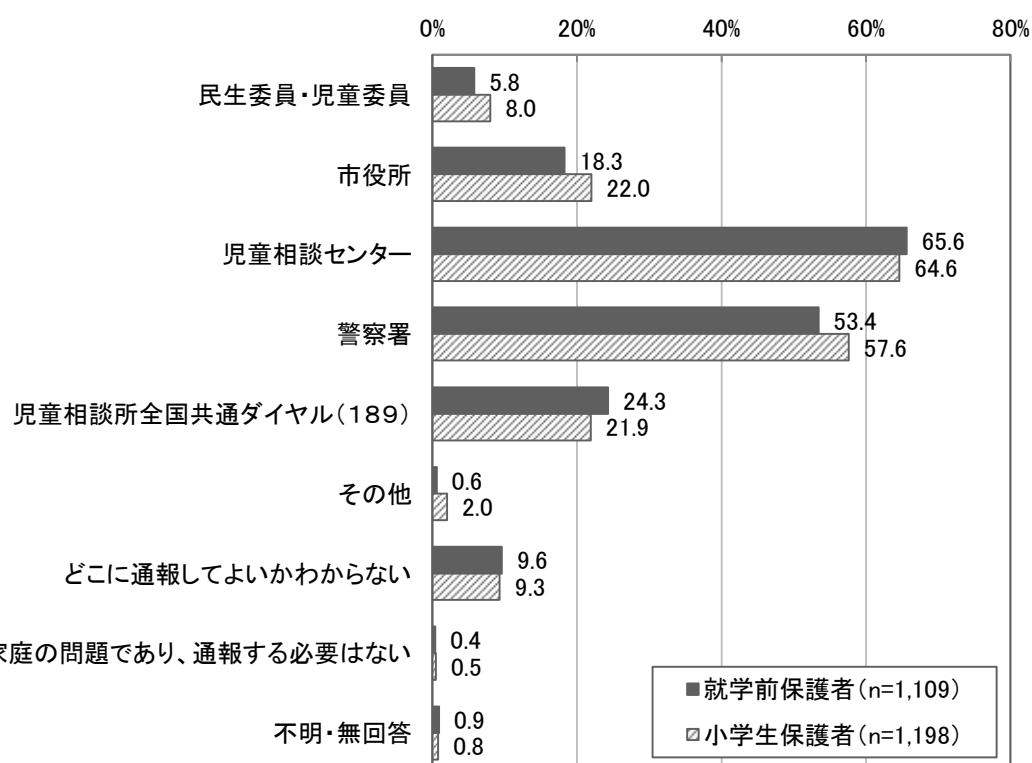
児童虐待の発生や再発の防止に向け、乳児家庭への全戸訪問を行いつつ、こども家庭相談システムの運用による庁内の連携強化を図るとともに、要保護児童対策地域協議会への情報集約を強化し、把握した支援が必要な子ども・家庭に対して、状況に応じて必要とする個別支援を行います。

取組	概要	担当課
こんにちは赤ちゃん訪問事業 [乳児家庭全戸訪問事業]	生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問員・保健師・助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児相談を行います。	健康支援課
養育支援訪問事業	要保護児童対策地域協議会において支援の必要性を判定し、保健師が定期訪問します。	子ども家庭相談課
子育て世帯訪問支援事業	要保護児童対策地域協議会、ヤングケアラー対策連絡会議において支援の必要性を判定し、ヘルパーが訪問支援します。	子ども家庭相談課
ネットワークによる見守り支援	要保護児童対策地域協議会において情報を集約し、支援が必要な子どもや家庭の見守りを行い、必要な個別支援を行います。	子ども家庭相談課

取組	概要	担当課
児童虐待に関する講演会	要保護児童対策地域協議会の活動の一環として講演会を開催し、関係者の能力向上や意識高揚を図るなど、ネットワークの対応能力を強化します。	子ども家庭相談課

児童虐待を発見した場合の通報先の認知度)))

就学前保護者・小学生保護者ともに、「児童相談センター」が最も多く、次いで「警察署」が多くなっています。



資料：ニーズ調査（2023年）

施策4 ひとり親家庭の自立支援

現状と課題 >>> ひとり親家庭^{*1}は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、生活全般にさまざまな困難を抱えています。

ひとり親家庭は全般的に厳しい経済的状況に置かれており、また、「貧困の世代間連鎖」が不安視されています。このような状況の背景として、結婚、出産により職業生活が中断したことによる就労経験・能力の不足や、ひとり親のため、仕事と子育ての両立が一層困難であるなどなどが考えられます。これらの問題は子どもの貧困の原因ともされており、ひとり親の就労機会の確保が課題になっています。

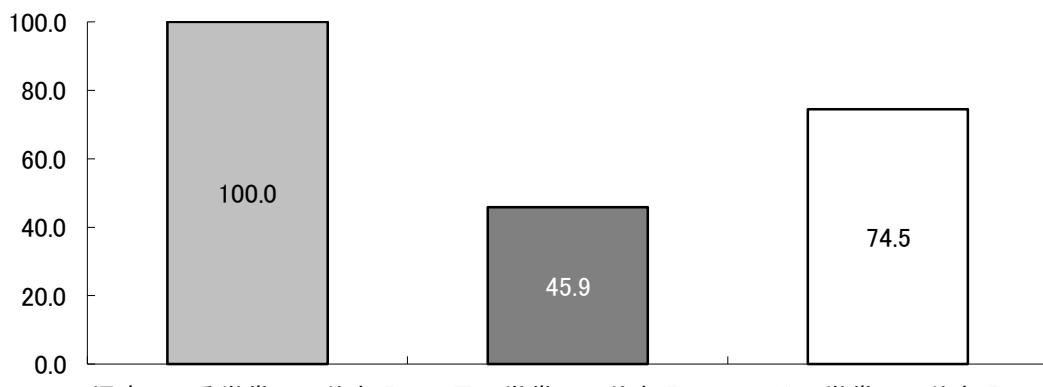
「令和3（2021）年度全国ひとり親世帯等調査」（厚生労働省）によると、2020年の年間収入を基にして、児童のいる世帯の平均収入を「100」とした場合、「母子世帯」の収入は「45.9」、「父子世帯」の収入は「74.5」となっています。

また、本市の子育て家庭に占めるひとり親家庭の割合は、2015年から2020年にかけて同水準を維持しており、本市の児童扶養手当受給者（2023年度末現在）は、2,424件で、その約96%が母子家庭で占められています。

子どもの健全な成長には生活の安定と自立の促進が不可欠なため、2015年に「一宮市ひとり親家庭等自立促進計画」を「一宮市子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定してから、今回で3期目の計画策定となります。母子家庭^{*2}や父子家庭^{*3}、寡婦^{*4}の方を対象とした当計画で必要な現状分析と検討を行い、ひとり親家庭に対する支援を総合的に推進していく必要があります。

なお、当施策は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」として位置づけます。

■児童のいる世帯と母子世帯及び父子世帯の収入比較（2020年の年間収入）



資料：令和3（2021）全国ひとり親世帯等調査（厚生労働省）

*1) ひとり親家庭：母子家庭及び父子家庭をいう。

*2) 母子家庭：配偶者のない母親が、20歳未満の子どもを育てている家庭をいう。

*3) 父子家庭：配偶者のない父親が、20歳未満の子どもを育てている家庭をいう。

*4) 寡婦：かつて母子家庭であって、子どもが20歳に到達し、現在も配偶者がいない方をいう。

施策の方向性 >>>

(1) ひとり親の家庭相談

ひとり親家庭の各種相談に応じ、加えて養育費の確保に関する情報提供を行います。

取 組	概 要	担当課
ひとり親の家庭相談	母子・父子自立支援員や就業支援専門員による相談を実施し、家庭の形態にかかわらず、安心して自立した生活が送れるよう支援を行います。	子ども家庭相談課
養育費の確保に向けた情報提供	養育費の確保についての情報収集とその啓発を行います。また、離婚相談などの機会を捉えて、その情報提供に取り組みます。	子ども家庭相談課

(2) 子育てと生活の支援

ひとり親家庭の自立を促進するため、必要な子育てや生活の支援を行います。

また、今後、老朽化した母子生活支援施設のあり方についても検討していく必要があります。

取 組	概 要	担当課
日常生活支援	ひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、育児や家事の援助を行います。	子ども家庭相談課
母子生活支援施設の運用・入所相談	一定の事由がある母子が、母子生活支援施設に入所することで、就労、生活、子育て等母子家庭の自立促進を図るための支援を行います。また、その入所に向けた相談を行います。	子ども家庭相談課 朝日荘

(3) 就業支援

ひとり親家庭の母又は父の職業能力向上を図るとともに、就業支援専門員を配置し、きめ細かな就労相談を行います。

取 組	概 要	担当課
自立支援プログラムの策定	自立支援プログラム策定員が自立支援プログラムを策定し、きめ細かな就業・自立支援を行います。	子ども家庭相談課
キャリアカウンセリング	就業支援専門員が個々の家庭状況や職業適性等に応じ、キャリア設計を支援します。	子ども家庭相談課

取組	概要	担当課
自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の母又は父に対して、教育訓練講座の受講料の一部を支給します。	子ども家庭相談課
高等職業訓練促進給付金等の支給	看護師など就職の際に有利な資格を取得するため、養成機関で学んでいるひとり親家庭の母又は父に対し、訓練促進給付金等を支給します。	子ども家庭相談課
母子家庭等就業・自立支援センター事業による総合支援	就業情報の提供や就業支援講習会の実施、弁護士による特別相談、養育費相談などの支援を行います。	子ども家庭相談課
高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた支援	ひとり親家庭の母又は父が高卒認定試験合格を目指し講座を受ける場合、受講費用の一部を支給します。	子ども家庭相談課

(4) ひとり親家庭への経済的支援

児童扶養手当や遺児手当など、各種手当を支給します。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付相談や医療費の助成を行います。

取組	概要	担当課
児童扶養手当の支給	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭の母又は父などに対して、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
遺児手当の支給	ひとり親家庭の母又は父などに対して、愛知県と一宮市の遺児手当を支給します。	子育て支援課
遺児一時金の支給	ひとり親家庭の子どもの小中学校の入学時や中学校卒業時に、一時金を支給します。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、子の修学費用や転居費用など、福祉資金として貸付します。	子ども家庭相談課
母子・父子家庭等医療費の助成	ひとり親家庭の母又は父とその子どもの医療費について、自己負担分（保険診療分）を全額助成します。	保険年金課
養育費に関する公正証書等の作成費用の補助	ひとり親家庭の自立を促進するため、養育費の継続した履行確保につながる公正証書などの作成費用を補助します。	子ども家庭相談課

施策5 貧困家庭への支援

現状と課題 >>> 生まれ育った環境によって、子どもの将来が左右されることのないよう、貧困状況にある家庭の子どもが健やかに育まれる環境整備とともに、教育の機会均等などを図ることが重要です。

本市の2023年調査では、子育て世帯における相対的貧困率は8.2%となっています。同じ調査方法ではないため、一概に比較することはできませんが、「2022（令和4）年国民生活基礎調査」によると、子どもがいる現役世帯の貧困率は10.6%です。

貧困対策を進めていくためには、各家庭への介入の難しさにも対処しつつ、家庭や子どもの状況に応じた相談や多様な支援を進める必要があります。

なお、当施策は子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく計画と位置づけます。

施策の方向性 >>>

（1）貧困家庭への経済的支援

経済的に困窮状態にある家庭に対して、経済的な支援を行います。

取組	概要	担当課
助産施設の運用・入所相談	出産費用を用意できない妊婦が、助産施設へ入所することで、安全な出産ができるよう支援します。また、その入所に向けた相談を行います。	子ども家庭相談課 市民病院管理課
低所得世帯等の妊婦への初回産科受診料の助成	市民税非課税世帯等に属する妊婦に対して、医療機関での妊娠判定に要した費用を助成します。	健康支援課
実費徴収に係る補足給付事業	一定の経済的事由のある保護者に対して、保育園などでかかる費用（日用品や行事費など）の負担を軽減します。 また、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園に通う子どもの保護者に対して、一定の要件に該当する場合に給食費を補助します。	保育課
市営住宅の申込資格の緩和	小学校就学までの子どもと同居しようとする世帯の方が市営住宅への申込をする際、その資格の収入基準を緩和します。	住宅政策課

取組	概要	担当課
就学援助	一定の経済的事由のある保護者に対して、給食費や学用品費などの小中学校でかかる費用の一部を援助します。	学校教育課
奨学資金の交付	学習意欲が高く、修学のための経済的支援の必要があり、出身中学校長の推薦があった高等学校進学者に対し、奨学資金による支援を行います。	教育部総務課
高等学校等の就学助成	高等学校等に在学する生徒の保護者の所得が基準に該当する場合、助成金を交付します。	教育部総務課
進学・就職準備給付金の支給	生活保護受給世帯の子どもが高等学校等を卒業後に進学や就職して自立する際、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給します。	生活福祉課

(2) 生活困窮者への自立支援

生活困窮者が、その困窮状態から脱却できるよう、相談支援を展開します。

取組	概要	担当課
生活困窮者の自立相談支援	生活保護に至っていない生活困窮者に対して、困窮状態からの早期脱却を支援するために、困窮者の状態に応じた包括的な相談支援を行い、社会的・経済的な自立を図ります。	福祉総合相談室
生活困窮者への家計改善支援	家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計状況を明らかにし、生活再生に向けた意欲を引き出すとともに、健全な家計維持に必要な情報提供や専門的な助言等を行います。	福祉総合相談室
生活困窮者への就労準備支援	複合的な課題があり、就労に向けた準備が整っていない方に対して、その課題の把握・分析を行うとともに、対象者個人に合った就労準備支援プログラムを作成し、社会的・経済的な自立を支援します。	福祉総合相談室

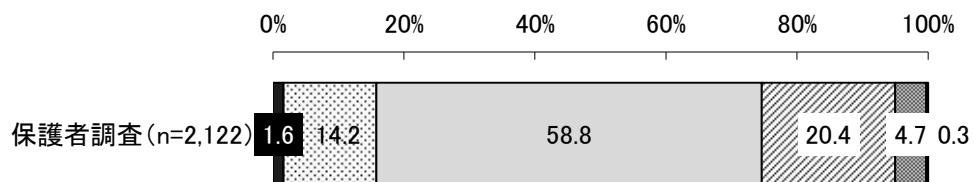
(3) 学習・生活支援

経済的に困窮状態にある家庭の子どもに対して、多様な学びの場を提供するとともに、相談支援等の充実を図ります。

取組	概要	担当課
子どもへの学習・生活支援	就学援助費受給世帯等の中学生に対して、高等学校の進学はもとより、就労や将来像の実現に必要となる基礎学力の習得・向上をはじめとする、多様な学びの場を提供します。 また、利用者の学習や進路、就労等の将来に関する相談に応じ、情報提供を行います。	福祉総合相談室

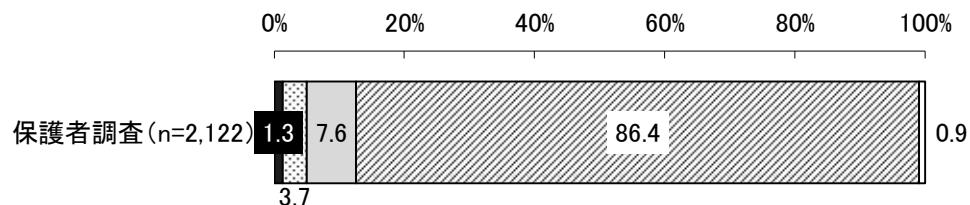
子育て世帯の暮らしの状況)))

現在の暮らしの状況をどのように感じているかについては、「大変苦しい」が4.7%、「苦しい」が20.4%となっています。



■大変やとりがある □やとりがある □ふつう □苦しい □大変苦しい □不明・無回答

また、過去1年の間にお金が足りなくて家族が必要とする食料が買えないことがあったかについては、「よくあった」が1.3%、「ときどきあった」が3.7%となっています。



■よくあった □ときどきあった □まれにあった □まったくなかった □不明・無回答

資料:子どもの生活状況調査(2023年)

施策6 障害のある子どもへの支援

現状と課題 >>>

互いに人格と個性を尊重して支え合う「共生社会」の実現には、子どもの成長に応じた切れ目のない支援が重要です。さらに、「一宮市障害児福祉計画」に基づいた、重層的な支援体制の充実を図る必要があります。

また、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の観点とともに、発達相談との連携や、障害のある子どもの保育・自立支援、家族への支援を進める必要があります。

施策の方向性 >>>

（1）児童発達相談

子育てに関する相談や療育相談などを通じて、早期対応による療育を推進します。

取組	概要	担当課
療育相談	児童発達支援センター等で、発達が気になる子どもとその保護者の相談に応じるとともに、子どもの個性に応じた子育ての方法を相談者とともに検討します。	福祉総合相談室 子ども発達支援課
特別支援教育相談会	特別支援学校への入学や特別支援学級への入級について悩みを抱えている保護者を対象に、専門医や学校関係者による相談会を実施します。	学校教育課

（2）障害児の療育・保育

障害のある子どもに対して、障害や発達の状況に応じた療育・保育を行います。

取組	概要	担当課
児童発達支援	単独でいざみ学園に通園できる就学前の子どもに対して、一人ひとりに合わせた適切な療育を行います。	子ども発達支援課
心身障害児親子通園	就学前の障害のある子どもとその保護者が一緒に心身障害児親子通園施設（すいの子教室・たけのこ園・チューリップ教室・はとぽっぽ）に通園し、集団療育により日常生活の適応能力増進を図ります。	子ども発達支援課

取組	概要	担当課
保育園における障害児保育	心身の軽・中度の障害のため特に配慮を要する子どもを、保育園で保育します。	保育課
保育園等への訪問支援	保育園等を利用中の子どもが、集団生活の適応のために専門的な支援が必要な場合、支援員が施設に訪問し、担任とともにその子どもに合った支援方法を検討します。	子ども発達支援課
障害児放課後児童クラブの運営	特別支援学校へ通う障害のある子どもに対し、けやき児童クラブ・ポプラ児童クラブで支援します。	子育て支援課

(3) 障害児の自立促進

障害のある子どもの自立を支援するための取組の充実を図ります。

取組	概要	担当課
自立支援補装具の給付	障害のある子どもの身体機能を補うとともに日常生活を円滑に送れるよう、補装具や軽度・中等度難聴児補聴器など、必要な用具の購入・修理にかかる費用の一部を給付します。	障害福祉課
障害児通所支援	障害児通所支援（児童発達支援、放課後等ディサービスなど）を利用する際に必要となる受給者証を交付し、障害のある子どもの療育や生活能力等の向上を支援します。	障害福祉課
言語訓練	小学校の特別支援学級や特別支援学校小学部に在籍する児童を対象に、明瞭な発音や言語コミュニケーション能力の獲得をめざして、専門家による指導機会を設けます。	学校教育課
特別支援協力員の派遣	主に発達障害のある児童生徒を対象に、特別支援協力員が学習や生活の支援にあたります。	学校教育課
医療的ケア児等総合支援事業の相談体制の整備	医療的ケア児等とその家族に対して、出生後の退院前から就園・就学等に至るまでの切れ目ない支援を行うため、障害者相談支援センターに医療的ケア児等コーディネーターを配置します。	福祉総合相談室

取組	概要	担当課
医療的ケア看護師の配置	医療的ケアを必要とする児童生徒が自立して健康を維持・増進できるよう、学校において看護師が医療的ケアを提供します。	学校教育課

(4) 家族へのサポート

子育てに難しさを感じる保護者等に対してペアレント・プログラムを実施し、精神面でのケアを行います。

取組	概要	担当課
ペアレント・プログラム講座 [親子関係形成支援事業]	発達障害の可能性がある子どもを持つ保護者が、楽しく子育てに臨む自信をつけられるように、児童の行動の客観的な理解の仕方等を学ぶ講座を実施します。同時に児童や保護者と常にかかわりのある保育士、保健師等の受講を促し、指導者の養成を図ります。	健康支援課 保育課 子ども発達支援課

施策7 その他特に支援を要する家庭への支援

現状と課題 >>>

子どもや子育て家庭等が抱える課題は複雑・多様化しており、その解決に向けた多様な支援を進める必要があります。特に、近年では、子どもや若者が家族の介護やその他の日常生活上の世話を過度に行う、ヤングケアラーが問題視されています。それぞれのニーズを的確にくみ取りながら、適切な支援を展開していく必要があります。

施策の方向性 >>>

(1) 困難を抱える子育て家庭への支援

さまざまな事情により困難を抱える子育て家庭に対して、きめ細かな支援を展開します。

取組	概要	担当課
産後ヘルプ事業	妊娠8か月から出産後2か月以内の妊娠婦で、体調不良のため家事・育児が困難であり、かつ同居親族の支援が受けられない場合に、援助者の紹介・調整を行います。	保育課
産後ケア事業	出産後の心身のケアや保健指導、育児に関する指導や育児サポート等の産後のケアを必要とする方を対象に、医療機関等への宿泊や助産師の家庭訪問により、母親の健康管理、食事・授乳・沐浴指導、相談等を行います。	健康支援課
子育て短期支援事業	保護者の出張や入院などにより宿泊を伴う預かりが必要な場合に、児童養護施設・乳児院・里親宅で子どもを預かります。	子ども家庭相談課
子育て世帯訪問支援事業 (再掲)	要保護児童対策地域協議会、ヤングケアラー対策連絡会議において支援の必要性を判定し、ヘルパーが訪問支援します。	子ども家庭相談課
養育支援訪問事業(再掲)	要保護児童対策地域協議会において支援の必要性を判定し、保健師が定期訪問します。	子ども家庭相談課

(2) 多子世帯への支援

多子世帯や多胎児世帯の負担軽減を図り、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めます。

取 組	概 要	担当課
妊婦訪問	妊娠届の提出時に出産・育児への不安の訴えのある方、支援者がいない方、若年・多胎妊婦など、支援を要する妊婦に対して家庭訪問等で保健指導を行うとともに、産後においても、必要に応じて継続的な支援を行います。	健康支援課
多胎児世帯の産後ヘルプ事業の利用補助	妊娠8か月から出産後24か月までの多胎児世帯について、月10時間を上限として「産後ヘルプ事業」の利用費を補助します。	保育課
保育料等の多子減免	保育園等に保護者の子3人以上が同時に入所している場合に、保育料や給食費を無料にします。	保育課

(3) 小児医療の負担の軽減

未熟児、小児慢性特定疾病児童などを持つ保護者に対して、医療費を支援します。

取 組	概 要	担当課
未熟児への養育医療の給付	出生時の体重が2,000グラム未満、又は医師が入院養育を必要と認めた子どもに対して、医療費の一部を給付します。	保健総務課
小児慢性特定疾病的医療等の給付	小児慢性特定疾病的医療給付申請に基づき、審査会で認定された満18歳未満の子どもに対して、医療費の一部を給付します。	保健総務課

(4) 定住外国人に対する支援

定住外国人が行政サービスを円滑に利用できるよう支援を行うとともに、外国人児童生徒に向けた支援の充実を図ります。

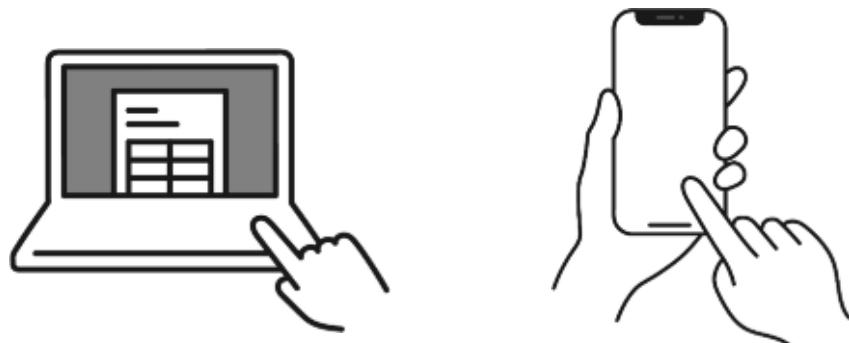
取組	概要	担当課
窓口における通訳サービスの提供	外国人来庁者に対して、タブレット端末を活用したリアルタイムの通訳サービスを提供することにより、子育てに関する相談、情報提供や円滑な手続を支援します。	情報システム課
日本語ひろばジュニア	日本語指導が必要な外国人児童生徒を対象に、宿題の指導や日本語学習の支援を行います。	一宮市国際交流協会
日本語指導員の派遣	タガログ語、中国語、ポルトガル語などが話せる日本語指導員が小中学校を巡回し、児童生徒の日本語習得や生活課題の解消に向けた支援を行います。	学校教育課

子育て手続のDX化

子育てに関する制度は幅広く多岐にわたるため、子育て世帯への適切な情報提供とともに、手続の簡素化を進めていく必要があります。

一宮市では、お子さんの年齢に応じた情報提供・成長記録・予防接種のスケジュール管理ができるアプリや、公立保育園と公立小中学校で欠席連絡・情報配信ができるアプリを導入しています。

また、放課後児童クラブの入所手続や児童扶養手当の電子申請などDX（デジタルトランスフォーメーション）を進めています。



共通目標3 子育てを応援する環境づくり

関連する SDGs >>>



施策8 子育て意識の形成

現状と課題 >>>

全ての子育て家庭が、子どもと子育てに対して「楽しい」という実感をもって向き合うことができるよう、学習機会を提供していくことが必要です。さらに、父親の育児参加を促すことも大切です。

また、少子化の進展により、将来、親となる若い世代が、子どもに対する理解を深める機会がないまま成人するケースがあることから、若い世代から子ども・子育てに対する理解を醸成していくことが必要です。

施策の方向性 >>>

(1) 男女ともに子育てを行う意識の形成

女性だけに子育ての負担が偏らないよう、男女ともに子育てを行う意識を定着させるための取組を進めます。

取 組	概 要	担当課
男女共同参画意識の定着	男女共同参画情報紙の発行や市広報、ウェブサイトなど、さまざまな媒体を活用して男女共同参画の啓発を行う中で、固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。	政策課
父親の育児参加の促進	担当各課における各種取組や、充実した子育て支援情報の提供を進めるとともに、父親がより参加しやすい事業を実施します。	政策課 健康支援課 保育課 生涯学習課

(2) 若い世代からの子育て意識の形成

少子化により、小さな子どもと接する機会が少なくなっていることから、将来、親となる若い世代が乳児や園児とふれあう機会を提供し、子育ての楽しさを体験できるようにします。

取組	概要	担当課
赤ちゃんふれあい体験	中学生以上の学生が子育て中の母親やその赤ちゃんとふれあうことで、子どもや子育てへの理解を深めます。	保育課
中学生による保育園訪問	中学生が、家庭科の「幼児の生活と家族」における単元学習として保育園等を訪問し、園児とふれあうことで、子どもや子育てへの理解を深めます。	学校教育課 (各中学校)

(3) 子育てに関する学習機会の提供

子育てに関する各種講座や講習会、教室を開設することで、学習機会を提供します。

取組	概要	担当課
子育て支援センターにおける育児講座の開催	子育てや親子のふれあいなどをテーマに、各種講座・事業を実施します。実施にあたっては、ペアレント・プログラムといったワーク型講座も取り入れて講座の充実に努めます。	保育課
保健センターにおける各種教室の開催	妊娠中の過ごし方や赤ちゃんの健康、栄養などをテーマに、各種教室を開催します。	健康支援課
家庭教育の推進に向けた各種講座	子育てに対する不安を解消し、親としての心構えを学ぶための各種講座やセミナーを、子どもの成長段階に合わせて開催します。	生涯学習課
児童館における幼児教室の開催	地域の幼児と保護者のために児童館を開放するとともに、幼児教室や親子広場などの活動を行います。	子育て支援課

施策9 仕事と子育ての両立支援

現状と課題 >>>

本市における2023年度の共働き世帯は77.0%と、5年前の67.3%と比較して9.7ポイント増加^{*}しています。仕事と子育ての両立を支えるためには、保育環境の充実はもちろん、放課後における児童の預かり体制を整備することで、無理なく「仕事と子育ての両立」ができるような環境づくりを進めていく必要があります。

施策の方向性 >>>

(1) 乳幼児期の教育・保育環境の充実

小学校就学前の子どもを育てる保護者が、安心して仕事と子育てを両立できるよう、多様なサービスの提供に努めます。

取組	概要	担当課
利用者支援事業（特定型）	保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう、保育の利用に向けた相談支援を行います。	保育課
教育・保育事業	幼稚園、保育園、認定こども園による教育・保育を行います。	保育課
地域型保育事業	小規模保育や事業所内保育による保育を行います。	保育課
延長保育 [時間外保育事業]	保育園の通常の開所時間を延長して保育します。	保育課
休日保育	保育園が開所しない日曜日・祝日等の休日に就労する共働き家庭の子どもを、休日に保育します。	保育課
病児保育事業	症状の急変は当面認められないものの、病気の回復期に至っていない児童や病気回復期にあって集団保育が困難な児童で、かつ保護者が仕事等のやむを得ない理由により、家庭において保育できない子どもを預かります。	保育課
医療的ケア児の保育	喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアを日常的に必要とする子どもを保育します。	保育課

*P.18のニーズ調査の両親区分のうち、母親・父親ともにフルタイム又はパート・アルバイト等で働いている（産休・育休・介護休業中を含む）世帯の割合を算出。

(2) 総合的な放課後対策の充実

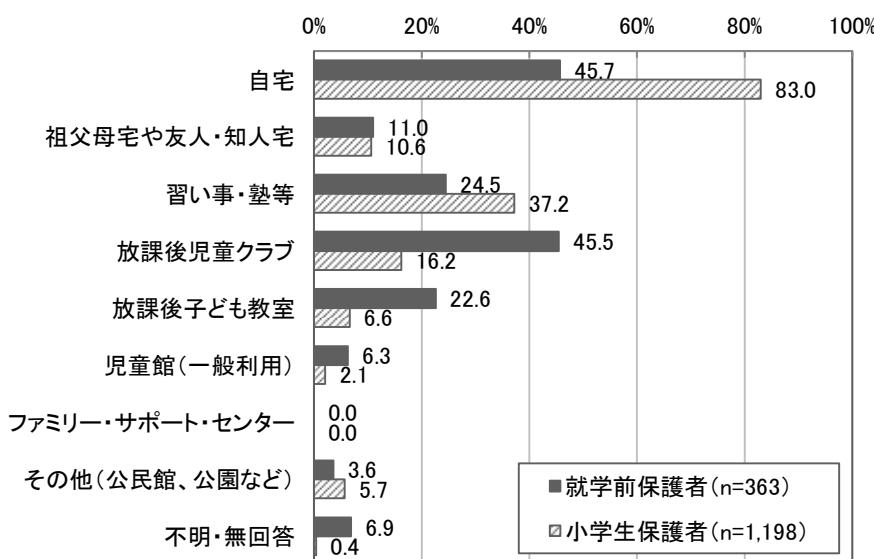
放課後の小学生に生活や遊びの場、活動機会を提供する取組を総合的に推進し、小学生の保護者が安心して仕事と子育てを両立できる基盤を整備するとともに、子どもの健全な育成を図ります。

取組	概要	担当課
放課後児童クラブの運営 [放課後児童健全育成事業]	市内の全小学校区において、放課後の子どもの生活・遊びの場を提供し、健全な育成を図ります。	子育て支援課
児童館の運営	市内 25 か所の児童館において、子どもに健全な遊びとその機会を提供します。	子育て支援課
放課後子ども教室の運営	放課後の小学生が学習や遊びなどの活動を行うことができる安心・安全な居場所を、学校施設内に確保し、その健全な育成を図ります。	青少年課

小学生の放課後の過ごさせ方)))

就学前の保護者への「小学校にあがった際に、どのような場所で放課後を過ごさせたいか」（複数回答）という質問に対しては、「自宅」が 45.7%と最も多く、次いで、「放課後児童クラブ」が 45.5%、「習い事・塾等」が 24.5%となっています。

一方、小学生の保護者への「お子さんが、放課後をどのような場所で過ごしているか」という質問に対しては、「自宅」が 83.0%と最も多く、次いで、「習い事・塾等」が 37.2%、「放課後児童クラブ」が 16.2%となっています。



資料:ニーズ調査(2023年)

施策 10 地域の相互援助や自主的な活動の支援

現状と課題 >>>

「子どもを社会全体で育てる」という意識の改革が進み、行政以外にも、地域や企業・NPO法人・市民活動団体の協力が必要となってきます。

また、子どもを連れて外出しやすい環境づくりなど、子育て家庭への配慮も重要な要素となります。

施策の方向性 >>>

(1) 相互援助活動や自主的な活動の支援

子育ての援助をしたい方と援助を受けたい方を組織化するとともに両者の仲介を行い、子育てに関する市民の相互援助を支援します。また、子育てサークルや子ども会、子どもの居場所づくり活動など、自主的な活動に対する支援を行います。

取組	概要	担当課
ファミリー・サポート・センター事業 [子育て援助活動支援事業]	地域において育児の援助を行いたい方と援助を受けたい方をつなぎ、必要な時に相互の紹介・調整を行います。	保育課
子育てサークルの支援	子育て中の母親等による子育てサークルに対して、活動場所の提供や交流会の開催などの支援を行います。	保育課
家庭教育の支援	乳幼児を持つ親同士の交流の場を提供するとともに、家庭教育についての情報提供を行うため、子育てネットワーカーが企画・運営する交流会等への支援を行います。	生涯学習課
子ども会活動への支援	市内の子ども会を取りまとめる児童育成連絡協議会を通じて、異なる年齢の子ども同士が交流する子ども会活動を支援します。	子育て支援課
地域組織（母親クラブ）への支援	地域組織（母親クラブ）の活動に対して補助金を交付し、運営を支援します。	子育て支援課
子どもの居場所づくりへの支援	子どもを対象とした遊びの体験や食事の提供、学習補助などの居場所づくりに取り組む団体に対して補助金を交付し、運営を支援します。	子育て支援課

取組	概要	担当課
登下校時の見守り	地域のボランティアの協力を得ながら、小学生の登下校中の見守りを行います。	学校教育課 (各小学校)

(2) 民間活力の活用による子育て環境の充実

子育てしやすい住宅の建設を促したり、外出への支援を行ったりすることで、子育て環境の充実を図ります。

取組	概要	担当課
赤ちゃんの駅	<p>子どもを連れて外出しやすい環境を整備するため、おむつ替えや授乳ができる公共・民間施設を「赤ちゃんの駅」として認定・登録し、アプリで情報提供を行います。</p> <p>また、市内で開催されるイベント等に、「移動式赤ちゃんの駅」としておむつ替えや授乳のためのスペースを貸し出します。</p>	子育て支援課
子育て世帯向け 民間マンション認定制度	一宮市内に供給される民間の新築マンションのうち、子育て支援に関するハード・ソフト両面での基準を満たすものを「一宮市子育て世帯向け民間マンション」として認定することで、子育てに配慮した居住環境の整備を促します。	住宅政策課

<<< ステージ目標 >>>

ステージ目標 1 安心して生み育てられるための支援 ~妊娠期・乳幼児期~



施策 1 産前・産後の親子の健康づくり

現状と課題 >>> 妊産婦の自主的な健康づくりへの支援とともに、産前から産後にかけた切れ目のない支援を進めていくことが大切です。産前・産後の切れ目ない支援体制の整備とともに、一人ひとりの乳幼児の発育・発達に応じた健康づくりを支援していく必要があります。

施策の方向性 >>>

(1) 妊娠・出産期の支援

妊産婦の健康の保持、ならびに異常の早期発見・早期治療を図ります。

また、妊婦の健康管理や早期治療のために重要な妊婦健康診査については、受診者・受診回数の増加をめざした啓発に努めるとともに、不妊治療や安全な出産に向けた対策を推進します。

取組	概要	担当課
こども家庭センターによる総合的な相談支援 [利用者支援事業（こども家庭センター型）] (再掲)	こども家庭センターを設置し、児童相談（児童虐待）のほか、女性相談、ひとり親家庭相談を連携させ、子どもと家庭の問題について総合的に支援します。 さらに、3か所の保健センターにある母子保健機能とともに、子どもや妊産婦の福祉や母子保健に関する包括的かつ計画的な支援の実施・体制強化を図ります。	健康支援課 子ども家庭相談課
妊婦等包括相談支援事業	こども家庭センターの母子保健機能として、妊婦やその配偶者等に対して、面談等により保健師等が専門的な見地から、情報提供や相談支援を行います。	健康支援課

取組	概要	担当課
妊婦訪問（再掲）	妊娠届の提出時に出産・育児への不安の訴えのある方、支援者がいない方、若年・多胎妊婦など、支援を要する妊婦に対して家庭訪問等で保健指導を行うとともに、産後においても、必要に応じて継続的な支援を行います。	健康支援課
妊婦健診 〔妊婦健康診査〕	妊婦健康診査受診票を交付することで、妊婦が医療機関や助産所で健康診査を受けられるようにします。	健康支援課
保健センターにおける各種教室の開催（再掲）	妊娠中の過ごし方や赤ちゃんの健康、栄養などをテーマに、各種教室を開催します。	健康支援課
地域周産期母子医療センター	切迫早産・胎児発育不全などリスクの高い妊産婦や新生児に対して、適切な医療体制を提供します。	市民病院管理課
不妊・不育症相談	不妊・不育症に悩む夫婦等に対して、検査や治療に関する専門的な相談の機会を提供します。	健康支援課

（2）産後の支援

乳児のいる全ての家庭に対して、出産後できる限り早期に訪問し、情報提供や育児相談を実施します。さらに、子育て環境や母子の状態を確認し、必要な場合は早期支援につなげます。

取組	概要	担当課
こんにちは赤ちゃん訪問事業 〔乳児家庭全戸訪問事業〕 (再掲)	生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問員・保健師・助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児相談を行います。	健康支援課
新生児・産婦訪問	生後28日以内の新生児や産婦の家庭を、希望により助産師が訪問し、子どもの発育の確認や親の相談に応じます。	健康支援課
産婦の健康診査	産婦健康診査受診票を交付することで、出産後8週までの産婦が医療機関で健康診査を受けられるようになります。 また、健康診査の結果、指導が必要と判断された産婦に対しては保健指導等の支援を行います。	健康支援課

取組	概要	担当課
産後ヘルプ事業（再掲）	妊娠8か月から出産後2か月以内の妊産婦で、体調不良のため家事・育児が困難であり、かつ同居親族の支援が受けられない場合に、援助者の紹介・調整を行います。	保育課
産後ケア事業（再掲）	出産後の心身のケアや保健指導、育児に関する指導や育児サポート等の産後のケアを必要とする方を対象に、医療機関等への宿泊や助産師の家庭訪問により、母親の健康管理、食事・授乳・沐浴指導、相談等を行います。	健康支援課
保健センターにおける育児相談	保健師・栄養士・歯科衛生士・心理相談員が発育・発達・育児などの相談を行います。	健康支援課

（3）子どもの健康づくり支援

健康診査や食育の啓発等をすることで、子どもの健康管理を支援します。

取組	概要	担当課
乳幼児の健康診査	身体計測、内科診察、歯科健診、育児・栄養・言葉についての保健指導等を実施します。	健康支援課
予防接種の実施	感染症を予防し、子どもの健康を守るため、予防接種法等に基づいた予防接種を実施します。	保健予防課
食育教室等の実施	離乳食や幼児食の教室を開催するほか、市ウェブサイトで食育の知識についての情報発信を行います。	健康支援課

施策2 子育ての不安や負担の軽減

現状と課題 >>>

核家族化により、身近に相談相手がいないことから、子育てへの不安や孤立感を覚える親は多く、心的負担の軽減を図ることが必要です。そのため、行政による子育て情報の提供はもちろん、子育ての相談体制を充実させることが重要になってきます。また、親子の交流の場や学習機会、子どもの体験の場などを提供することで、子育ての楽しさを感じてもらうことも大切です。

2023年に本市が実施したニーズ調査の結果からは、子育てに関する悩みとして、「子育てへの経済的負担」が大きいと答える割合が高いことから、経済的な不安の軽減を図ることが重要です。

施策の方向性 >>>

(1) 子育て支援情報の提供

子育てに関する制度などの必要な情報を提供します。

取組	概要	担当課
子どもの事故予防	中央子育て支援センターで、家庭内の子どもの事故予防に関するパネル展示をすることで、事故予防の啓発をします。	保育課
子育て支援情報紙の発行	子育て支援センター情報紙などの発行・配布によって、子育てに関する情報を提供します。	保育課
おやこ手帳アプリの運用	アプリを活用することで、健診や予防接種の予定管理、子どもの成長の記録など個別に情報を管理できる環境を提供とともに、妊娠・子育て期に役立つ子育て情報を提供します。	子育て支援課
子育て写真カタログサイトの公開	子育てに役立つ市内公共施設の情報をカタログサイトとして作成し、オープンデータとして公開します。	子育て支援課

(2) つながる相談支援

こども家庭センターの設置など総合的な相談支援とともに、子育てに係るさまざまな問題について、きめ細かな相談に応じる体制整備に努めます。

取組	概要	担当課
こども家庭センターによる総合的な相談支援 [利用者支援事業（こども家庭センター型）] (再掲)	こども家庭センターを設置し、児童相談（児童虐待）のほか、女性相談、ひとり親家庭相談を連携させ、子どもと家庭の問題について総合的に支援します。 さらに、3か所の保健センターにある母子保健機能とともに、子どもや妊産婦の福祉や母子保健に関する包括的かつ計画的な支援の実施・体制強化を図ります。	健康支援課 子ども家庭相談課
利用者支援事業 (地域子育て相談機関)	身近な地域においても、子育て支援に関する情報提供や子育てに関する相談に対応し、必要に応じてこども家庭センターと連携・調整を行います。	保育課
助産施設の運用・入所相談 (再掲)	出産費用を用意できない妊婦が、助産施設へ入所することで、安全な出産ができるよう支援します。また、その入所に向けた相談を行います。	子ども家庭相談課 市民病院管理課
こんにちは赤ちゃん訪問事業 [乳児家庭全戸訪問事業] (再掲)	生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問員・保健師・助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児相談を行います。	健康支援課
子育て支援センターにおける子育て相談の開催	子育て支援センターにおいて、保育士による子育て相談を行います。	保育課

(3) 子育て世帯の交流や体験の場の提供

子育て世帯の交流の場や子どもの体験の場を提供することで、子育ての不安や孤立感の軽減を図ります。

取組	概要	担当課
子育て支援センター事業 [地域子育て支援拠点事業]	子育て支援センターや子育てひろばを開設し、子育て中の親子が気軽に利用できる交流の場や子どもたちの体験の機会を提供します。	保育課

取組	概要	担当課
移動子育て支援センター事業	臨時の子育て支援センター（こっこ号）を開設し、公共施設等へ巡回することで、交流の場を提供します。	保育課
子育て支援センターにおける育児講座の開催（再掲）	子育てや親子のふれあいなどをテーマに、各種講座・事業を実施します。実施にあたっては、ペアレント・プログラムといったワーク型講座も取り入れて講座の充実に努めます。	保育課
子育てサークルの支援（再掲）	子育て中の母親等による子育てサークルに対して、活動場所の提供や交流会の開催などの支援を行います。	保育課
保育園における園庭開放	未就園児の親子を対象に、公立保育園の園庭を遊び場・交流の場として開放します。	保育課
児童館における幼児教室の開催（再掲）	地域の幼児と保護者のために児童館を開放するとともに、幼児教室や親子広場などの活動を行います。	子育て支援課
家庭教育の推進に向けた各種講座（再掲）	子育てに対する不安を解消し、親としての心構えを学ぶための各種講座やセミナーを、子どもの成長段階に合わせて開催します。	生涯学習課
家庭教育の支援（再掲）	乳幼児を持つ親同士の交流の場を提供するとともに、家庭教育についての情報提供を行うため、子育てネットワーカーが企画・運営する交流会等への支援を行います。	生涯学習課
ブックスタート	4か月児の健康診査時、保護者に絵本を読み聞かせることの大切さを説明するとともに、赤ちゃんを交えて実際の読み聞かせをし、絵本を配付します。	図書館管理課
赤ちゃん&こどもアート鑑賞会	乳幼児から小学生を持つ保護者にも気軽に美術館に足を運び、アートを楽しんでもらう機会を提供します。	三岸節子記念美術館
幼年消防クラブ	就学前の園児を対象に、火災予防についての関心を深めるため、消防施設の見学や体験、消防機器の取り扱い実習などを行います。	予防課
幼児環境教育	子どもたちがさまざまな体験や活動を通じて、豊かな環境とその恵みを大切に思う心を育みます。	環境政策課

(4) 子育ての経済的な負担の軽減

手当の支給や各種助成により、子育てに伴う経済的な負担の軽減を図ります。

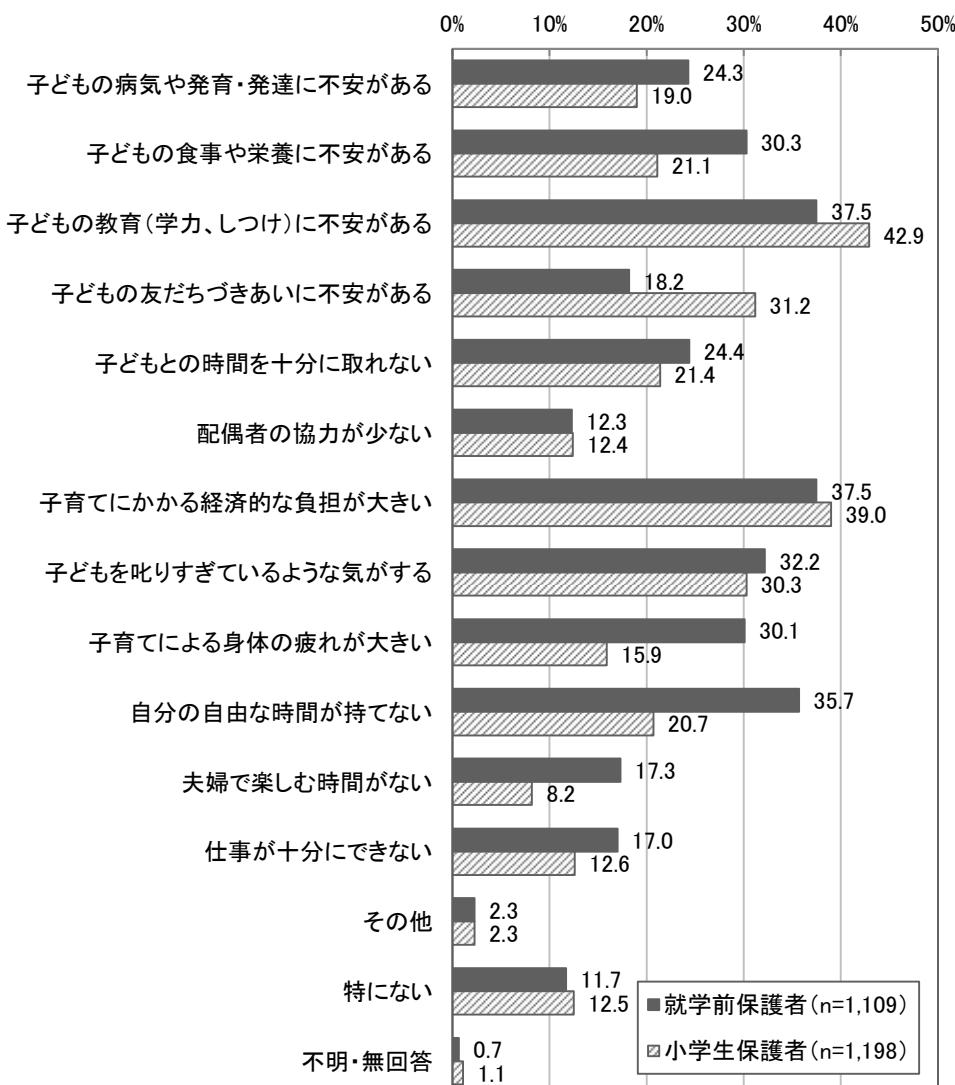
取組	概要	担当課
いちのみやし出産準備応援 給付金の支給	妊娠期から出産・子育て期まで身近で相談・支援を行う伴走型相談支援と併せて、出産育児関連用品の購入等における負担軽減を図ります。	健康支援課
いちのみやし子育て応援 給付金の支給	妊娠期から出産・子育て期まで身近で相談・支援を行う伴走型相談支援と併せて、子育て支援サービスの利用等における負担軽減を図ります。	健康支援課
児童手当の支給	児童手当法に基づき、高校生年代（18歳年度末）までの子どもを育てる世帯に児童手当を支給します。	子育て支援課
子ども医療費の助成	中学生までの入院・通院医療費の自己負担分（保険診療分）を全額助成します。 また、高校生世代の入院医療費の自己負担分（保険診療分）を全額助成します。	保険年金課
多胎児世帯の産後ヘルプ事業 の利用補助（再掲）	妊娠8か月から出産後24か月までの多胎児世帯について、月10時間を上限として「産後ヘルプ事業」の利用費を補助します。	保育課
いちみんクローゼット	家庭で使わなくなったベビー服・子ども服を引き取り、必要としている方へ無償で譲ります。	収集業務課
幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育園などに入所する3～5歳児、市民税非課税世帯の0～2歳にかかる保育料を無料にします。 また、幼児教育・保育の無償化の対象外の子どもを対象とした、多様な集団活動を利用する3歳児以上の子どものいる世帯に対して、利用料の一部を給付します。	保育課
実費徴収に係る補足給付事業 (再掲)	一定の経済的事由のある保護者に対して、保育園などでかかる費用（日用品や行事費など）の負担を軽減します。 また、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園に通う子どもの保護者に対して、一定の要件に該当する場合に給食費を補助します。	保育課

取組	概要	担当課
保育料等の多子減免（再掲）	保育園等に保護者の子3人以上が同時に入所している場合に、保育料や給食費を無料にします。	保育課
就学援助（再掲）	一定の経済的事由のある保護者に対して、給食費や学用品費などの小中学校でかかる費用の一部を援助します。	学校教育課

子育てに関して悩んでいること、気になること

子育てに関して悩んでいること、気になることとしては、就学前と小学生の保護者ともに、「子どもの教育（学力、しつけ）に不安がある」と「子育てにかかる経済的な負担が大きい」が多くなっています。

一方、子どもが小学生になると、「自分の自由な時間が持てない」が大きく減少し、「子どもの友達づきあいに不安がある」が多くなっています。



資料：ニーズ調査（2023年）

施策3 幼児教育・保育提供体制の確保

現状と課題 >>>

幼稚園、保育園、認定こども園などの教育・保育施設は、乳幼児期の子どもの成長を支えるために重要な社会基盤です。

本市における2023年度調査では、定期的な教育・保育事業の利用状況は、保育園（認可保育所）が61.0%、次いで幼稚園（通常の就園時間）が26.3%となっています。

幼児教育・保育の利用希望の意向を的確に捉えながら、ニーズに見合ったサービスを提供していく必要があります。

施策の方向性 >>>

（1）幼児教育・保育提供体制の確保

幼稚園、保育園、認定こども園など常時の教育・保育施設や事業を充実させるとともに、乳幼児期における質の高い教育や保育を提供します。

取組	概要	担当課
利用者支援事業（特定型） (再掲)	保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう、保育の利用に向けた相談支援を行います。	保育課
教育・保育事業（再掲）	幼稚園、保育園、認定こども園による教育・保育を行います。	保育課
地域型保育事業（再掲）	小規模保育や事業所内保育による保育を行います。	保育課

施策4 多様な保育ニーズへの対応

現状と課題 >>> 本市における女性の労働力は増加傾向で、いわゆるM字カーブの谷の部分は浅くなる傾向にあります。このことは女性の社会参加が進んでいることのあらわれともいえます。

女性の就業や社会参加が増加傾向にある中、保育ニーズは多様化しており、子どもの置かれた状況に配慮しながら、保育ニーズに対応していく必要があります。

施策の方向性 >>>

(1) 一時預かり体制の充実

「こども誰でも通園制度」の実施をはじめ、保護者のさまざまなニーズに応じて一時的に子どもを預かる体制を充実させることで、保護者の社会参加の促進や子育てに伴う負担の軽減を図ります。

取組	概要	担当課
こども誰でも通園制度 [乳児等通園支援事業]	保育園等に入園していない0歳6か月から満3歳未満の子どものいる家庭に対して、就労要件等を問わず柔軟に利用できる通園制度を実施します。	保育課
子ども一時預かり事業 [一時預かり事業]	中央子育て支援センター内の施設で、保護者のリフレッシュを目的に子どもを預かります。	保育課
一時保育事業 [一時預かり事業]	保育園において、保護者の短時間就労や社会参加等で、一時的に子どもを預けたいという家庭の子どもを預かります。	保育課
延長保育 [時間外保育事業] (再掲)	保育園の通常の開所時間を延長して保育します。	保育課
休日保育 (再掲)	保育園が開所しない日曜日・祝日等の休日に就労する共働き家庭の子どもを、休日に保育します。	保育課
病児保育事業 (再掲)	症状の急変は当面認められないものの、病気の回復期に至っていない児童や病気回復期にあって集団保育が困難な児童で、かつ保護者が仕事等のやむを得ない理由により、家庭において保育できない子どもを預かります。	保育課

取組	概要	担当課
子育て短期支援事業（再掲）	保護者の出張や入院などにより宿泊を伴う預かりが必要な場合に、児童養護施設・乳児院・里親宅で子どもを預かります。	子ども家庭相談課
ファミリー・サポート・センター事業 【子育て援助活動支援事業】 (再掲)	地域において育児の援助を行いたい方と援助を受けたい方をつなぎ、必要な時に相互の紹介・調整を行います。	保育課

（2）配慮を必要とする乳幼児への対応

集団生活への適応のために専門的な支援が必要な子どもや、心身の軽・中度の障害のため特に配慮を要する子どもなど、特別な支援を必要とする保育ニーズに対応した保育環境を提供します。

取組	概要	担当課
保育園等への訪問支援（再掲）	保育園等を利用中の子どもが、集団生活の適応のために専門的な支援が必要な場合、支援員が施設に訪問し、担任とともにその子どもに合った支援方法を検討します。	子ども発達支援課
保育園における障害児保育 (再掲)	心身の軽・中度の障害のため特に配慮を要する子どもを、保育園で保育します。	保育課
医療的ケア児の保育（再掲）	喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアを日常的に必要とする子どもを保育します。	保育課

ステージ目標2 子どもが健やかに育つ環境づくり～学童期・思春期～



施策5 安心・安全な子どもの生活環境づくり

現状と課題 >>> 子どもが巻き込まれる事故や犯罪被害があとを絶たないことから、子どもたちを守るために対策強化を進めていく必要があります。また、近年、全国各地で地震や風水害等の自然災害も頻発しており、子どもの頃から防災・減災意識を高めることも大切です。子どもが生活のあらゆる場面で事故や犯罪等に巻き込まれないよう、そして、子ども自身がその認識を高められるよう、事故や犯罪等の防止対策の充実を図るとともに、保護者を含めた周知・啓発を進めていくことが欠かせません。

加えて、子どもにとって楽しく遊べる、安心・安全な遊び場を提供するとともに、維持していく必要があります。

施策の方向性 >>>

(1) 防犯・防災・事故予防

子どもの防犯・防災意識の向上を目的とした学習機会の提供とともに、事故予防に向けた取組を推進します。

取 組	概 要	担当課
登下校時の見守り（再掲）	地域のボランティアの協力を得ながら、小学生の登下校中の見守りを行います。	学校教育課 (各小学校)
セルフディフェンス講座	児童生徒とその保護者を対象に、不審者やいじめ対策など具体的な方法を、専門家から学びます。	学校教育課 (各小中学校)
交通安全教室	認定こども園、幼稚園、保育園、学校などで交通安全教室を開催し、子どもの交通事故予防を推進します。	市民協働課

取組	概要	担当課
防犯教室	小学校1年生を対象に防犯教室を開催し、危険回避の方法について啓発を行います。	市民協働課
親子防災教室	小学生とその保護者を対象に、地域・家庭における風水害や地震の際、適切な対応がとれるよう、防災の知識を楽しみながら学びます。	危機管理課

(2) 安全な遊び場の確保

児童遊園や、ちびっ子広場など、子どもが身近で安全に遊べる場所を提供します。

取組	概要	担当課
児童遊園・ちびっ子広場の管理	身近で安全な子どもの遊び場として過ごせる、児童遊園・ちびっ子広場の管理に努めます。	子育て支援課
都市公園の管理	子どもたちはもちろん、誰もが安全に利用できるよう、都市公園等の管理に努めます。	公園緑地課

施策6 子どもの居場所づくり

現状と課題 >>>

地域のつながりの希薄化や少子化の進展に伴い、子ども同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少することにより、子どもが地域コミュニティの中で育つことが難しくなります。

本市では、遊びや学習の場として、児童館、放課後児童クラブ、放課後子ども教室など、子どもの居場所づくりに取り組んでいます。

また、子どもが自分らしく安心して過ごせる、子どもの視点に立った多様な居場所づくりを進める必要があります。

施策の方向性 >>>

(1) 既存の地域資源を活かした居場所

児童館や放課後子ども教室など、既存施設を活用し、異なった年齢の集団の中で、遊びや多様な体験、学習機会を通じて成長できる機会を提供します。

取組	概要	担当課
児童館の運営（再掲）	市内25か所の児童館において、子どもに健全な遊びとその機会を提供します。	子育て支援課
放課後児童クラブの運営 【放課後児童健全育成事業】 (再掲)	市内の全小学校区において、放課後の子どもの生活・遊びの場を提供し、健全な育成を図ります。	子育て支援課
放課後子ども教室の運営 (再掲)	放課後の小学生が学習や遊びなどの活動を行うことができる安心・安全な居場所を、学校施設内に確保し、その健全な育成を図ります。	青少年課

(2) 関係機関と連携した居場所

行政等の関係機関との連携を図りつつ、支援の必要性が高い子どもの居場所づくりを進めます。

取組	概要	担当課
障害児放課後児童クラブの運営（再掲）	特別支援学校へ通う障害のある子どもに対し、けやき児童クラブ・ポプラ児童クラブで支援します。	子育て支援課

取組	概要	担当課
教育支援センター（再掲）	登校が難しい児童生徒が、安心して過ごしたり学んだりできる場所を、学校外に設置するとともに、在籍校と連携して支援します。また、不登校に関する保護者向け相談会も実施します。	学校教育課
サポートルームの設置（再掲）	教室で過ごすことが難しい児童生徒が、安心して過ごしたり学んだりできる場所を、学校内に順次設置します。	学校教育課

（3）多様な居場所づくり

行政以外のNPO法人等が運営する子どもの居場所づくりを支援することで、多様な居場所を確保します。

取組	概要	担当課
子どもの居場所づくりへの支援（再掲）	子どもを対象とした遊びの体験や食事の提供、学習補助などの居場所づくりに取り組む団体に対して補助金を交付し、運営を支援します。	子育て支援課

子どもの居場所が求められている背景)))

安心して過ごすことができる「居場所」があることは、子どもが健やかに成長していく上で不可欠な要素です。「子どもの居場所」というと、第一に「家庭」、第二に「学校」があげられます。以前は、これらの場所に加えて、公園、友だちの家、祖父母や親戚の家といった場所も「子どもの居場所」として機能していました。

しかしながら、少子化や核家族化、共働き家庭の増加によって、子どもが、家庭でひとりで過ごす機会が増え、また、地域とのつながりの希薄化や価値観の多様化などの影響もあり、これまでの「子どもの居場所」が機能しづらくなっています。

こういった状況の中、昨今では多様な居場所づくりが重要視されています。

施策7 子どもが心豊かに成長するための活動の推進

現状と課題 >>>

遊びや多様な体験など、子どもがさまざまな活動を通じて成長できる機会や、豊かな心を育む環境の整備を進める必要があります。

また、子どもたちが創造力や感性を高めることができるよう、スポーツや歴史、美術、読書、その他さまざまな体験の機会を提供するとともに、子どもたちが取得しやすい形での情報発信も必要です。

施策の方向性 >>>

(1) 子ども向け情報の発信

市公式ホームページにおける子ども向けページの運用や、子ども情報紙の発行を通じた情報発信に取り組みます。

取組	概要	担当課
「いちのみやしキッズページ」の公開	子どもたちが一宮市について理解を深めるとともに、サイトを通じて自発的に学習したり、情報機器の使い方を学んだりする機会を設けます。	広報課
「いちのみや子ども情報紙 キッズi」の発行	小中学生に対してさまざまな学習・体験活動や各種イベント等の情報提供を行います。	青少年課
SNSを活用した情報発信	市の各種イベント情報等を市のSNSで発信します。	広報課ほか

(2) 多様な体験活動

遊びや体験、読書などの多様な体験活動を通じて、子どもが成長する機会の充実に努めます。

取組	概要	担当課
子どもの読書活動の推進	読書通帳の配布や、各図書館におけるボランティア等による読み聞かせ会、除籍図書の公共施設への配布など、子どもの読書を支える活動を進めます。	図書館管理課

取組	概要	担当課
学校外活動	小学生を対象に、体験等を中心としたキッズチャレンジ、ジュニア教室、子どもわくわく学習会などを開催します。	青少年課
児童文化教室	子ども文化広場図書館等で、児童の創造性の育成、個性と能力の伸展を図るため、小学生を対象とした文化教室を開催します。また、児童の自発性が尊重される教室づくりに努めます。	図書館管理課
一宮の歴史を楽しく学ぶ場の提供	博物館や尾西歴史民俗資料館で、各種講座やイベントを開催することで、子どもたちが歴史や民俗などを総合的に学ぶ機会や体験の場を設けます。	博物館 尾西歴史民俗資料館
芸術に親しむためのプログラムの提供	三岸節子作品をはじめとしたアートに親しんでもらうための、鑑賞や工作等の教育プログラムを実施します。	三岸節子記念美術館
子どもが参加できるスポーツイベントの開催	マラソンや相撲の大会を開催し、楽しく運動する機会を提供します。	スポーツ課
スポーツ・文化施設の管理	一宮市総合体育館や市民会館、地域文化広場などの施設を管理することで、スポーツや文化の体験活動の基盤を支えます。	指定管理課
こどもボランティアスクール	小学生を対象にボランティアスクールを実施することで、社会福祉への理解と関心を高めるとともに、社会奉仕、社会連帯の精神を養います。	社会福祉協議会
障害者への理解を深めるための体験活動	小学生を対象とした盲導犬に関する学習や、楽しみながら点字・手話を体験する機会を設け、障害者福祉への理解を深めます。	社会福祉協議会
環境問題を通じた学習	各種講座やイベントを開催することで、環境問題に関心を持ってもらうとともに、「自ら気づき、考え、行動する力」を養います。	環境政策課
資源を有効活用するための環境学習	いちのみやエコスクール運動や、環境に配慮した料理教室、ごみ減量親子モニターなど、ごみ問題やエネルギー問題といった環境資源の大切さを考えます。	廃棄物対策課
入学記念樹の配付	小学校へ入学する児童に対して入学を祝うとともに、緑や自然を大切にする心を育むことを目的として、記念樹を配付します。	公園緑地課

取組	概要	担当課
少年消防クラブ	小学校5・6年生を対象に、火災予防についての関心を深めるため、消防施設の見学や体験、消防機器の取り扱い実習などを行います。	予防課
上下水道施設の見学	ライフラインの維持管理の重要性を周知するとともに、上下水道事業への理解を深めるため、佐千原浄水場や東部浄化センターの見学ツアーを実施します。	施設保全課
子ども会活動への支援（再掲）	市内の子ども会を取りまとめる児童育成連絡協議会を通じて、異なる年齢の子ども同士が交流する子ども会活動を支援します。	子育て支援課
都市公園の管理（再掲）	子どもたちはもちろん、誰もが安全に利用できるよう、都市公園等の管理に努めます。	公園緑地課



ステージ目標3 次世代を担う青少年や若者への支援～思春期・青年期～



施策8 青少年の健全育成

現状と課題 >>> 急激な情報化社会の進展は、さまざまな有益な情報のみならず、青少年にとって有害な情報もたらし、犯罪被害に巻き込まれやすい状況を生み出しています。また、SNSなどコミュニケーションツールの変化に伴い、生活様式の変化や価値観の多様化、人間関係の希薄化が進み、青少年の心身の発達に少なからず影響を及ぼしています。青少年が将来豊かな社会生活を送り、また、主体性をもって社会参加できるよう、さまざまな体験活動を通じて、青少年の健全育成に取り組んでいく必要があります。なお、当施策は「施策9 若者等への相談・支援」とともに、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく計画として位置づけます。

施策の方向性 >>>

(1) 地域とともにに行う啓発活動

地域ぐるみで、青少年を取り巻く環境の向上に向けた取組を進めます。

取組	概要	担当課
青少年健全育成事業	青少年が心身とともに健やかに育つ地域環境を整えるため、地域ぐるみの市民運動、青少年指導委員による街頭指導、青少年健全育成推進大会の開催等を行います。	青少年課
地域青少年育成会活動への支援	地域で行われるパトロール活動や広報活動などの青少年の健全育成会活動に対して、活動費を補助します。	青少年課
「青少年のネット安全・安心講座～みんなのネットモラル塾～」の活用	青少年のインターネット適正利用に向けて、愛知県が実施する「青少年のネット安全・安心講座～みんなのネットモラル塾～」の活用を促します。	青少年課

(2) 体験活動等を通じた成長できる場の提供

発達段階に応じた、さまざまな体験機会を提供することで、青少年の社会性を育成します。

取組	概要	担当課
子どもの読書活動の推進 (再掲)	読書通帳の配布や、各図書館におけるボランティア等による読み聞かせ会、除籍図書の公共施設への配布など、子どもの読書を支える活動を進めます。	図書館管理課
中学生による保育園訪問 (再掲)	中学生が、家庭科の「幼児の生活と家族」における単元学習として保育園等を訪問し、園児とふれあうことで、子どもや子育てへの理解を深めます。	学校教育課 (各中学校)
中学生未来リーダー育成塾	生徒が主体的に課題解決に取り組み、コミュニケーション能力や自己表現力を高めることで、将来、社会で活躍できる人材の育成をめざします。	学校教育課
青年文化教室	青年が若い世代同士の交流を深めながら学習活動を続けていけるよう、さまざまな教室を開催します。	青少年課
「いちのみや子ども情報紙 キッズi」の発行(再掲)	小中学生に対してさまざまな学習・体験活動や各種イベント等の情報提供を行います。	青少年課
公共施設を活用した学習室の設置	テスト期間中に、市役所本庁舎・木曽川庁舎に学習室を設置します。	青少年課
図書館における学習室の設置	中央図書館、尾西図書館、玉堂記念木曽川図書館、子ども文化広場図書館に学習室を設置し、学生はもちろん、市民の誰もが学習できる場を提供します。	図書館管理課
こどもクッキングいちのみや	中学生とその保護者を対象に、市内高等学校や事業者、市民ボランティアの協力を得て、食の大切さ、地産地消についての学習機会を設けます。	健康支援課
子ども会活動への支援(再掲)	市内の子ども会を取りまとめる児童育成連絡協議会を通じて、異なる年齢の子ども同士が交流する子ども会活動を支援します。	子育て支援課

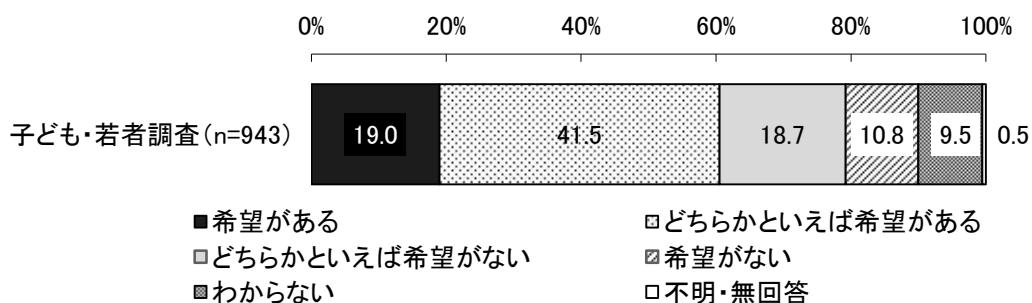
(3) 自主的な青少年活動の支援

自主的な青少年活動を支援することで、社会的自立に向けた力を育成します。

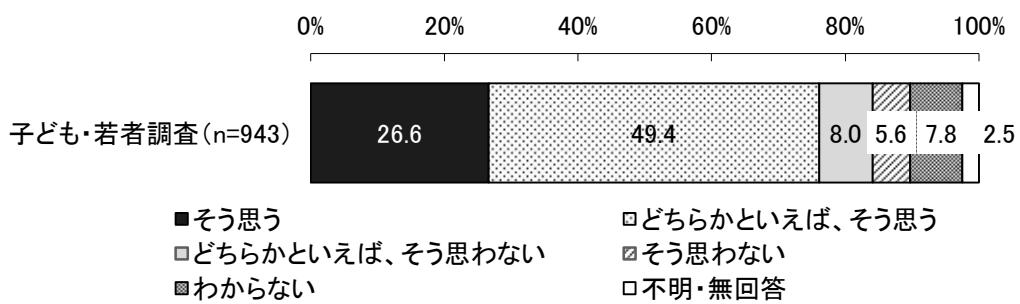
取組	概要	担当課
青少年活動への支援	要件を満たした青少年グループに活動場所を提供することで、青少年の自主的な活動を支援します。	青少年課
ヤングフェスティバル	青少年グループで構成される実行委員会が中心となって、日ごろの活動の成果を発表するヤングフェスティバルを開催します。	青少年課

子ども・若者の意識・考え方

自分の将来に明るい希望を持っているかについては、『希望がある』（「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」の合計）が 60.5%、『希望がない』（「希望がない」と「どちらかといえば希望がない」の合計）29.5%となっています。



社会のために役立つことをしたいと思うかについては、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計）が 76.0%、『そう思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえば、そう思わない」の合計）が 13.6%となっています。



資料：子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査(2023年)

施策9 若者等への相談・支援

現状と課題 >>> 全国的に、ニート・ひきこもりなど、社会生活を円滑に営んでいくうえで、困難を有する若者等が増加しており、その自立に向けた支援を進めることが大切です。

本市では、さまざまな悩みを持つ子ども・若者とその保護者・家族への総合的な相談支援のほか、職業的自立に向けた取組も展開しています。

引き続き、若者等への相談支援とともに、自立支援の充実に取り組んでいく必要があります。

なお、当施策は「施策8 青少年の健全育成」とともに、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく計画として位置づけます。

施策の方向性 >>>

(1) 若者への総合的な相談・支援

若者のさまざまな悩みごとに対して、相談や支援体制を整えます。

取 組	概 要	担当課
子ども・若者総合相談 (再掲)	主に青少年期の子どもの不登校やいじめ、非行などの悩みごとの相談を行います。	青少年課
子ども悩みごと相談（再掲）	養育環境を安定させ、児童虐待などの危機的状況に陥ることを防止するため、子どもや子育て家庭から個別に相談を受けて支援します。	子ども家庭相談課
奨学資金の交付（再掲）	学習意欲が高く、修学のための経済的支援の必要があり、出身中学校長の推薦があった高等学校進学者に対し、奨学資金による支援を行います。	教育部総務課
高等学校等の就学助成（再掲）	高等学校等に在学する生徒の保護者の所得が基準に該当する場合、助成金を交付します。	教育部総務課

(2) 若者の自立支援

義務教育終了後の進路や就職などの悩みに対して寄り添う相談を行うことにより、若者の自立支援を促します。

取組	概要	担当課
中学校卒業時の無業者調査	義務教育終了後の就学・就職等の進路が決まっていない子どもに対して、卒業前に相談員等が各中学校を訪問し、就学や就職等に支援が必要な可能性がある対象者の把握に努め、支援機関や相談窓口を紹介します。	青少年課
いちのみや若者サポートステーション	一人ひとりの状況に応じた継続的な相談支援を行うなどにより、働くことや自らの進路、社会に出ていくことへの悩みを持つ若者の職業的自立を促します。	産業振興課
地方就職学生への支援	東京圏に居住し、東京都に本部がある大学に通っていた学部生の中で、愛知県の企業に就職し、一宮市に移住する学生に対して補助金を支給します。	産業振興課
就職支援フェア	ハローワーク一宮と協働し、求職者を対象とした就職相談会や就職支援セミナー、個人相談、職業適性診断等を実施します。	産業振興課
生活困窮者の就労準備支援（再掲）	複合的な課題があり、就労に向けた準備が整っていない方に対して、その課題の把握・分析を行うとともに、対象者個人に合った就労準備支援プログラムを作成し、社会的・経済的な自立を支援します。	福祉総合相談室

(3) 若者の出会いの場の提供

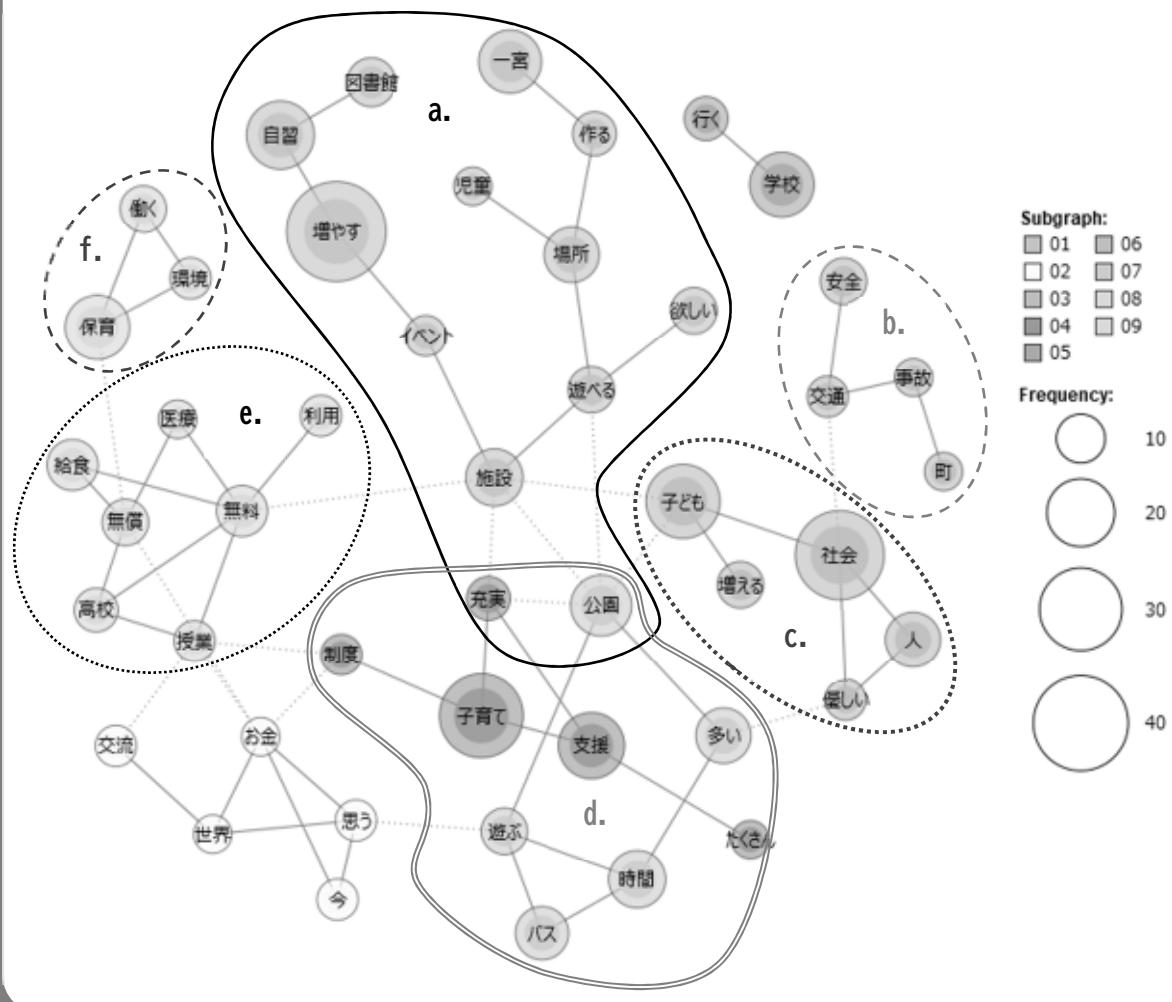
結婚を希望しながらも、出会いの機会に恵まれない未婚者に、その場や機会を提供します。

取組	概要	担当課
婚活支援事業	出会いの場やきっかけづくりの機会を創出するため、婚活支援を行います。	青少年課

子ども・若者意見：「わたしたちが望む社会や生活」 ） ） ）

本計画の策定にあたって、子どもや若者に実施したワークショップと意見聴取ボードに寄せられた意見（総意見数：491件）について、テキストマイニングによる分析を行いました。

「子ども向け施設やイベントの拡充(a)」、「安全・安心なまちづくり(b)」、「子どもに優しい社会の実現(c)」、「子育て支援・制度の充実(d)」、「子育てへの経済的負担の軽減(e)」、「保育環境の充実(f)」といった意見におおむね集約されました。



1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 概要

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握したうえで、2025年度から2029年度までの5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制についての確保の内容と、その実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、2023年に実施したニーズ調査を基に、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、「教育・保育提供区域」を定めたうえで事業量の推計を行い、これを達成することができる提供体制の確保の内容と、その実施時期等を定め、計画的に事業を推進していきます。

なお、本章は子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）として位置づけます。



(2) 教育・保育提供区域

① 教育・保育提供区域とは

地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。本章では、教育・保育提供区域ごとに、事業の量の見込みと確保策の記載をして施設や事業の整備を図ります。

② 幼児期の教育・保育に関する区域の設定

次のとおり4つの教育・保育提供区域を設定します。

区域名称	含まれる連区
① 東区域	西成、千秋、丹陽
② 西区域	大和、萩原、朝日、大徳、起、三条、開明、小信中島
③ 北区域	奥、木曽川、北方、葉栗、浅井
④ 中区域	今伊勢、宮西、貴船、富士、向山、大志、神山



③ 地域子ども・子育て支援事業に関する区域の設定

全市域を1つの教育・保育提供区域として設定します。

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保策等

(1) 幼児期の教育・保育

① 幼児期の教育・保育の一体的提供及び提供体制の確保

幼児期の教育・保育については、次に掲げる教育・保育施設や地域型保育事業による一体的な提供を推進します。

幼稚園、保育園、認定こども園などの教育・保育施設は、就学前の子どもに教育・保育を提供する基幹施設であり、地域型保育事業は、乳児期の保育を身近な場所で提供する事業です。このような教育・保育施設や事業の特性を活かし、相互に補完をしながら、安定的に円滑な供給が行われることが重要であり、各施設や事業者間の調整や情報共有、連携に関する支援の充実を図ります。

a. 保育園・幼稚園等の状況

本市には、市立保育園 52 か所、私立保育園 17 か所、認定こども園 4 か所、地域型保育施設 22 か所、私立幼稚園 20 か所があります。

■区域ごとの保育園・幼稚園等の数 (単位：か所)

区域名称	市立 保育園	私立 保育園	認定 こども園	地域型 保育施設	私立 幼稚園	計
東区域	10	4	0	2	6	22
西区域	17	5	0	5	6	33
北区域	15	4	3	2	3	27
中区域	10	4	1	13	5	33

b. 保育園等整備の基本的考え方

市立保育園については園舎の老朽化が進行しており、民間移管を進めながら園舎の建替えや大規模改修、再配置を進めています。また、将来的に地区ごとに中心となる市立保育園を定め、認定こども園に移行していきます。

認定こども園は、保育園と幼稚園の両方の機能を併せ持ち、保護者の就労状況が変わっても対応できるなどの特色があります。

保育園、幼稚園から認定こども園への移行については、地域の状況、利用者の希望や定員の充足状況などを考慮し、総合的に検討していきます。

c. 地域型保育事業整備の基本的考え方

地域型保育事業は、満3歳未満の子どもの保育を行う事業で、現在、小規模保育施設が21か所、事業所内保育施設が1か所となっています。利用者の希望や定員の充足状況などから判断すると、現時点では当該事業は充足しているといえます。当面は現行のまま事業を継続していきます。

d. 質の高い教育・保育の提供

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、提供される教育・保育の内容及び水準は良質かつ適切でなければなりません。

質の高い教育・保育を提供するためには、これに携わる職員の資質の向上が極めて重要となります。

市立保育園の保育士に対しては、専門性を高める研修を継続的、定期的に実施していきます。また、私立保育園の保育士に対しても、従来どおり市の保育士研修への参加を呼びかけていきます。幼稚園教諭やその他教育・保育に携わる職員に対しては、合同研修等の開催、資質向上に関する支援方策等を検討します。

e. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

2019年からの幼児教育・保育の無償化に伴い、「子ども・子育て支援新制度」に移行していない幼稚園や預かり保育事業、認可外保育施設等のうち、市の確認を受けた施設における利用料は、施設等利用費（上限額あり）として、保護者に対し支給することになりました。新制度へ移行していない幼稚園に対しては、保護者の利便性やその園の運営面に配慮しつつ、子ども・子育て支援法第30条の11に基づき、保護者に代わり、その利用料を施設等利用費として支払います。

また、預かり保育事業や認可外保育施設等の利用料については、四半期ごとに保護者に対して、施設等利用費を支給します。なお、幼稚園や認定こども園の利用者については、利用施設に給付申請の取りまとめを依頼することで、保護者の利便性の向上を図ります。

子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保のために、必要に応じて、愛知県に施設の運営状況、監査状況等の情報提供を依頼するほか、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請するなど、適切な取組を進めます。

② 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

■量の見込みに対する確保の内容

<市全域>

年度 認定区分	2025 年度						2026 年度					
	1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定		
		教育 希望	左記 以外	2歳	1歳	0歳		教育 希望	左記 以外	2歳	1歳	0歳
必要利用定員総数（人）	1,985	786	5,074	1,276	965	179	1,876	744	4,818	1,290	973	177
必要利用定員総数（人） (他市町村の子ども)	江南市 220	—	—	—	—	—	江南市 220	—	—	—	—	—
確保の 内容 (定員)	特定教育・保育施設	978	6,579	1,314	1,083	346	1,073	6,579	1,314	1,083	346	
	確認を受けない幼稚園 (他市町村の子ども分を含む)	4,096	—	—	—	—	3,826	—	—	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	—	163	128	107	—	—	—	163	128
過不足		2,083	1,505	201	246	274	2,059	1,761	187	238	276	

■実施の方針

- 1号認定、2号認定、3号認定、いずれの認定区分においても、必要利用定員総数を上回る定員を確保しており、これは教育・保育提供区域別においても同様です。

【1号認定】

- ・ 幼稚園、認定こども園での利用

※他市町村が一宮市の教育・保育の利用を確保する必要がある場合は、それについても記載

【2号認定】

- ・ 幼稚園、認定こども園、保育園での利用

【3号認定】

- ・ 認定こども園、保育園、地域型保育事業所での利用

■ 1号認定～3号認定について

種別	対象者	利用できる教育・保育施設、事業
1号認定	子どもが満3歳以上で、教育を希望する子ども（保育の必要性なし）	幼稚園・認定こども園
2号認定（教育希望）	子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当するが、教育の利用希望が強い子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育を希望する子ども	認定こども園・保育園
3号認定	子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育を希望する子ども	認定こども園・保育園・地域型保育事業

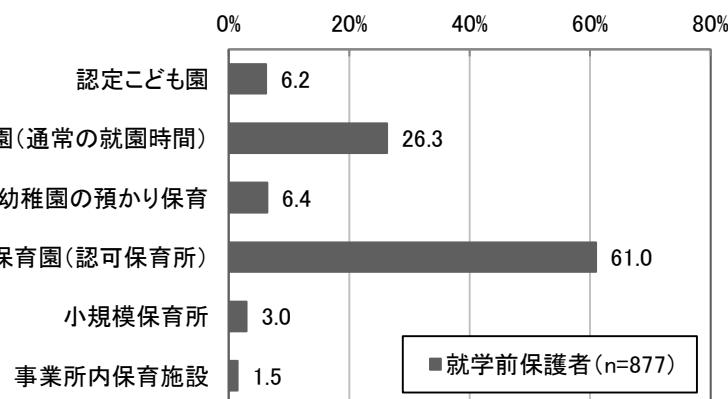
2027年度					2028年度					2029年度							
1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定		
	教育 希望	左記 以外	2歳	1歳	0歳		教育 希望	左記 以外	2歳	1歳	0歳		教育 希望	左記 以外	2歳	1歳	0歳
1,748	696	4,520	1,348	1,019	177	1,740	657	4,440	1,335	1,010	173	1,770	634	4,451	1,322	1,000	172
江南市 220	—	—	—	—	—	江南市 220	—	—	—	—	—	江南市 220	—	—	—	—	—
1,073	6,579	1,314	1,083	346		1,073	6,579	1,314	1,083	346		1,073	6,579	1,314	1,083	346	
3,826	—	—	—	—		3,826	—	—	—	—		3,826	—	—	—	—	
—	—	—	163	128	107	—	—	—	163	128	107	—	—	—	163	128	107
2,235	2,059	129	192	276		2,282	2,139	142	201	280		2,275	2,128	155	211	281	

[量の見込みの説明] ニーズ調査の結果に基づき算出した数値を、利用実績等を勘案し、補正して設定

※ 2号認定の必要利用定員総数のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い家庭については、幼稚園利用が見込まれるため、1号認定の確保の内容に含めるものとします。

教育・保育事業の利用状況（抜粋）

「保育園（認可保育所）」が61.0%と最も多く、次いで「幼稚園（通常の就園時間）」が26.3%となっています。



資料:ニーズ調査(2023年)

<東区域>

年度 認定区分		2025 年度						2026 年度					
		1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育 希望	左記 以外	2歳	1歳	0歳		教育 希望	左記 以外	2歳	1歳	0歳
必要利用定員総数（人）		499	202	1,166	278	213	28	465	194	1,107	281	215	28
必要利用定員総数（人） (他市町村の子ども)	江南市	120	—	—	—	—	—	江南市	—	—	—	—	—
確保の 内容 (定員)	特定教育・保育施設		462	1,505	281	251	61		462	1,505	281	251	61
	確認を受けない幼稚園 (他市町村の子ども分を含む)		1,232	—	—	—	—		1,232	—	—	—	—
	地域型保育事業		—	—	—	18	11	9	—	—	—	18	11
過不足			873	339	21	49	42		915	398	18	47	42

<西区域>

年度 認定区分		2025 年度						2026 年度					
		1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育 希望	左記 以外	2歳	1歳	0歳		教育 希望	左記 以外	2歳	1歳	0歳
必要利用定員総数（人）		608	347	1,453	336	249	48	581	326	1,380	340	251	47
必要利用定員総数（人） (他市町村の子ども)	江南市	0	—	—	—	—	—	江南市	—	—	—	—	—
確保の 内容 (定員)	特定教育・保育施設		0	1,901	374	287	98		95	1,901	374	287	98
	確認を受けない幼稚園 (他市町村の子ども分を含む)		1,720	—	—	—	—		1,450	—	—	—	—
	地域型保育事業		—	—	—	37	35	24	—	—	—	37	35
過不足			765	448	75	73	74		638	521	71	71	75

<北区域>

年度 認定区分		2025 年度						2026 年度					
		1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育 希望	左記 以外	2歳	1歳	0歳		教育 希望	左記 以外	2歳	1歳	0歳
必要利用定員総数（人）		371	81	1,224	286	210	38	347	77	1,162	289	212	38
必要利用定員総数（人） (他市町村の子ども)	江南市	100	—	—	—	—	—	江南市	—	—	—	—	—
確保の 内容 (定員)	特定教育・保育施設		360	1,713	338	266	104		360	1,713	338	266	104
	確認を受けない幼稚園 (他市町村の子ども分を含む)		420	—	—	—	—		420	—	—	—	—
	地域型保育事業		—	—	—	14	12	12	—	—	—	14	12
過不足			228	489	66	68	78		256	551	63	66	78

<中区域>

年度 認定区分		2025 年度						2026 年度					
		1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育 希望	左記 以外	2歳	1歳	0歳		教育 希望	左記 以外	2歳	1歳	0歳
必要利用定員総数（人）		507	156	1,231	376	293	65	483	147	1,169	380	295	64
必要利用定員総数（人） (他市町村の子ども)	江南市	0	—	—	—	—	—	江南市	—	—	—	—	—
確保の 内容 (定員)	特定教育・保育施設		156	1,460	321	279	83		156	1,460	321	279	83
	確認を受けない幼稚園 (他市町村の子ども分を含む)		724	—	—	—	—		724	—	—	—	—
	地域型保育事業		—	—	—	94	70	62	—	—	—	94	70
過不足			217	229	39	56	80		250	291	35	54	81

2027 年度						2028 年度						2029 年度					
1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
	教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
437	174	1,038	294	225	28	437	161	1,020	291	223	27	446	154	1,022	288	221	27
江南市 120	—	—	—	—	—	江南市 120	—	—	—	—	—	江南市 120	—	—	—	—	—
462		1,505	281	251	61	462		1,505	281	251	61	462		1,505	281	251	61
1,232			—	—	—	1,232			—	—	—	1,232			—	—	—
—	—	—	18	11	9	—	—	—	18	11	9	—	—	—	18	11	9
963	467	5	37	42		976	485	8	39	43		974	483	11	41	43	

2027 年度						2028 年度						2029 年度					
1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
	教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
536	315	1,295	355	263	47	537	299	1,272	352	261	46	545	293	1,275	348	258	46
江南市 0	—	—	—	—	—	江南市 0	—	—	—	—	—	江南市 0	—	—	—	—	—
95		1,901	374	287	98	95		1,901	374	287	98	95		1,901	374	287	98
1,450			—	—	—	1,450			—	—	—	1,450			—	—	—
—	—	—	37	35	24	—	—	—	37	35	24	—	—	—	37	35	24
694	606	56	59	75		709	629	59	61	76		707	626	63	64	76	

2027 年度						2028 年度						2029 年度					
1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
	教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
320	71	1,091	302	222	38	315	68	1,071	299	220	37	320	64	1,074	296	218	37
江南市 100	—	—	—	—	—	江南市 100	—	—	—	—	—	江南市 100	—	—	—	—	—
360		1,713	338	266	104	360		1,713	338	266	104	360		1,713	338	266	104
420			—	—	—	420			—	—	—	420			—	—	—
—	—	—	14	12	12	—	—	—	14	12	12	—	—	—	14	12	12
289	622	50	56	78		297	642	53	58	79		296	639	56	60	79	

2027 年度						2028 年度						2029 年度					
1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
	教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
455	136	1,096	397	309	64	451	129	1,077	393	306	63	459	123	1,080	390	303	62
江南市 0	—	—	—	—	—	江南市 0	—	—	—	—	—	江南市 0	—	—	—	—	—
156		1,460	321	279	83	156		1,460	321	279	83	156		1,460	321	279	83
724			—	—	—	724			—	—	—	724			—	—	—
—	—	—	94	70	62	—	—	—	94	70	62	—	—	—	94	70	62
289	364	18	40	81		300	383	22	43	82		298	380	25	46	83	

(2) 地域子ども・子育て支援事業

a. 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業は、在宅で子育てをする家庭を含め、全ての子育て家庭に対して、その状況に応じた支援を行い、総合的な子育て環境の向上を実現するために重要な事業であり、質と量の両面にわたる充実をめざします。

b. 提供体制の確保の内容等を定める地域子ども・子育て支援事業

次に掲げる地域子ども・子育て支援事業について、提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

一宮市での事業名称又は通称〔事業名称〕

① 妊婦健診〔妊娠健康診査〕

② 妊婦等包括相談支援事業

③ こんにちは赤ちゃん訪問事業〔乳児家庭全戸訪問事業〕

④ 産後ケア事業

⑤ 利用者支援事業（こども家庭センター型）

⑥ 子育て短期支援事業

⑦ 子育て世帯訪問支援事業

⑧ 養育支援訪問事業

⑨ 親子関係形成支援事業

⑩ 利用者支援事業（特定型）

⑪ 利用者支援事業（地域子育て相談機関）

⑫ 子育て支援センター事業〔地域子育て支援拠点事業〕

⑬ ファミリー・サポート・センター事業〔子育て援助活動支援事業〕

⑭ 一時預かり事業

⑮ こども誰でも通園制度〔乳児等通園支援事業〕

⑯ 病児保育事業

⑰ 延長保育事業〔時間外保育事業〕

⑱ 実費徴収に係る補足給付事業

⑲ 放課後児童クラブ〔放課後児童健全育成事業〕

c. 提供体制の確保の内容及びその実施時期

① 妊婦健診[妊婦健康診査]

妊娠から出産まで、定期的に医療機関や助産院で健康診査を受け、胎児や妊婦の問題の発見や早期対応により、安全な出産を確保します。

■量の見込みに対する確保の内容

	前回計画 2023 年度 (実績値)	本計画				
		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
見込み量	対象者数 (人)	2,195	2,349	2,323	2,301	2,279
	受診者数 (人)	2,195	2,349	2,323	2,301	2,279
	延べ受診 回数 (件)	28,699	32,886	32,522	32,214	31,906
確保内容	受診者数 (人)	2,464	2,349	2,323	2,301	2,279
	延べ受診 回数 (件)	34,496	32,886	32,522	32,214	31,906

[量の見込みの説明] 0 歳児の人口推計、利用実績等を勘案して設定

■方針

- ・全ての対象者が健診を受けることができる体制を確保しています。
- ・妊婦健康診査は妊婦の健康の保持増進及び異常の早期発見・早期治療を図るため、妊娠届出書の提出時に、「母子健康手帳（母子手帳）」とともに交付する、「母と子のしおり」に綴られている健康診査受診票（妊婦健診 14 回と子宮頸がん検診 1 回の計 15 枚）により、医療機関及び助産所で健康診査を受けていただくものです。妊娠中の健康管理のためには、早期の届け出と定期的な健康診査の受診が重要になるため、広く機会を捉えて啓発に努めています。

② 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等に関する面談や情報提供を行うとともに、必要な支援につなげます。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画 2023 年度 (実績値)	本計画				
			2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
見込み量	面談件数 (回)	6,588	7,047	6,969	6,903	6,837	6,786
確保内容	面談件数 (こども家庭 センター) (回)	6,588	7,047	6,969	6,903	6,837	6,786

[量の見込みの説明] 0歳児の人口推計、利用実績等を勘案して設定

■方針

- ・見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・妊娠届出時、32週家庭訪問時、こんにちは赤ちゃん訪問時の合計3回の面談を行います。
- ・妊婦等包括相談支援事業は、こども家庭センターの母子保健機能として、引き続き3か所の保健センターで実施します。

③ こんにちは赤ちゃん訪問事業[乳児家庭全戸訪問事業]

生後 4 か月までの乳児がいる家庭を訪問員等が訪問し、安心して子育てできるよう、育児相談と保健サービスの紹介を行います。併せて養育環境の把握によって今後の支援につなげます。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画 2023 年度 (実績値)	本計画				
			2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
見込み量	出生数 (人)	2,203	2,349	2,323	2,301	2,279	2,262
	訪問件数 (件)	2,129	2,349	2,323	2,301	2,279	2,262
確保内容	訪問件数 (件)	2,466	2,349	2,323	2,301	2,279	2,262

[量の見込みの説明] 0 歳児の人口推計を出生数とみなして設定

■方針

- ・全ての対象児のいる家庭を訪問できる体制を確保しています。
- ・市民課などへの出生届提出時に「赤ちゃんが生まれました《連絡票》」の回収を行い、出産後の連絡先・新生児産婦訪問の希望の有無を確認しています。
- ・連絡票の提出がない方は住民基本台帳の情報から把握し、生後 4 か月までに全ての家庭へ訪問員・保健師・助産師（新生児産婦訪問を兼ねる）が家庭訪問等を行えるように努めます。
- ・長期入院、里帰り出産等で家庭訪問が実施できない方については、4 か月児健康診査で面接し、養育環境の把握と保健サービスの紹介を行います。

④ 産後ケア事業

出産後の母子に対して、助産師や看護師等による授乳指導や沐浴指導、育児指導、傾聴等を行うことにより母体の心身の回復を進めるとともに母親自身のセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、産後うつ病や虐待防止につながるよう支援します。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画 2023 年度 (実績値)	本計画				
			2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
見込み量	延べ利用数 (人／年間)	59	135	183	231	279	327
確保内容	延べ利用数 (人／年間)	59	135	183	231	279	327

[量の見込みの説明] 実績値及び県の平均見込み数の割合を勘案して設定

■方針

-
- ・出産後 1 年を経過しない母子で心身のケアや保健指導、育児に関する指導や育児サポート等の産後ケアを必要とする方を対象に、医療機関等に宿泊してケアを行う「宿泊型」と、助産師等が対象者の居宅においてケアを行う「アウトリーチ型」を実施します。
-

⑤ 利用者支援事業(こども家庭センター型)

妊産婦や乳幼児への健康に関する支援を行う母子保健機能と、子どもや子育て家庭に関する相談を行う児童福祉機能を連携させることで、全ての妊産婦・子育て家庭について総合的に支援します。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画 2023 年度 (実績値)	本計画				
			2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
見込み量	実施か所数 (か所)	—	1	1	1	1	1
確保内容	実施か所数 (か所)	—	1	1	1	1	1

[量の見込みの説明] 母子保健機能と児童福祉機能の中核的機能を担うことから、実施か所数を 1 か所で設定

■方針

- ・これまでの子育て世代包括支援センター（母子保健型）と子ども家庭総合支援拠点の機能を引き続き活かしながら、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目のない一体的な支援を行います。
- ・旧「母子健康包括支援センター事業」である「こども家庭センター型（母子保健機能）」については、引き続き 3 か所の保健センターで実施します。

⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、宿泊を伴う預かりを行う事業です。本市では、児童養護施設や乳児院、里親への委託により預かりを行います。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画 2023 年度 (実績値)	本計画				
			2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
見込み量	延べ利用数 (人／年間)	33	120	120	120	120	120
確保内容	延べ利用可能数 (人／年間)	100	120	120	120	120	120
	実施か所数 (か所)	5	6	6	6	6	6

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

■方針

- ・宿泊を伴う預かりの委託先として児童養護施設が3か所、乳児院が2か所のほか、里親宅があり、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・常時利用される事業ではなく、緊急時などに一時的に利用されるサービスで、利用状況は年度により大きく変動があります。
- ・子育て中にさまざまな事態が生じたときに対応できるサービスとして、現在の水準を維持していきます。

⑦ 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に不安・負担を抱えた家庭、妊産婦、ヤングケアラー等の居宅を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児の支援を行います。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画 2023年度 (実績値)	本計画				
			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	延べ利用数 (人／年間)	—	480	480	480	480	480
確保内容	延べ利用可能数 (人／年間)	—	480	480	480	480	480

[量の見込みの説明] 養育支援訪問事業における実績値を勘案して設定

■方針

- ・一宮市要保護児童対策地域協議会での協議により、子育て世帯訪問支援の必要性を判定し、訪問支援を行います。
- ・ヘルパーにより、食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等の家事支援や、沐浴、授乳等の育児支援を行います。
- ・家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としており、見込み量に対する確保内容の維持に努めます。

⑧ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を保健師が訪問して、養育が適切に行われるよう、相談や指導、助言などの専門的支援を行います。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画 2023 年度 (実績値)	本計画				
			2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
見込み量	訪問支援必要家庭数（件／年間）	103	90	90	90	90	90
確保内容	訪問支援可能家庭数（件／年間）	103	90	90	90	90	90

〔量の見込みの説明〕 実績値を勘案して設定

■方針

- ・見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・一宮市要保護児童対策地域協議会による、要保護児童・要支援児童の見守りを行う中で、個々のケースについて訪問支援の必要性を検討していきます。要保護児童・要支援児童の支援を行ううえで有効な方策であり、今後も現在の水準を維持していきます。

⑨ 親子関係形成支援事業

子育てに悩みや不安を抱えている保護者やその子どもに対して、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に相談、情報交換ができる場を設けるなど必要な支援を行います。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画 2023年度 (実績値)	本計画				
			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	利用数 (人)	20	20	20	20	20	20
確保内容	利用可能数 (人)	20	20	20	20	20	20

〔量の見込みの説明〕 実績値を勘案して設定

■方針

- ・療育相談などを通じて、親子の関係性や子どもとのかかわり方等に不安を抱えている保護者に対して、ペアレント・プログラムへの参加を促します。
- ・親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業となっており、見込み量に対する確保内容の維持に努めます。

⑩ 利用者支援事業(特定型)

保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう、保育の利用に向けた相談支援を行います。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画 2023年度 (実績値)	本計画				
			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	実施か所数 (か所)	1	1	1	1	1	1
	面接件数 (件)	1,697	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
確保内容	実施か所数 (か所)	1	1	1	1	1	1
	面接件数 (件)	1,697	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700

[量の見込みの説明] 現行体制で確保を行うことから、実施か所数を1か所で設定

面接件数については、実績値を勘案して設定

■方針

- ・保育園等の保育の利用に向けた相談支援を行うことができるよう、保育課の窓口に研修を修了した専任職員を配置します。

⑪ 利用者支援事業(地域子育て相談機関)

身近な地域においても、妊産婦や子育て世帯が子育て情報の提供を受け、また、子育てに関する相談ができる体制を整えます。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画 2023年度 (実績値)	本計画				
			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	実施か所数 (か所)	—	6	6	6	6	6
確保内容	実施か所数 (か所)	—	6	6	6	6	6

[量の見込みの説明] 現行の子育て支援センターを当機関に位置づけるため、実施か所数を6か所で設定

■方針

- ・利用者にとって気軽に立ち寄ることができ、その中で子育てに関する疑問や悩みを相談することができる雰囲気づくりに努めます。
- ・必要に応じてこども家庭センターと連携・調整を行います。

⑫ 子育て支援センター事業[地域子育て支援拠点事業]

公共施設や保育園など、地域の身近な場所において子育て中の親子の交流の場を提供し、育児相談等を実施します。本市では、子育て支援センターを市内に6か所設置しているほか、子育てひろばを民間委託して、事業を展開しています。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画 2023年度 (実績値)	本計画				
			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	延べ利用数 (人／年間)	52,631	48,822	47,536	46,614	45,964	45,820
確保内容	延べ利用可能数 (人／年間)	186,000	186,000	186,000	186,000	186,000	186,000
	実施か所数 (か所)	8	8	8	8	8	8

[量の見込みの説明] 延べ利用数については実績値を勘案して設定

現行体制の実施か所数である8か所で設定

※移動子育て支援センターの数値を含む。

■方針

- ・市の子育て支援センター6か所、民間委託の子育てひろば2か所、加えて市内の公共施設に向いて臨時開設する移動子育て支援センター「こっこ」も設置しており、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・ウェブサイトやアプリの活用により、多くの親子に行事予定を提供するなど、情報発信に努めます。
- ・保育園の一部を転用した2施設については老朽化が進んでおり、今後、大規模改修や市内の他施設との複合化や効率的な運用も視野に入れて検討していきます。

⑯ ファミリー・サポート・センター事業[子育て援助活動支援事業]

子どもの預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。本市では「いちのみやファミリー・サポート・センター」を設置しています。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画 2023年度 (実績値)	本計画				
			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	活動件数 (件／年間)	4,422	4,264	4,157	4,059	3,963	3,866
	うち小学生 (件／年間)	2,324	2,227	2,174	2,115	2,048	1,963
確保内容	活動可能件数 (件／年間)	4,422	4,422	4,422	4,422	4,422	4,422
	援助会員数 (人)	54	91	91	91	91	91
	依頼会員数 (人)	470	654	637	622	607	593
	両方会員数 (人)	52	49	49	49	49	49

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

■方針

- ・見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・ファミリー・サポート・センター事業は、多様な預かり等の要望に対応できる事業であり、利用ニーズの適正な把握に努めることにより、サービス提供体制の確保を行います。
- ・急な依頼にも対応できるようにするために不可欠な、援助会員数の確保に努めます。

⑯ 一時預かり事業

ア 幼稚園型(在園児)【幼稚園における一時預かり(預かり保育)】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった在園児について、通常の教育時間後や長期休業中などに、幼稚園又は認定こども園において一時的に預かる事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画 2023年度 (実績値)	本計画				
			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	延べ利用数 (人／年間)	85,575	79,728	75,702	71,020	69,758	69,941
	1号認定 (人／年間)	—	36,462	34,621	32,480	31,903	31,986
	2号認定 (人／年間)	—	43,266	41,081	38,540	37,855	37,955
確保内容	延べ利用可能数 (人／年間)	98,000	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000

〔量の見込みの説明〕 ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

イ 幼稚園型以外(在園児を除く。)【保育園・中央子育て支援センターでの一時預かり】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。本市では、保育園の「一時保育事業」、中央子育て支援センターの「子ども一時預かり事業」などがあります。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画 2023年度 (実績値)	本計画				
			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	延べ利用数 (人／年間)	20,540	19,216	18,715	18,335	18,039	17,899
	一時保育 (人／年間)	49,810	30,400	30,400	30,400	30,400	30,400
	子ども一時預かり (人／年間)	4,000	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
	子育て援助活動 支援(人／年間)	4,422	4,422	4,422	4,422	4,422	4,422
計(人／年間)		58,232	38,622	38,622	38,622	38,622	38,622

〔量の見込みの説明〕 ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

■実施のための方針

- ・「ア 幼稚園型（在園児）」、「イ 幼稚園型以外（在園児を除く。）」ともに、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・引き続き利便性の向上を図りつつ、保護者の社会参加の促進や、育児による心身の疲労回復に資する事業として展開していきます。

⑯ こども誰でも通園制度[乳児等通園支援事業]

保育園等に入園していない満3歳未満の子どものいる家庭に対して、就労要件等を問わず月一定時間まで柔軟に利用できる通園制度を実施します。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画 2023年度 (実績値)	本計画				
			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	延べ利用数 (人／日)	—	—	160	150	140	133
	0歳児 (人／日)	—	—	52	50	49	47
	1歳児 (人／日)	—	—	74	69	63	60
	2歳児 (人／日)	—	—	34	31	28	26
確保内容	延べ利用数 (人／日)	—	—	160	160	160	160
	0歳児 (人／日)	—	—	52	52	52	52
	1歳児 (人／日)	—	—	74	74	74	74
	2歳児 (人／日)	—	—	34	34	34	34

[量の見込みの説明] 未就園児が月10時間利用すると仮定し、定員1人1か月当たりの受け入れ時間数は月176時間（8時間×22日）として算出

■方針

- ・見込み量に対応できる体制を確保します。
- ・保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、地域子育て支援拠点など、さまざまな施設で事業の実施を検討します。

⑯ 病児保育事業

保育を必要とする乳児・幼児又は小学校1～4年生で、疾病にかかっている子どもや回復期の子どもについて、保育所、診療所その他施設において保育を行う事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画 2023年度 (実績値)	本計画				
			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	延べ利用数 (人／年間)	1,519	2,680	2,680	2,680	2,680	2,680
確保内容	延べ利用可能数 (人／年間)	3,322	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630
	実施か所数 (か所)	3	3	3	3	3	3

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

■方針

- ・見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・地域のバランスを考慮し、引き続き東地区に1か所の設置を検討します。
- ・病児保育の充実については、医療機関の協力が必要であり、設置の要請を継続します。

⑯ 延長保育事業[時間外保育事業]

保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、保育標準時間又は保育短時間の最長保育時間を超えて保育園を利用する事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画 2023 年度 (実績値)	本計画				
			2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
見込み量	18 時以降の利用希望数（人）	1,586	1,518	1,478	1,449	1,429	1,425
確保内容	利用可能数（人）	2,934	3,035	3,035	3,035	3,035	3,035
	実施園数 <市立>（か所）	31	31	31	31	31	31
	実施園数 <私立>（か所）	15	20	20	20	20	20

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

■方針

- ・見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・共働き世帯の増加、働き方の多様化などの影響により利用ニーズは変化しますが、状況を注視しながら、サービスの提供に努めます。

⑯ 実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用、行事への参加に要する費用、給食の副食材料費（新制度未移行の幼稚園対象）等を助成する事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画 2023年度 (実績値)	本計画				
			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	給付件数 (件)	5,109	5,055	4,922	4,826	4,759	4,744
確保内容	給付件数 (件)	5,109	5,055	4,922	4,826	4,759	4,744

[量の見込みの説明] 実績値を勘案して設定

■方針

-
- 子どもの円滑な施設利用と健やかな成長を支援するため、生活保護世帯等に属する子どもの保育園や幼稚園等で使用する日用品や文房具の購入費用、行事の参加に要する費用を助成します。
 - 新制度未移行の幼稚園を利用する年収360万円未満相当世帯の子どもや多子世帯における3番目以降の子どもにかかる副食材料費を補助します。
-

⑯ 放課後児童クラブ【放課後児童健全育成事業】

主に保護者が就労等により屋間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全育成を図る事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画 2023年度 (実績値)	本計画				
			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	利用希望児童（人）	3,381	3,548	3,477	3,396	3,268	3,100
	低学年（人）	2,738	2,884	2,818	2,764	2,640	2,480
	高学年（人）	643	664	659	632	628	620
確保内容	定員（人）	5,156	5,160	5,160	5,160	5,160	5,160
	施設数（か所）	60	60	60	60	60	60
	小学校ごとの過不足の合計（人）	0	0	0	0	0	0

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

※放課後児童クラブは、小学校区ごとに過不足を判定する必要があることから、「小学校区ごとの過不足の合計」欄には各小学校区における待機児童数の合計を記載しています。

■方針

- ・放課後児童クラブ【放課後児童健全育成事業】に対するニーズは、5年前のアンケート調査と比較して、同じような傾向を示しています。
- ・特定の小学校区で一時的に利用者が増加することがあるため、引き続き、小学校区ごとのニーズ量を正確に把握する必要があります。
- ・「仕事と子育ての両立支援」の基幹的事業として、ひとり親家庭、父母ともにフルタイムの共働き家庭（合わせて小学生の子育て家庭の32.8%）を基本的な対象として把握し、どの小学校区においても、児童数に対して一定割合の子どもが利用できるような運営を進めます。
- ・安心・安全な施設運営のため、施設の補修や職員の研修など質の向上に努めます。
- ・放課後の子どもの居場所という点では目的を同じくする「放課後子ども教室」と連携し、相互の役割分担と協力のもとで子どもの居場所づくりを進めていきます。

3 放課後対策の総合的推進

(1) 放課後対策事業の現状

① 放課後児童クラブ・放課後子ども教室

放課後の小学生に居場所を提供する事業として、次の2つの事業を実施しています。

事業名称	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	放課後子ども教室 (放課後子ども教室推進事業)
対象児童	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1～6年生 ※希望者が定員を超える場合は必要性の高い子どもを優先	保護者の就労・未就労にかかわらず、全ての小学1～3年生 ※希望者が定員を超える場合は、抽選
主な活動場所	児童館や地域の公民館など	小学校施設
利用者負担	放課後児童クラブ利用手数料	無料
実施状況	全ての小学校区で実施	全ての小学校で実施

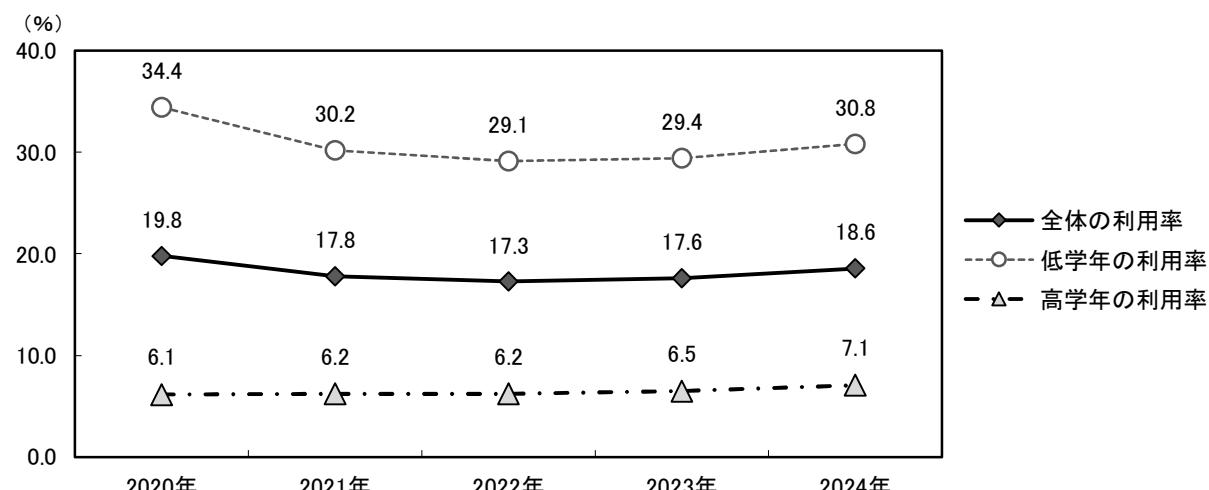
② 放課後児童クラブの利用傾向

放課後児童クラブの利用者数は、一旦はコロナ禍で減少したものの、少子化により児童数が減少傾向にある中でも徐々に増加しており、特に高学年の利用率が高くなってきています。

放課後児童クラブの利用ニーズの高まりは、共働き家庭の増加によるものと推測されます。

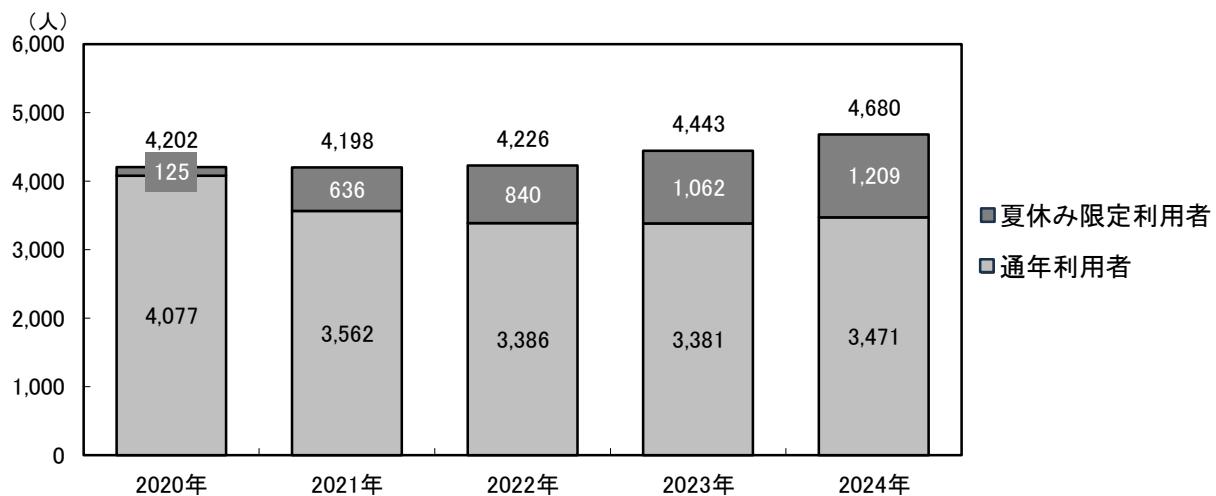
また、待機児童が解消されるにつれ、その利用傾向は年間をとおしての利用（通年利用）から、夏休みの限定利用に移行しています。

■放課後児童クラブの利用率（通年利用者のみ）



資料：子育て支援課

■放課後児童クラブの通年利用者と夏休み限定利用者



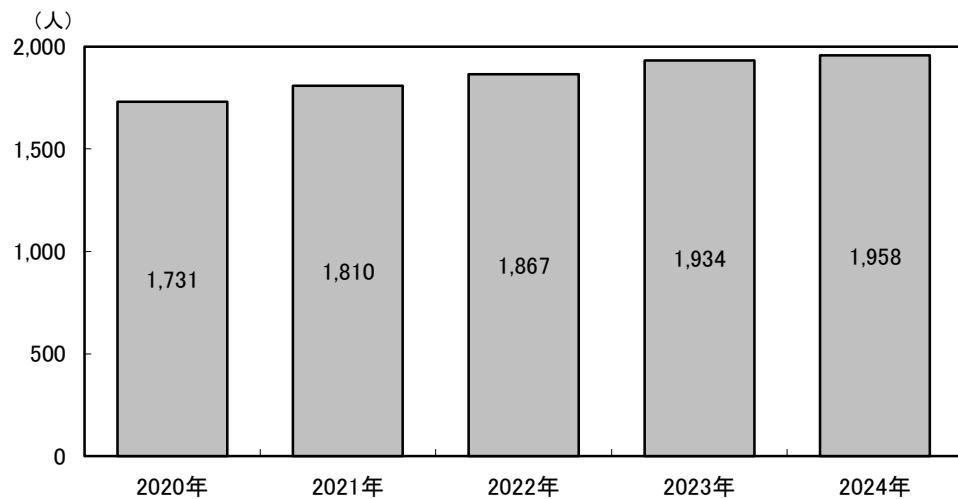
※2020年の夏休みは8月の利用者のみ

資料：子育て支援課

③ 放課後子ども教室の利用傾向

放課後子ども教室においても、その利用者数は年々増加傾向にあります。

■放課後子ども教室の利用者数



資料：青少年課

(2) 放課後対策事業の基本方針

① 放課後児童クラブの基本方針【再掲】

「仕事と子育ての両立支援」の基幹的事業として、ひとり親家庭、父母ともにフルタイムの共働き家庭（合わせて小学生の子育て家庭の 32.8% P.18 参照）を基本的な対象として把握し、どの小学校区においても、児童数に対して一定割合の子どもが利用できるような運営を進めます。

⇒目標・確保方策は P.120 「⑯放課後児童クラブ〔放課後児童健全育成事業〕」に記載のとおり

● 特別な配慮を必要とする児童への対応

放課後児童クラブにおいて、特別な配慮が必要な児童の受け入れの際には、必要に応じて支援員の加配を行ったり、関係部署との連携を図ったりして、弾力的な受け入れの継続に努めます。

特別支援学校へ通う障害のある子どもについては、障害児児童クラブ（けやき児童クラブ、ポップラ児童クラブ）で支援を行います。

● 放課後児童クラブの開所時間の延長

全ての放課後児童クラブにおいて、こども家庭庁が定める「放課後児童健全育成事業実施要綱」にある開所時間の延長を実施しています。引き続き、全ての放課後児童クラブで開所時間の延長を実施していきます。

■放課後児童クラブの開所時間

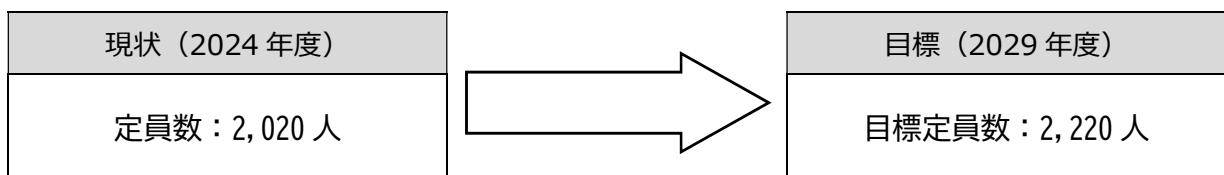
	一宮市	要 約
小学校の授業の休業日（長期休暇期間）に行う放課後児童健全育成事業	1日につき 11 時間 30 分	1日につき 8 時間
小学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う放課後児童健全育成事業	1日につき 4 時間	1日につき 3 時間

② 放課後子ども教室推進事業の基本方針

全小学校において保護者の就労・未就労にかかわらず、全ての子どもが多様な体験・活動を行うことができる環境整備を推進します。

放課後児童クラブの待機児童の受け皿として、両事業の待機児童の動向を踏まえるなど、必要性の高い学校から定員数の増加や教室の拡充を進めます。

■放課後子ども教室整備計画



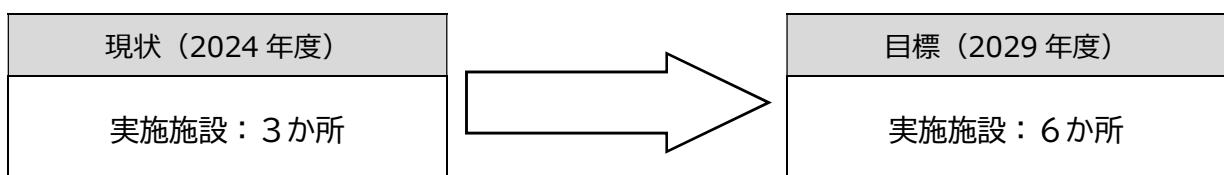
(3) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携方針・目標

① 連携型^{※1}と校内交流型^{※2}

放課後児童クラブと放課後子ども教室が同一敷地内で実施されている小学校においては、両施設の利用人数や施設の空き状況を考慮しつつ、できる限り早期に校内交流型を実施できるよう努めます。

また、両施設が同一敷地内にない場合は、校内交流型の実施が終了した後、連携型の実施の取組に努めます。

■校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室整備計画



※1) 連携型：放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの。

※2) 校内交流型：連携型のうち、同一敷地内で両事業を実施しているもの。

② 連携による事業の推進体制

「一宮市こども総合計画推進会議」のもとに、「放課後総合対策部会」を設置して、検討・推進を行います。

担当	課名
放課後児童健全育成事業主管課	子ども家庭部子育て支援課
放課後子ども教室推進事業主管課	子ども家庭部青少年課
学校施設管理主管課	教育部総務課

放課後対策事業の推進にあたっては、小学校施設の十分な活用を検討します。具体的には、個別事案ごとに「放課後総合対策部会」で検討を進めます。

(4) 児童館の活用の検討

児童館は、子どもに健全な遊びを提供する児童厚生施設です。児童館の一般利用は、放課後の小学生に居場所を提供する役割を担っており、放課後児童クラブや放課後子ども教室のように登録をしなくとも、自由に子どもが来館して利用することができます。

しかし、本市の児童館は、設置後、相当の年数が経過した施設が多いことから、順次、施設の改修を進めているところです。利用する子どもに、より適切な遊びを提供するため、今後も、設備の充実や不良か所の修繕など、計画的な施設整備に努めます。

■児童館の概要

設置数	25館（各連区に1館。ただし、木曽川町連区は3館。）
開館日時	月～土曜日 9時30分～17時30分